

之雖功淺、先散悶、聞之雖句微、忘憂、清潔而非、晚茶之粧、馥郁而離、廣葉之疑、噫、地藏院無雙之五月五日茶也、側聞彼薩埵者、昔於喜見城、蒙世尊之付屬、以還、鎮遊六道、代受苦之衆生、常趣三途、救墮罪之羣類、依之交、忍辱之衣於焦熱之煙、傷慈悲之膚於紅蓮之冰、凡苦茶之遊宴者、先與而無實、本戲而有偽、然而此茶判之時者、稱彼院號之間、自結於緣、偏憑化道、誠是言語道斷御茶也、

伍修者、雖非本須、爲非、所謂其國鄰、觀海之岸、其葉生、從鹽風之盧、訪出所、清見關之塔頭、溫模樣、梅尾寺之末流也、姑洗之半、穀雨之後、禪侶喝食、起靜坐之牀、出看經之窻、齋前被摘之間、平常之色香、誠佳作之精粹也、依之橫、鼻端於建蓋之緒、著精採於茶箋之前、情思本來之色味、都不識得之、如何提撕々々、於戲、茶廻盞中、月明池上、殊勝々々茶也、五種御茶、依巨背、嚴命、慈恩判之條、見者嘲、面前如聽、陳謝頗閉口、恐與恥相半也、凡茶未生之古、

一色以舉、而酒茶流布、今世悉厭酒、時之用捨、人之好惡、賞與不賞也、然而至茶喫之喉吻潤、翫之肌骨清、至好之妙、茶獨拔出之世、御望愛之條、感思不少、達人望通、僊靈、唯是茶也、此等趣參御會、所可申也、恐惶謹言、

酒 茶 論

一條岐陽乙律寺沙門蘭叔述

春晝聞然、而四無人聲、唯花片染眼、鳥聲滿耳而已、當此時、空谷有聲、二客蹇然而來、一人者花間開筵而飲、酒不喫、茶、一人者松邊下榻而喫、茶不飲、酒、兩人相對春遊移刻、問其姓名、花間開筵者曰、吾無姓名、自號忘憂君、松邊下榻者曰、自號滌煩子、於茲忘憂君謂滌煩子曰、此中不可容俗談、汝須論茶德、吾乃論酒之德、滌煩子曰、止々、不可論矣、汝酒何類、吾茶、汝酒者世尊在世時、娑竭陀醉臥吐泣、衣鉢縱橫、以彼因緣、制飲酒、又一鬼問目連、我頑無所知、何罪所致、答言、汝爲人時、強勸人酒、令其顛倒、又曰、酒有三十六失、人飲酒皆犯三十六失、故世尊深戒之、然而失天下亡身者酒也、忘憂君怒曰、汝饒舌如鸚鵡叫、煎茶不恐人、

汝纔知小而不、知大、世尊曰、酒者甘露良藥、又波斯匿王未利夫人犯飲酒、世尊曰、如此犯戒得大功德、又曰、菩薩以酒施人、於佛無過、又四天王有天漿、名爲花酒、又阿修羅以四大海爲酒、而飲之猶不足、阿修羅此醜云、無酒、上自四天王、下至阿修羅界、悉用酒、如來藏中、酒之德惟夥、未聞有茶德、亦復六經不載、茶、滌煩子曰、七佛師文殊大士、於五臺山、與無著、喫茶、舉起玻璃盞子云、南方有這箇麼、然則是文殊非文殊、百千文殊皆須喫茶、加之有真如茶、有鹿苑茶、又茶榜云、喚起華嚴大海衆、古來獻佛以茶不、以酒、佛教豈無茶德、汝所謂六經不載、茶、如離騷不載、梅、以天下更無清可、比也、若論禪門、趙州喫茶、保七百甲子、風穴賞茶、匡三巡禮度、瀉山摘茶、知體用、香嚴點茶、原好夢、南泉同魯祖歸宗、杉山、喫茶、洞山爲雪峯岩頭、欽山、行茶、夾山、監中之一甌、投子、飲後之椀、皆是叢林盛事也、忘憂君曰、吾酒者第七祖婆須密、手執酒

器與六祖彌遮迦問答，婆須密從是得大法器，的相承而至今日，又曇橘州者蜀英也，性器酒，諸方謂之酒曇，或芭蕉泉禪師以杖荷大酒瓢，往來山中，馬祖有浮和尚，黃檗有唾酒糟漢，或曹山白家酒，猶未霑唇，青峯蒲萄酒，飲者方知，且又晉陶醉酒漢，常愛酒而無一點俗，繼呼為第一達磨，抑又僧家號般若湯，專用之，汝前道失天下亡身者酒也，此事如何，濠煩子曰，桀紂兩王酣飲而果失天下，羲和二氏沈湎而竟亡其身，豈虛言乎哉，忘憂君曰，不然，昔堯帝累千觴，則其仁傳萬古，孔子傾百盞，則其德溢四海，儀狄作酒，禹王飲之，杜康造酒，武帝歌曰，何以解我憂，唯有杜康酒，高宗中興殷，夢以得麴蘖也，又以清為聖，以濁為賢，則聖賢道，亦起自酒，又飯後飲謂之中酒，古經曰，不醉不醒，飲謂之中，由之觀之，中庸之道亦起自酒焉，又史記云，百藥長矣酒哉，濠煩子曰，茶之為飲，發神農，聞魯周公，齋有晏嬰，漢有楊雄，司馬相如，吳有韋曜，

晉有劉琨，張載，遠祖納謝安左思之徒，皆飲焉，凡出天地間者，人倫禽獸山川草木也，就中以人倫為貴，分茶之一字，則人在草木之間，汝酒者纔稱水邊鳥矣，禽獸豈可及，人倫忘憂君曰，人有貴賤，位有上下，人若在草木間，豈貴人公子哉，雉兔菟菴之輩乎，殊對花啜茶，為殺風景之一，則非貴人公子所玩，唐李杜者，天下名士也，常愛水邊鳥，而終化開元二鳥，而翼蔽天下，則汝輩草木間藏身耳，濠煩子曰，汝如猩猩之醉能言，獼猴之嘲笑，人吾雖不貴，禽獸隨汝言，若以禽獸論之，吾茶者，有時成鳳凰團，有時作壁龍團，煎之以麒麟炭，皆是禽獸之長也，德歷時節，水邊鳥向何處，展翼，若論茶具，金銀珠玉，銅鐵土石，作茶具，則其價不知幾千萬，好事者祕則為無上寶，若得一時者，表聲名天下，汝酒具何直半文錢，忘憂君曰，吁汝陋如何，風流蘊藉，不可論價，夫盃有金杯，有銀杯，有藥玉船，豈非重器哉，且又宜四時者酒也，春者宴桃李園，坐花

醉月，夏者酌竹葉酒，掃暑迎涼，秋者林間燒葉，冬者雲裏避寒，高適亦曰，飲酒勝飲茶，濠煩子曰，吾茶者不拘四時，不隔晝夜，造次於之，顛沛於之，古來愛茶者，雖多以陸羽盧同為最，盧同作茶歌，古今絕唱也，陸羽作茶經，時嚮茶者至陶羽形置突間，祀之為茶神，茶經曰，木如瓜蘆，葉如梔子，花如白薔薇，子如枳椇，葉如丁香，根如胡桃，其名一曰茶，二曰檟，三曰蔎，四曰茗，五曰荈，又品評天下名山之水味者，二十處，廬山之水谷廉水第一，惠山寺石泉之水第二，新州蘭溪石下水第三，已下不記，煎之盪不用衆水，高哉茶之為茶，論道地日注雙井，岳源會坑，金粟山，蓬萊島，建北苑，金州西城，東吳東州，壽州，霍山，常州，義興，顧渚，蒙山，葛仙山，此外不可勝計，忘憂君曰，酒星麗天，酒泉湧地，天地中間有人，無不賞酒者，晉有七賢八達，唐有六逸八仙，或漢家七十二人，桐馬之賜，金谷二十四友，櫻花之觀，劉玄石一千日，淳于髡七八斗，元次山者隱三吾，漫稱

漫郎，歐陽修者貯一壺，醉號醉翁，王績作酒經，劉伯倫作酒德頌，略曰，枕麴藉糟，無思慮，其樂陶々，云々，大哉酒德，若論酒之靈地，有魯趙齊車矣，趙厚，魯薄，齊到臍，革止鬲，或有上若下若二村，有烏程烏祈蒲城桑落酒，蘭亭桃節宴，此是酒美而地靈也，王侯將相者，以酒成治國之策，士農工商者，以酒得慰勞之術，鰥寡孤獨者，以酒作掃愁帚，盡乾坤一時，變作醉乾坤，則汝輩無處措手足，蓋楚屈原大夫者，以獨醒被放逐，宋蘇大夫者，以不飲為不能，此二人者，因酒減名者也，汝獨醒而不飲，則放逐徒耶，不能徒耶，又元結以不飲酒者為惡客，則汝又惡客也，濠煩子曰，吾茶者不然，從京洛至蠻夷，無小無大，不好茶者非人，若於本朝論之，西齋詩話云，壽上人回自日本，以其國所產梅尾山茶，見惠，賦詩謝，其略云，幸得梅山信，初嘗日本茶，本朝梅尾山茶為第一，宇治次之，梅與梅相似，故通用，近代好茶者，以宇治為第一，

梅尾山次之、本朝諺謂好茶者、曰數奇者、又諺曰、至宇治茶有清音、餘皆濁音、又有宇治之茶別稱、曰無上、曰別義、曰極無、然則縱雖爲酥酪醍醐、茶之下也、況於酒乎、傍有一閑人、出云、今天下無虞、國家有道、好箇時節、兩翁雖論、可謂無事生事、以虛空爲口、以須彌爲舌、論而至阿僧祇劫、酒之德以不可盡、茶之德以不可極、吾能飲酒、又能喫茶、此二物孰勝孰負乎哉、兩翁請聽吾歌、曰、

松上雲閑花上霞、
翁々相對鬪豪奢、
吾言天下兩尤物、
酒亦酒哉茶亦茶、

百和香 卷之九

朝倉敏景條々

朝倉始末記云、御家督氏景へ萬端心得以下の條々を示し置る、曰、

- 一、於朝倉家宿老を不可定、其身の器用忠節により可申付事、
- 一、代々持來下候杯とて、無器用の人に團井奉行職被預間敷事、
- 一、天下雖爲靜謐、遠近の諸國に目付を置、常に可被爲伺其風儀之事、
- 一、名作の刀脇指左のみ被好間敷候、其故は假令萬疋の太刀刀を持たりとも、百疋の鍵百丁には勝れ間布候、然れば萬疋を以て百疋の鍵を百丁求め、百人に被爲持候はば、一方は可相防事、
- 一、從京都四座之猿樂等切々呼下、見物被好間敷

候、其價を以國の猿樂の内器用ならん者を上、仕舞をも被爲習候はば、末々まで可爲嘉樂事、

- 一、於城内夜能可爲無用事、
- 一、侍之役なるとて、伊達白川へ使者を立、能馬鷹など被求間布候、自然他所よりの到來は各別に候、それも三ヶ年過ば他家へ可被遣、長持すれば必後悔出來候事、
- 一、朝倉名字中を始年の始の出仕に、表著可爲布子候、并各同名定紋を付させらるべく候、分限ありとて衣裳を結構せられ候はば、國の端々の土色を好、ふきそゝきたる所へ此體にては出にくき杯とて構虛病、一年不出、二年出仕不致ば、後には朝倉前に伺公の者可被少候事、
- 一、家中諸奉公の内、假令器量無調法に候とも、一心健固の輩には別して可被加愛憐候、但懦弱の族たりとも、容儀押立出羣の者は、尤可然供使之用候の條、是又被空捨間布候、雙方不足の輩は

介抱可_レ爲_二無益_一事、

一、無奉公の者と奉公の族と同くあいしらはれ候ては、奉公の人いかでか勇可_レ有事、
一、さのみ事嗣候はずば、他國の宰人などに右筆させらる間布事、

一、僧俗ともに能藝一手あらん者、他家へ被_レ越間布候、但身の能をのみ本として、無奉公ならん輩は無_レ曲候事、

一、可_レ勝合戦、可_レ取城攻等の時、吉日を選方角を考へて、時日に移す事甚口惜候、如何に能日なるとて、大風に舟を出、大勢に獨向はば不_レ可_レ有_二其甲斐_一候、假令難所悪日たりとも細かに虚實を察して密々に奇正を整へ、臨機應變して謀を本とせば、必可_レ被_レ得_二勝利_一之事、

一、年中に三ヶ度計器用正直ならん者に申付、國を廻らせ、四民諸口の唱を聞其沙汰を可_レ被_レ改候、少々形を引替て、自身巡檢も可_レ然候事、

一、當家疊館の外、必國中に城郭を構へさせらる間布候、總じて大身の輩をば、悉く一乗の谷へ引越しめて、其郷其村には只代官下司のみ可_レ被_二居置_一之事、

一、神社佛閣并町屋等を通られん時は、少々馬を留めて奇麗なるをば聊稱美し、破損せるをば稍惠憐の詞を加へられ候はば、至らぬ者どもは御詞にかゝりたる坏とて、歎拵に堪ずして惡きをば早く改め、能は彌可_レ相嗜_一候乎、然れば造作も不_レ入して國を見事に持なす事も專可_レ依_二主君_一之心_一候事、

一、諸沙汰直奏の時、理非少も被_レ曲間布候、若役人等私を致すの旨被_二聞及_一候はば、堅く可_レ被_レ處_二同罪_一之事、

右之條々克々服膺し、晝夜相勤てめ永く子孫に貽厥せらるべく候、諸事内方を謹、厚に沙汰し候へば、他國の惡黨は邪魔せぬものなり、平生狼がはしき所と知られ候へば、必他家より手を入る物にて候、或僧の物語せられしは、人の主君は不動愛染の如くなるべ

被_二振廻_一候はば、必ず後悔可_レ在_レ之候事、仍如_レ件

し、其故は不動の劔を掲げ、愛染の弓を攜へる、全く切に非ず射に非ず、偏に惡魔降伏の爲のみして、内には慈悲専ら深重也、人の主も如此、能政を本とし、刑罰を末として、扱能ものをば勸、惡き者をば懲しめ、理非曲直を平にして、一殺多生の法を行へし、是こそ慈悲の殺生とは云べけれと也、誠なるかな、人主たる者假令聖賢の書を口に誦じ、多少の藝を身に熟すと云とも、一心偏屈にしては萬事不_レ可_レ然候、論語などに、君子不_レ重則不_レ威とあるを見て、偏に重き計と心得ては、甚惡かるべく候、可_レ重可_レ輕も時節事の宜依て其振廻肝要也、此條々大方に思れては無益候、入道一孤半身にて、不思議に國を取より以來、晝夜怠らず工夫致し、或時は境内の宗匠を集め、或時は諸國の名人を招て、其語を耳にをさめ、其事を心に味へて、今に如_レ此に候、相構て子々孫々に至る迄、此條目を事提任して、八幡氏の神の御教と被_レ思候へ、輕くも朝倉の名字可_レ令_二相續_一乎、於_二末々_一諸事吾儘に

景勝家法

軍法 景勝家法 直江山城守述

一、推行則定前後左右之行列而、旌旗不亂、長兵不橫、火繩不滅、不遠不近、不重不輕、寂而若無聲、行止應鼓矣、所謂明法審令者也、不可不誠也、

一、或船或橋、過諸惡所、則設前後之備、若臨戰時而諸勢悉濟畢而可行矣、如此則不見擊中途者也、

一、過山陰谿澗林木處、則必當察有伏兵而遮擊也、無遠慮、則是以龐涓見欺孫臏者也、

一、營壘相成而分地之外、妄不可通、交往也、各堅守其所而、晝即設遠候、夜則出伏兵、專攻守備而可、停止無用之他出也、若至于夜中、有急用、則可持燭行也、

一、或誼譁口論、或放牛馬失火、而莫驚駭營中、及敗亡矣、

一、備之是非、不願思慮、可諫諍也、或不知其得失、或雖知之默而不言、凶事出來之後、誹上之失、益己之智、此佞人也、語曰往不咎、

一、采薪芻牧之者五人組而副警固、示方角、定往還、約束不可有遲疾也、

一、或主人、或與頭在戰死之場、則其衆一所而可死於敵、遁逃者於立所可誅之也、亦莫捨忘士卒之難矣、故曰、可與之死、可與之生、而不畏危也、

一、在於軍中、則節衣食之用、專蓄積兵器玉藥、三菜、酒不可及醉飽、

一、貪小利而事、輕戰求虛譽、而為氣勢、專勇力、而為暴亂、伐軍功、而為奢侈、侮有司、而犯法禁、奪人忠、而為己威、進退共不顧大事者、是非仁義勇者、慎而莫為、友相近矣、

一、輕卒者馳引之鍊鍛肝要也、其疾如衝風、其輕如浮雲、而往來狹路微徑、圍周前後左右、為之呼號奮發而可使敵失氣勞力也、若彼進來、輕引而如鳥散、亦去退則暴馳如雷擊而可追之也、幾度如此待自敗時、而莫率爾挑戰矣、故太宗曰、朕觀千章萬句、不出乎多方以誤之一句而已、

一、夫鐵炮者平生習翫而可以手熟、則臨不虞而難用、難用則攻守之備不利、不利則其軍敗卻矣、玉藥、火繩等能拊持而、縱雖過風雨、濟深水、不可得而不用也、無遠無近、必料當與不當、而、莫向虛空放矣、就中臨、鑿下其外大事之虎口、則先跪而靜心治氣、休息開眼、而大將又進表者、撰之而可擊也、

一、總人數三分而其一撰勇武、而可使為正兵、一者撰丈夫、而為奇兵、其一者撰輕足、而為前鋒、一、追逃則量窮寇之擊、而後軍者整行列、而可以相屬也、人馬之力、地遠近、日之長短、不可不知

矣、是勝者非勝、在慮敗而已、

一、士卒相會而語、莫以密事、使傍人生嫌疑、伸我之不利、舉敵之美好矣、欲陷堅陣、敗強敵、致忠節、發名譽、而為少弱、可激勵膽勇氣力也、

一、營中四方之門、定約束、符信而可改、來往不改則安、則壁壘虛、虛則彼來而制於我、所制於人者殆矣、亦彼使間諜、而別異於其內、出盜兵、而擾亂於其外也、豈可不慎乎、

一、雖戰勝、不可驕、雖少弱、不可侮、陣勢已固、常戒而莫有罷怠矣、其行列者若初戰、其威武若臨大敵剛敵、然、故曰、敬勝怠則吉、怠勝敬則滅、

一、陣則先堅守禦之備、而可以為壁壘、妄莫離散勢衆、

一、諸勢三分、而一者夜日共堅、甲冑、而可以待不虞、營中雖有失火以下之騷動、專虎口之防戰、而可出備捕勢也、

一、或號討捕敵、或號引除手負死人而、未勝負相果以前不可去其虎口也、自始到子終不離其手可抽軍功也、武勇之甲乙者、主人與頭遂糺明無私可言上者也、

一、合討者敵、動則雖助救、於首者可付與初太刀之者也、爭死人而莫構比與也、

一、夫士者在於治國、則專法度禁邪僞以修其身、在於危難、則勵勇氣盡忠節而無二心為譽也、必莫見吉凶變貞心義理也、

一、騎者審知別徑奇道之利而可進退也、未知地形、則以敵之往來驅馳、乃料廣狹險易、則無所不知也、

一、兩軍相對則陣處肝要也、敵之所進者險、我之所進者易、而可處於不敗之地、雖有新草水便之利、不可因天隙之地、若敵處戰地之利、則引而可避之也、

一、臨戰則撰英雄豪傑而為左右大將居其中、而老

弱可為後軍、戎馬僮僕等者付武主可置後軍之次者也、

一、臨戰則先能整內堅前後左右之備而治氣靜心、休息開眼跪而可以待也、小筒為正、鎗下中筒為奇、百步大筒為握、况二百步、各專其處而不可空放矣、堅守而無挑戰者發我之輕卒可襲之、知敵之可擊、知我之卒可用、知地形之利、則急擊莫疑矣、三者一闕則莫挑戰矣、

一、向敵城而相動、則見道橋之惡處而、即付奉行之可作之也、知道之左右可以立備處、深草林木之可以設伏兵巷、可得歸軍之策矣、

一、入敵國則先宜察地之形勢遠近廣狹、兵之多少、彼與我孰勝、是謂地生、度生、量、量生、數、數生、稱、稱生、勝者也、

一、治衆者自伍到十則雖百萬不難矣、闔衆者、使旌旗鼓貝定進退之約束、則易行矣、

一、將士吏卒明其法而各專所用可以常戒也、

審其令而指示所、雖水火不可避也、當其勢而不懼、大敵剛強可設奇正之備也、量其機而見可勝、則速擊而莫敢為猶豫也、

一、戰法者不若奪敵人之氣與心矣、奪氣也有旌旗五采鐵炮、奪心也有奇計智謀矣、蓋非治己之氣與心者、何以得奪人之氣與心乎、

一、物在於始則氣盛而銳、在於中則氣微而惰、在於末則氣衰而勞矣、雖起一日之軍、豈無始終之慮乎、

右景勝軍法一卷、直江氏之所著、蓋得謙信之遺術者也、其書雖略其意則著、士林之輩奚可忽之哉、遂加之點校以俟佗日之講云、

貞享丙寅閏三月念日

東海逸土河井悠久

楠判官兵庫之記

正成が恩地に渡したる一卷の書、是を楠判官が兵庫の記と云、兵庫にて書たるにはあらず、兵庫にて恩地和田に授るに依て名とすと見えたり、滿祐が家の書と云は、此兵庫の記の事也、楠判官が軍記ともいへり、

楠判官兵庫記

一、文武の名異なるに似たれども、其實義は一揆なり、喩へば水と波との如し、治りたる時政道の正しきを文と云、亂たる時征討の正しきを武と云、動くを波とし静なるを水と云が如し、然ば臣として祿を受け身を養ふ者は、君の善惡に依て文となり武となる事常の道也、されば近代は上に仁徳を行ふ君なく、下に忠義の風俗絶て、上下逆亂の世に苦しむ事久し、此時に至ては、人間皆虎狼の心と成て、朝には敵とな

り、夕には味方となる、是を名付て畜類とす、かゝる亂世の時にも、義を守り忠を先とし恩を報する者、是を名付て人とすべし、假令君は君たらずと云とも臣たる道を嗜者は、弓馬を手練して合戦の道を心懸、時刻々に身を習はし心を勵まして、先祖の名を汚すべからず、如此心得て惡を戒め善をすゝめ、功ある者をば賞し讐する者をば罰するを武士と云べし、武士たる道を勤る事は、愚蒙にして難成、智明かに有すんば大將たるべからず、大將と云は義を以て上に備、士卒を愛し一人の志をも捨べからず、況千萬人をや、此心を以て天下を治て君をたすべくしと、寢ても覺ても心に懸る者は、天道威を加へ佛神擁護あつて死に至まで不義の名に恥を受ず、後代の譽を得ん、若我子孫不義の人となつて不守我遺戒、正成速に化惡鬼國中に殺戮せん者は、識文如件、

一、君臣の義を以て何事にも較べ當て、其道理を知べき也、天地上下に有て日月終に地に不_レ下、水石終に

天に不_レ上、君たとひ君たらずとも終に奴とすべからず、然共君たる人、臣を見事土芥とて土あくたの如くなれば、臣下又君を見事寇讎の如しとて謀叛する事あり、是を逆臣とす、君の政道不_レ正して逆臣諸國に起るは國の亡べき端也、國の亡べきを見て諫をなし或は遁る、是は伯夷叔齊が徒、又伍子胥が諍ひ諫て節に死したる臣下の則なり、本朝に於ては藤房卿其仁也、是は時に當て義を行ふに非ず、未然の義を行ふ者也、弓馬に攜り武略を業とする勇士と云は、天下の治には共に榮るを義とし、亡るを見て共に亡ぶ、悲む事もなく喜ぶ事もなからん、唯時に當て義を行ふ、是を誠の智謀とすべし、

一、大將たるべき人は、道を守りて暫時の心をも妄りに持べからず、行にも留るにも坐するにも臥にも大事を忘るべからず、大事と云は人の心也、人の心の危き事を知時身の大事を知べし、身の大事を能しれば道を守るに便りあり、人と愁を同くして心に隔なく、人と死を同くして恨なく、樂を同くして憍なく、如此德を嗜事に臨時は、危事をも不_レ畏、理と非と差別し、士卒を愛して人の上中下見知べし、上と云は其身正直にして欲なく、義に當ては死を忘れ、上を敬ひ下を惠み言語邪に非ず、是上の士也、中と云は上の人に似て欲多く、上を犯す意地有て我より下を惠ま_レず、是中の士也、下と云は中の人に似て定れる心なく、義の有所を不_レ知して死を悲む、是下の人也、偽り多して利に走り、廉直の人を嫌ひ義の事を猜む、是類は人に非ずと知べし、人に非ざる者をも不_レ捨して、牛馬を用る如く彼らも能用べし、大將の心懸ければ、人に非ざる者を臣とし近付て友とし、人たる人を遠ざけて我心を恣にす、如此なる大將は國を亡し家を破るのみに非ず、萬人の誹りを受、凡人を多く扶持すとも皆臣と思ふべからず、扶持し育む者の中にも、師匠と思ふ人有べし、友とする人も有べし、敵とする人も有べし、是等をよく心に分別して、國

家をもも治べき也、道といへば天の道も地の道も人の道も、此道と云中にもれども、天の道を心得ざる大將は、地の道人の道にも闇事有べし、天の道と云は、陰陽かはるく移つて寒と暑と替りゆく、人の死と生と榮と辱とは天の道より來る、人の業に非ず、此心を能得たる時諸法に疑なくして、武士の道にも疑なし、疑ふ心なき時私なし、私なければ能人をしる、能人すればよく身をしる、よく身をしれば不義なし、不義なれば恥なし、恥なきを良將とす、大將の恥と云は、不智にして物の道理にくらく、士卒の是非を不知、萬事愚癡の思慮ある、是一ツの恥也、不信にして物ごととに誠非ず、士卒に疑はれて眞實を失ふ、是二ツの恥也、不仁にして士卒を不愛、功ある者にも不賞、祿財を得ても散せず、地を得ても人に與へず、士卒の飢寒を助す、是三ツの恥也、不勇にして心弱く、恐まじきを畏れ臆して死生を分別せざる、是四ツの恥也、不嚴にして法度不正、號令定らず

卑劣の作法多き、五ツの恥なり、此等の事をよく思按して常に心を緩にすべからず、
一、運と云事を分別せざれば武士に非ず、運に五つあり、天運と、人運と、世運と、事の運と、義の運となり、天の運と云は、聖人天下を治るに仁を施し義を専らにして、民和し人樂みて上下正しけれども、天災起て或は洪水或は旱魃して諸人苦み、或は其君短命なるは天の運なり、惡王天下の主たる時、民苦むといへどもその君威あつて位を保ち、壽命長穩なるも天の運なり、人の運と云は、聖徳の君は榮え惡徳の君は亡ぶ、是を人の運と云也、天運に任て善惡を不と思を惡人とす、惡にして富榮し事益なしと思ひ、善にして短命貧乏なるを悲ざるを智人とす、さる程に武勇を嗜者は、天運を尊ます人の運を尊ぶべし、天運を尊ぶは惡に近きが故也、世の運と云は、其身に惡事なけれども、世の盛衰と共に亡ぶ、事の運と云は、自然のあやまちに依て自然に亡ぶ、自然に亡るは事の運也、

義の運と云は、兼て定る義あるが故に、榮る事も亡る事も皆義に順ふ故に、義の運と云なり、五運を顯す事は、人の運を用て疑ふ心なかれと云義也、押廣めば、物ごとに五運の外には出べからず、心を盡すべき道也、
一、治りたる時は順徳を以てせよ、姦賊となる事なかれ、人の我を親む事なくんば、何故に親まざると云事を分別し、親しからん事を計るべし、去ながら餘りに人を親めんとすれば、媚諂ひて見苦しかるべし、萬づに我心を約かにして人を下細べからず、大人と小人と其源を思へ、私あると私なきと也、喩へば我に譽有時は人に知らしめんと思ふ是私也、我に恥ある時は藏さんとするも私なり、片時も私なきを大人と云ふべし、少人と云は私の上に猶詐あり、虚名を喜ぶ、虚名益なき事也、不覺なる事をも人の譽れば、自ら不覺と知れども高名とす、更に詮なき事なり、勇に上中下の三段あり、上勇と云は大將の勇良將の心也、強

ち自身のはげみなけれども、諸軍を能成敗し、人の能と不能とを撰び、大敵に向て謀を帷幕の中に廻らして、勝事を千里の外に定め、士卒を仕ふ事我手足の如くにす、夙に起夜半に寢て、食を飽までにせずして士卒の勞を悲み、居の安き事を計すして士卒の愁を悲み、言に出ず形に現さずして、心を以て人を殺し心を以て人を活す、是を上勇の將とす、中の勇は侍の勇なり、義有時は忠を捨て死し、忠を思ふ時は義を捨て死し、一言耳に逆へば死を顧す、後來千萬の利あらんよりは、一時の怒を散せんには不_レ如と思ふは、是中の勇也、下の勇と云は、怒るべき事にあらざれども怒り、我よりまさる者を辱めん事を常として、其事能はざれば死を以て高名とす、是は下の勇也、大將たる人中下の勇を嗜ば軍必敗すべし、
一、佛神を尊みて法を破らざれ、然れども佛神の守護に依て非義を掩はんと思ふべからず、天地の神明變動の義を察して、正を撰び邪を捨て、輕からず重か

らず、心の權衡、道の通塞、獨思はば智の明かなる驗
しなるべし、

一、弓馬武藝の家に生れて名を失はざらんとせば、寅
の刻に起て身を清め、衣服を替て諸人に對面し、顔色
を正して毎朝の禮義少も背せず、親疎の隔なく萬人
に睦しく挨拶すべし、是れ周公の、一飯の中に三たび警り
より食を吐て諸人に對面し、一浴の中に三たび警り
を擧りて人に對面せられたる義也、慈悲を専として
怒を成され、心を穩にして徳を行へ、安き國にも義あ
り、危き國にも義あり、人の賢と愚とを撰びて、賢
をば用ひ愚をば用へからず、されども愚癡をも撰び
捨よとは非ず、唯心の用捨成可し、

一、人の恨なからんやうに士を懷くべし、義士と勇士
と謀士とは、天下の寶國の守りなり、義士恨る時は國
皆恨むべし、勇士恨る時は國傾くべし、謀士恨る時は
國亡ぶべし、天の義に背き天の勇に向ひ天の謀に怠
らば、何ぞ其身全からんや、故に三士恨る時は諸國

皆敵也、三士親しき時は天下皆味方と成べし、兵の
心は全く常ならず、恨あるときは恩を捨て害心を旨
とし、恩有ときは恨る捨る、古今同じ事也、一言の情
にも命を捨て、一言の恨にも命を捨る事は、勇士義
士の心なり、侍の主君たらん者、無禮にして率爾の
言語を以て人の恨を請る事は愚情の至り也、項羽は
無禮にして韓信を失ひ、高祖は寛仁にして韓信を得
たり、我朝の義經は謙讓の心なかりしに依て、梶原
を辱しめかば、終に讒言の刃を受、是皆思慮少き所
也、

一、君と臣と親と子とは親しき事の窮りなり、しかる
に亂世の基は君と臣の間より起り、親と子との間よ
り起る、其咎は君と親とより起る、然れども子と臣
とは不義として、君と親とは義とせり、君は仁徳を以
て臣を懷け、賢と不肖とを撰て所領官位を行はば、逆
ある事なかるべし、親其子を治るに慈を先として、兼
て其道理に叶はば、逆ある事なかるべし、爰を以て

思ふに、亂世の罪は君に在りと云へども、君の惡を
誠めて位を奪はんとする逆臣に力を合するにも義な
ければ、義を守りて死を定む、夏殷の民は鉞を倒に
して其君を討、是惡の窮るを以て下民皆惡を窮む、世
の末になりてたとひ夏殷の君なりとも、二心なから
んは勇將なるべし、功をなし名を遂んとのみ思ふべ
からず、唯義の爲に死を争ふと思を勇智の將とすべ
し、

一、大將と云は物に得たる事なく、物の道理に明にし
て人をしり事を分べし、戰に得たる者と謀を得たる
者と、勇なる者と弱なる者と、剛なる者と臆したる者
と、其外品々有べきを能それくの器用に隨て計ひ
仕ふべし、譬は義經は戰に得たれども謀略なかりき、
梶原は謀智なれども戰に得ざりき、此等の者を能得
て仕ふは頼朝なり、頼朝は何れを得給へるともなく、
唯人を引に徳ありて、士卒よく隨へり、此人寛仁にし
て大將の智徳備へられし所也、されども上徳には非

ず、平家の費によりて天下の變を計ものなり、其故草
創の後範頼義經等を誅して、かの士を服せしむる事
なかりき、智將とは云がたし、

一、親疎なき所に親疎あるべし、代々忠を致して其身
不忠の事なきは、情をかけ不足なからん事を計へ、是
を家臣とすべし、日比忠を重たりとも、傍輩を猜て
人の忠節を偏し、邪佞の者ならば、其祿を除き凡下
に仕ふべし、新舊の隔なく唯功の淺深を撰び、人善
不善に依て諸人の心を空くすべからず、

一、大將の居所をば陣と名付、常に陣頭に在て陣頭の
心懸なきを暗將とす、武士たる者は常に思ふべし、門
外には大敵在て圍と、此心を以て常に油斷すべから
ず、内にも敵在て我不意あらば謀るべき事を思ふ時
は、内外ともに不意非ず、不意なき所に敵の利なか
らん、四季の天理運の去來に依て陳を張るべき事肝
要なり、甲子乙丑は其性金也、相刻の時日方角を討
べし、丙寅丁卯は其性火也、相刻の時日方角を討べ

し、此四支四千を以て通じて知べし、

一、敵四方に在て我一夫の身に逼る時、暫く敵を謀ん爲とて降人となる事勇士に非ず、敵を謀て身を全くし榮んと思ふ時は、私出来て其謀なるべからず、唯敵と死を同じて恨を報いんと思ふ中に、張と弛とは有べき事也、降人と成て敵若謀を疑ひて、縲繼の誠をなし梟首する時に、千萬悔とも甲斐有べからず、先年赤坂の城に籠りたる平野將監入道が、降人に成て出たれば、六波羅に誡め置て終に首を刎られけり、後悔何の益かあらん、此等を以て先非として何ぞ心を勵さざらん、

一、敵より降人の在時は、いかにも慈悲を加て誅する事なかれ、されども油断すべからず、心を付べし、情を以て心を離す事は人間の習なれば、假令怨る心有とも、慈悲深き大將には思付事もあるべし、

一、出陣の時、大將の鎧以下人の目に立様にすべからず、敵若忍を入れて能見すまして、勇士を發して討べ

きが爲也、打込の時味方に知れん爲には、手具足六具によるべきなれば心を付べし、脇立を踏て以後鎧を著すべし、頬を受けてより鉢を頂くべし、此等の趣は手馴たる所を吉とす、

一、時取方角の事は、大將道理を得て隨へば利となり、道に叶ざれば敵の利となる、天官を按ずるは常の勤なり、戦は常を變じたる道なれば順徳に非ず、逆徳を常に歸せんとす、故に定れる理なし、唯よく時の機に至り、變に先だち神に先つて敵の心をしるべし、

一、川を前にして山を後にするは陣の勝なれども、敵の大軍により味方小勢なれば川を渡さず、敵を渡させて討、是を軍の煩とす、期する事味方の敗北を待て敵の費を待が故也、此の如んば負る事窮れども、良將の謀は言語の外にあり、此時に當て負ざる事奇兵の變にあり、奇の變を得たる將は天の道にもさへられず、地の道にも支られず、人の道にも支られず、心

の及ぶ所なれば勝すと云事なし、是皆敵の意に先だつが故也、我膽を天上に曝す器に非らずんば、此事を得難からんか、

一、山を前にして川を後にするは陣の負なれども、敵の小勢我大軍に向はば味方に勝利あるべし、廣野の懸合には手だてに非んば勝利なかるべし、譬ば敵を五三人討取んとて味方を五十も三十も損する戦は、敵たとへ其陣を退くとも負軍とするべし、山を前にし川を後にしたる備には、必此の如くの戦あるべし、大將の剛を旨とすれば戦を好が故に、兵を制するに及ばずして速に戦に臨て窮して逃、傷る時いよ、負出来るべし、人を百歩の外に殺物は弓矢なり、人を五十歩の内に殺す物は鉞也、此二は敵を近くして我死を招く所也、人を千里の外に殺物は謀也、大將の智謀に依て山高きをも能凌ぎ、水の深をも能渡り、陣の堅きをも能破べし、戦の肝要は備を第一とす、備と云は人数を並べ手分の事を嚴重にする義なれど

も、源は智謀を備と云なり、兼て心に備なければ衆の心を一ツにする事ならず、衆の心を一ツにせざれば千萬の兵ありとも其詮なかるべし、一人の死夫には百人も向ひ難しといへり、賞を前にして罰する事を後へにせば人勸むべし、號令を明にして法制よく審かならば、人の心を結びて堅固なるべし、皆死を志とする時は、父は子を捨ず子は父を捨ず、主は臣を捨ず臣は主を捨ず、其義正しき時は傍輩を捨ず、如此して諸必卒死の心ならば、敵諭ひ百萬なりとも陣を破り容易からん、曾我兄弟親の敵を討たる時、唯二人して幾の人にか手を負せて大剛の名を得たり、此二人のみ大勇にして、諸人皆臆病なるにはあらねども、兄弟は必死の兵、諸人は心生の兵なれば如此、殊には諸人の不意に起りて志を遂たるもの也、或は五百或は千騎の兵を曾我兄弟の心となさば、敵の陣を破り敵を討べき事何ぞ難からん、太公曰、以餌取魚、魚可殺、以祿取人、人可竭、

一、兵を出し戦をせんに、其兵の言語を聞て用よとは、たとへば南より敵來る時、之を支ん爲に五百を以てすべし、速かに差遣さん其時兵の心得ずんば、兵の心に任せて遣すべからず、其兵勇なからん、勇なくして敗北せば其詮なかるべし、故に英雄の心を攬て將の義とす、能々心得べし、北より西より東より何れも同前なるべし、

一、戦の利は時に依て替るべし、譬へば道を以て勝事も有べし、威を以て勝事も有べし、力を以て勝事も有べし、皆時の機に隨ふべし、道を以て勝と云は、必亂國を静め民の愁を救はんと思ひ、敵の心を料り敵の氣の失するを待て、或は敵の大身を謀り、或は敵の愛する臣を謀て、甲兵を出ずして敵を弱くするは道の勝也、威を以て勝と云は、法度を正しく賞罰を私せず、器用を調へ、諸臣戰の心を興す時敵を討は威の勝也、力を以て勝と云は、敵の軍を破て剛將を殺し、城を責落し大勢を擒にして、國を取郡を取は力の勝也、

此三の勝の外には勝在べからず、然れども道の中に品々有べし、威の中にも品在べし、力の中にも品有べし、何れも機を奪時には勝、機を奪る、時には負と知べし、道を得ざる時道の勝をせんとし、威を得ざる時威の勝をせんと思ふは愚なり、力を得たる時力の勝をし、威を得たる時威の勝をし、道を得たる時道の勝をすべし、是を機をしる大將とす、

一、大將たる人の無禮と云は、兵の勞苦を不し思、姪酒を好み身を樂事を無禮の本とす、禮將と云は、士卒の食と同く食し、士卒の居と同くして將の威を失せず、士卒未_二休息_一に鎧を脱べからず、

一、林を隔て戰ふ時四武の衝陣を成べし、草木を斬て味方の道を廣くして、戰兵の進退に便りすべし、先旗を高く爰彼に立て、伏を所々に置て味方の心を敵にしられぬ様にすべし、味方の鋒を並べて伍を合せ、林の木無所には騎馬の兵を置べし、林の中に敵の栖ときは矢を放つ事なかれ、其林險阻にして木多くば、前

後の備皆衝陣なるべし、廻て戰ひ新手を右より出さば、戰ふたる兵をば左へ廻すべし、林の中に圓く道を作るべし、是を勢の陰りと云也、

一、敵は勝にのりて味方の城を責る時、四方に敵有て多く、味方の勢少うして士卒皆恐べき時は、敵を機の緩きを待べし、敵の機の緩を待事は奇の勢による、城を割て敵に與るを取れば緩くなる也、其時に奇兵の陰りを以て討は、千萬と云とも味方數百にして利有べし、弓を並べて別の隊陣となすは隊の伍と云もの也、城中にては守りを備へ、責る時は備を守る、此心を以て謀の本とするなり、謀事は信を以てする時は勝、偽りを以てする時は負る也、故に敵の奇兵陰りを疑事なかれ、味方の陰を偽る事なかれ、味方の陰を敵の疑時に容易く討て勝べき也、

一、味方小勢にて或は野或は山中に陣取時、敵大勢にて前後左右より取巻、味方の強兵も恐る、時は、合言葉を定て俄に續松を焼し、敵の中へ馳入て言葉に

任せて討べし、聲を高くする事なかれ、又俄に火を消して、相圖の如くに聲を止聲を立てる時は、敵敗亡すべし、

一、敵と途中にて逢時、敵は大軍味方小勢の時は必負なるべけれども、戰を得たる將は勝べし、奇伏陰を常に備て長途を經る時は、一里半二里一里程に置べきあり、奇兵と云は此所に隠れたる兵ありと、敵に知しめたる勢なり、伏兵と云は遠所に味方を置て、敗北の時は荒手の爲に殘す兵也、陰と云は敵の不意を知勢也、敵の中にも味方の中にも、野にも山にも所を不定して、其期の合言葉を定て出合して敵を討べき勢也、三の中には陰を第一の詮とするなり、太公曰、選_二我財士_一、強弩伏_二於左右_一、車騎堅陣、而處_二敵人過_一、我伏兵積弩、射_二其左右_一、車騎銃兵、疾擊_二其軍_一、或擊_二其前_一、或擊_二其後_一、敵人雖_二衆_一、其將必走と云所也、此伏と奇と別なる事心得て知べし、

一、山上に味方小勢にて在時、敵四方より大勢にて取

卷たる時は、太公が數の如く鳥雲の陣をなすべし、是圓く道を作て東西南北を定ず、敵の大將の陣を能知て後に疑す縦横に討べし、敵の將を擒にせん、

一、或は澤の邊り沼に行かゝりたる時、敵大軍にて取巻て遁難き時は敵を謀るべし、四方衝陣を備て鳥雲の備をなせ、我一生の戰皆鳥雲の陣によれり、變化窮りなくして、分合自由なるは鳥雲の陣にしくはなし、是太公が教る道也、

一、小勢を以て大敵に勝事は、日の暮に及て草木のかげに伏て俄に戰を發すべし、朝に用る事なかれ、敵若朝に寄て暮を待難からん時は、衝陣を置て鳥雲を備よ、謀其中に可有、又弱き味方を以て敵の強きを撃んには、人の和するを得て軍を發すべし、若人の和する事なからんと、敵日の暮るを待ざるとは、謀智の致す所なれば兼て定難し、

一、味方山を左にして河を右にし、敵は是に向ふ時、中に險阻を隔て相拒ん事は、敵の心を能知て味方の

情を知しめざれ、敵山の右に情あらば味方左に備、敵左に情あらば味方右に備よ、河を渡る事を急にすべし、河を渡して道通する時武衝を以て敵を絶て、旗を高く立て敵の心を奪ひ、後には火を備よ、勢を替て敵の機を揉時敵敗北すべし、奇兵を敵の後へ廻して射て驚すべし、勝事必とせん、

一、合戰を成べきに、兼て日を定め時を定て敵の陣に向ふ時、其圖違ふ時は將の謀智足すと知べし、常に賞罰を明にして、約誓の時日に先立て來る者をば祿を與へ、後れたる者をば罰を加へば、必其期を失ふべからず、味方相會の期を失はずんば、戰ふ時何ぞ違はん、其時を違へずんば圖又違ふべからず、圖違はずんば勝違ふべからず、物ごとの本を知時は本に至る、何ぞ危からんや、

一、太公武王に答るに、十四變を見て敵を討べしと云へり、誠に至る兵法也、敵の十四の變を知時は、味方の十四の變の所を可知、十四の變は敵人の集る所

と、人馬未食と、天の時に順はざると、地形未得と、奔走の時と、戒ざる時と、疲勞の時と、將の士卒を離る時と、長路を渉る時と、水を濟る時と、暇あらざる時と、阻難路を狭む時と、其手だて亂る時と、心に怖る時となり、此の如くの變を討べき時手だて尤深し、先敵と味方の情を得て變の至りを知事、良將に非ずんば得難からん、味方にも此變なきに非ず、故に十四の備あるべし、新なる勢の集るべき時は前に衝陣を置て、左右に弓を立て、新に來る兵を奇兵として、俄に諸勢と交す言語を禁制すべし、是味方の機を集て勢を集ぬ義也、第一の變は勢の集る時、勢の散るを以て變とす、人馬食せざる時は九鳥の備を成べし、此變は疲勞の變に似たれども、此は内心つかれ、疲勞は外の形也、内心疲れたる時は梅酸を以て救ひ、急に食を用ゆべし、九鳥の備は騎馬を四方に置て方を重く並ぶべし、天の時に順ざる時は蟄龍の備を成ざれ、此變此備は心より案じ出さずんば、知識しがたから

ん、地形未得時は四武の陣、奔走の時は鳥雲の陣、戒ざる時は八陣の備成べし、又云く、八陣と云は八ッ成べし、此に八陣と云は中陣の一ッを云なり、疲勞の時は魚鱗の陣、將士卒を離る時は備の備と云、無の性を實とす、長路を渉る時は虎頭の備、水を濟る時は長蛇の備、暇あらざる時は九曜の備、阻難路を狭む時は兩奇の備、行て亂る時は緣曲の備、心に怖る時は回霜の備、此の如く心得て變も又變すべければ、備も又變すべき事を知べし、

一、士卒を用べき事は將の肝要成べし、先我兵の中に大勇の者有て死を願す剛敵を怖れざる者を、或は五人或は十人、數に依て五人宛幾組に成とも組て其備を定むべし、又其氣銳にして盛なる者をば、又是を同備とすべし、或は鉞を得たる者、打物得たる者、弓を得たる者、大力の者、奮事を知者、達者成者、臆靈の名ある者、討死したる者の子弟、貧窮なる者、恥辱を得たる者、窮て罪深き者、多欲の者、此等の者を集

て其業に用る時は、功を成さずと云事なし、是太公が士を諫謀也、大身のおちぶれたる子孫は、身の功をなして名を揚んと思ふ故に、是を用れば功あり、親子將の怨と仇と有人は、其仇を報せんと思ふ故に其功有るべし、貧窮の士は内に怒る心有て、其志を快くせんと思ふが故に死を願す、是必死の士也、其外此心を以て士を練用ゆべし、

一、戦は能一人に教て能十人に及び、十人より百人、百人より千人、千人より萬人に及ぼして、教の實を得べしと云り、是太公が心なり、然れば亂世の時俄に衆を聚て、能戦の源に至ん事は有べからざれども、法令の正き處、將の威傾ざらん時は暫時の教なり、暫時に法令定つて人の疑事有べからず、

一、馬上にて戦の利ある事も、又歩立にて利ある事もあらん、味方長途を経ざるに敵は長途を打て懸る軍の、しかも廣野などならば、歩立にして敵の中へ懸入て、馬上を目懸て馬を切驚かす時に至りて動かば即

時に利有べし、我此事を思定て士卒にも常に此謀を語り教けれども、一生の間かゝる軍を致さず、毎度似たる戦多きものなり、千萬の變あれども、士を練ざると士の心の不和とは、將の非にして必敗北すべし、

一、武將の大要は、先敵を料て其心を詳かにして働くべし、敵の不意を討は敵の機を奪ふ所なり、能大將は、敵の機を奪つて敵に奪れず、敵と味方の心の機を知て戦の勝負を定むべし、機を知る時は號令法度に私なし、然らば衆の心一つにして、動靜馳引左右退將の心の儘なるべし、私ある時は衆の心の機變じ易くして、法度を出せども衆人信せず將の心を疑ふべし、如し此なれば法度を立ん事成がたし、小過を密く穿鑿せずして自らの恥とし、大過不及は將の機を奪れざるなり、すこしの疑有時正し窮ずして偽の道を塞ぎ、諫臣の道を開き、佞を禁じ惡を捨て、衆人と志を專にする時は人法度を疑はず、信を移て人を輕せず禮を

厚くする時、將の言を聞て一に歸す、千萬人の耳なれども其聽ことならず、動も靜なるも衆に疑れずんば衆の志にならじ、信誠を備ざれば其力を得難し、力を得ざる時は死を定むる戦をする者無るべし、必死の戦に非ざれば勝利有べからず、大將の心を定むるには、禮と信と親と愛と義と制と孝と忠との、八ッを以て心の中に備よ、是を八陣の堅將とす、昔より八陣とは天地雲龍虎鳥蛇の八也と云へるは、標示にして本説に非ず、故に李衛公八陣の事を太宗に問れて答、傳ふる者の誤にて候、是古人の秘藏するが故に、詭て八ッの名を設候、八陣は本一也と云けるは、心の一に八ッを備る謂れなり、然ども李衛公も明には謂ずして、天地は旗の號に本づけ、風雲は旂の名に本づく、龍虎鳥蛇は隊伍の別あるに本づけ、後世誤て詭を傳て物象を設く、何ぞ八ッのみならんやと大形に返答したり、強に形に成べき義には非ず、されども大將たるべき者、八陣の形をも能知べし、又道理なきに非

ず、黄帝始て丘井の法を立て丘を制せられし事、井に四道を分つて、八家を處しめし其形井の字也、方を開く事九つなれば五ッを陣の法とし、四ッの角を空閑の地とするが故に、數五に起る陣あり、其中の虛の所に大將居るべし、其四面を行廻りて諸軍連り繞る、其時八ッの備に終るなり、其變化する時敵を制し、敵味方交りて鬪亂る時にも其法を亂さず、敵急に討とも散せず、其勢圓く成て敵を擒にす、是を散する時は八となり、又聚て一と成と云なり、如し此の子細をも分別し可し知なり、八陣を心に備ん事を得たる將の士卒は、飢たる時も飽たる士の如くして疲勞する事なく、孝と慈と廉と恥と忠と禮と信と義との八の俗多きが故に、死するをも悔す戦へども臆せず謀れども愚ならず、能禮と信とを保つ士には爵祿を加へ、廉直にして恥をしる士には心に任て恵み、親愛ある士をばあげて用ゆ、刑罰も正しく恩賞も正しくして、將と士卒とは心と身との如くなるべし、心の身

を使ふが如くならば何ぞ危からん、危からざれば勝
定る、心に八ツの備なくして唯陣の形を成すとも、士
卒節に當て死すべき志なくんば利有べからず、能士
卒の志を勵むべきには、人民を厚くすべし、其民厚
からざれば志厚からず、地を得る事は衆民を養ふべ
き爲なり、衆民を養ふは地を廣くせん爲也、然るに將
たる者地の廣を得て、民をそこなひやぶらば地を守
る事得難からん、故に地を得たる時分ちて民にあた
ふ、財寶の多きを得る事は民を富ますべき爲也、民
を富ますは寶を多くせん爲也、然るに財の多きを得
て民の財を奪ふ事は、財寶を保ち難き所也、身を慎
むは身を守る所也、身を守るには財地なく、財地を守
るは衆人也、衆人を守るは天也、然るに將の將たら
ざる者は衆の心を破る、是天を破る也、天を破時は
財地破る、財地破るれば身を破る、身より災出て又身
にかへる、王の政には民までに富す、諸侯の政は士を
富す、其下は諸大夫をとます、亡國には倉をとます、

藏を富す國には邪佞集り偽詐興る、民を富す國には
賢才集る、法度を明にして其道を正くすれば、占ひ
考ざる時に陣を備ても吉兆あり、功臣を敬ひ勞苦の
士卒を能養へば、祈禱せざれども福あり、此理を以て
天の時は地の利に不如、地の利は人の和に不如と
云り、良將賢主は唯人の之を貴として、唱門士等の
天官を不用、故に三路には、巫祝をして軍の吉凶を
占ひ問事なかれと戒めたり、將の心とすべき事は、
勞苦をば己を先として、暑き時にも恣に扇を不開、
寒き時にも衣を厚くせず、險阻の地にはをりて歩む、
是慈の畜に及所也、飲食寤寐までに衆と同うする時
は、人其勞を苦まず、其心苦まざれば士卒の心靜也、
心靜なる時は勝、將の心とすべきは威と愛となり、將
の威あつて士卒を愛せば、敵鋒を倒まにする利ある
べし、是其心誠ある事を示す故なり、威と云は變せ
ざる義也、變する心あれば威に非ず、惠みは時に隨
て惠むべし、むかし怨ありとも功あらば惠むべし、漢

の高祖の雍齒を侯に封する時による義也、機をしる
事は物に應ずる所也、應じて料るに非ずんば機を知
るに非ず、戰は能衆の氣を治むべし、衆の氣治まら
ずんば戰に利非ず、敵を攻る事は心を外に顯すべし、
意をはつせざれば攻る事強ならず、守る事は外を飾
るべし、外に飾なければ守る事堅からず、過ち有事
は度數正しからざる所也、度數を正しくせば過ちな
かるべし、困む事は兼て備ざる故なり、兼て備る時
は困みなし、人の慎むべき所は小を畏る、を本とす、
小を畏れざれば大なるに及ぶべし、智は大を治る所
也、廣大の是非を治すんば智に非ず、害を除く事は
理斷を遂ざる所也、理斷を遂る時は害と成べし、衆
を得て聚とせば、人に下る事小人までにすべし、人に
下らざれば衆を得がたし、悔みの起る事は疑を其儘
置に在べし、疑を決せざれば悔み起るべし、孽は殺
し戮すの惡より起るべし、物ごとに偏に成は私の多
きより起る、己れが過を聞事を嫌へば不祥の惡事起

るべし、民の財を奪ふ時は法度立す、賢人を離て親
しまざれば固陋といやしくなる、常に間居すれば其
心明ならず、軽く言を發すれば實ならざることあり、
利を好時は禍快來る、小人を親しめば害來る、守る
所なくんば終に亡べし、號令なくんば危かるべし、如
く此類を能々思按し定て、過なき城をば攻べからず、
罪なき人をば殺すべからず、人の父子兄弟を殺事を
樂とせざれば、人の財寶を利して我物とするは非なる
事を思ふべし、兵の道と云は世の爲にして身の爲に
せず、逆亂を誅し不義を禁せんと心懸て、一人を殺し
て萬人の喜となる者をば、貴人高位なりとも殺は刑
罰の能上まで至る所也、一人を上て萬人喜ぶべき者
をば、牛飼なりとも祿を與て貴むべし、是賞の下まで
及所也、如此なる時は治て亂す、是王道の正しき所
也、其道違ふ時逆德上下に起て、亂たる時を亂國と
云、亂國の士を練る事は、無善には少善の士勝べき
也、天下の人を皆能親むは王なり、半分親むは霸王

なり、天下の人二十分が一親むは諸侯也、其より下は皆士と云べき也、本朝に於て誰をか王とし、誰をか覇とし、誰をか諸侯とせんと見る時、其智定るべし、昔より本朝に智を得たる者まれなり、智を求る事は心の機をしるにあり、

一、兵を撰て陣を備ふれども敵進まず、敵を待時に兵糧盡ん時は勢を苦むべからず、去事七里にして夜聲をせざれ、敵是を知時は權謀をせよ、權謀の本は機を奪ふにあり、機を奪ふ事は神明の知を先とせよ、是太公が謀なり、

一、一組五人を法として、一組の内四人死して一人は死せざるときは、誅して家を破るべし、其法令を定る事は異國の兵法也、日本に於ては昔より其法令有る事なし、然れども士卒に其旨を示し、其心を勵さん爲に七書等の書を能習得て、法を略して行ふべし、王制に非んば尉繚子の束伍之令等成難き義也、

て兵の進退前後を定る事第一の義也、前後左右大將の自由を振舞時は、敵十萬にして味方一萬成とも負る事有べからず、大將の命を違背せば罪する事を正しくせよ、一此一段を以て千萬の奇正虚實勝負の始末を知るべし、唯戦は敵を討て敵に討れざれと云一句を心とすべし、その家に生れて其道を勤るは義也、義を勤て身の勞ざる事を歎べからず、太公望は其年七十にして牛を朝歌に屠る、食を孟津に賣、七十餘を過て而も主聽す、諸人狂夫と謂なれども、文王に遇に及て則三萬の衆を提て一たび戦て天下定る、武議に非んば安んぞ此合事を得んや、故に曰、良馬に策有時は遠道致すべし、賢士も合事有時は大道明かならずと云事なしと云る義を貴むべき者也、

事神明に先だつて事にも象らず、物に度量する事もなく、人に取て人をしる、敵に取て敵の心を知るもの也、聖知の將には六の忍有べし、因口の忍、内長の忍、反徳の忍、死長の忍、天生の忍、奪口の忍也、是を人君明主の大寶と云なり、金玉には非ず、才智の人也、聖知に非んば其人を知り其能を使事難かるべし、因口の忍と云は、郷人に必一人をして其言を通せしむ、其人密なる者を撰んで神も知ず、是因口の忍の極り也、内長の忍と云は、其近臣一族を以て忍に備ふ、用之の大要誠に至て深し、心を潛むべし、反徳の忍と云は、其敵の中に一人をして忍の職を聽す、是又大節也、其徳を分つに其道至て深し、此道理に至る時は敵を使ふ事家臣の如し、死長の忍と云は、我が計を以て敵に知しめず、是一戦の利を得べき計策也、死長の忍をば獨知べし、天生の忍と云は、敵の情に報する道なり、其一に非ず悉く記し難し、奪口の忍と云は、天下の人を以て皆忍の使と成べし、故に六の忍は大將の

胸裏心腑の舍也、聖智に非んば能し難し、仁義に非んば使難きの至寶也、妙所より出て妙所に納る、故に大明君大賢の將忍の情を知すと云事なき也、此六人を撰ぶに誤りあれば利を失ふ、故に將を尊ぶべし、一、地形に通所あり、掛べき所あり、支ふべき所あり、隘き所あり、險き所あり、遠き所あり、近き所あり、高き所あり、下き所あり、横なる所あり、縦なる所あり、敵も味方も往來自由なるは通の地に戦はん時は、先敵の糧道を絶、味方高きを心として陽に備よ、味方の糧道を利して、忍の使を能調て戦ふ時は利あり、味方より往べき便有て返る事難かるべきは掛の道也、掛の地に向ふ時は、敬の備ひまだ設ざる時出て討時は勝べし、敵の備設たる時は勝べからず、敵も出味方も出ては我がひに利非ず、是を支ふる地と云、支ふる地にては我に利ありとも、更に出る事なかるべし、引去ん時敵追は、半分出たる時撃べし、利を得る事速ならん、隘き地にては味方早く進んで先益しめ

よ、敵の來るを待て討べし、若敵先進んで盈しめば討ざれ、盈る事なくんば討べし、險の地には早く進んで高陽に陣取べし、敵の來るを待て討べし、敵若早く進んで高陽に陣取ば退くべし、遠き地には進退定らず、進んで討んとすれば長途の勞あり、退んとすれば又長途なり、戰の利有難し、故に謀を以て敵を呼、其時敵の勞に依て計べし、近き地には戰の利を利とせざれ、遠きを謀て利あり、高き所に味方栖しめられば、井の陣を備て費に依て奇兵を以て討べし、敵たかき所に栖ば、長養の陣を備て敵を散して討べし、利を得る事速ならん、下き地は味方下きに居て敵をそなふ事あらば、四隊の陣を備て一方へ向ふべし、敵下きに陣せば、弓を並て後を射よ、敵動せば利あらん、縦横の事敵横ならば縦に備、てき縦ならば横にせよ、此時奇正の變を見て、敵の變を味方の變にてうたば利あらずと云事なかるべし、大將の謀によるべし、亂るも逃も陥も崩も走るも止るも天地の災に

非ず、將の身より出、慎むべきの大事也、故に人を料り、世を料り、身を料り、時を料り、君を料り、臣を料る、天を料る時は風雲雷電までをしり、地を料るときは險阨遠近をも料る、上賢明智の將の道也、此を知て戰ふ者は勝、知ざる者は必敗る、士を愛して死生を同うする將は能戰に勝んか、是能物を料りしるべき智有が故なり、察せずんば有べからず、

一、士に將たる者は理の官なれば、人欲の私を離れ色を好むべからず、大將色を好時は軍中に陰機有て、敵の爲に擒にせらるる故に、李衛公は軍中に陰機ある事を忌て男女とも罪す、勝負死生は機の変と時の變なれば、戒ずんば有べからず、一萬の勢の中に女人一人あれば八千の勢となる、八千に一人あれば六千となる、女人一人は二千の兵を破る、兵二千を以て守る地を城と云、故に女人を傾城と云、傾國と云は美人を云、是は一人にて國を破り天下を破る、西施楊貴妃等是傾國なるべし、故に一夫の身を破り、一生の恥

辱を得る事は色より出すと云事なし、大將色を好めば義士は離れ、勇者は怒り、謀士は怠りて、智者は亡るを待ん、大將の心に八の備ある中に、色を好ざるは制の備成べし、慎むべきの第一也、

一、古今の軍の様、兵事の品々、其數多けれども、奇正虚實の外に不出、奇正虚實は勝負の二を不出、勝負の二は大將の心を不出、然らば大將の心に八陣を備て仁義の大將ならば、何れの所にか敵あらんや、敵なき所を知て無爲の備を設たるを、是を聖主の備と云べきか、偏に智人の賢察を仰而已、

建武二年三月 日

此兵庫の記は、楠判官正成が兵庫より恩地を故郷へ歸しける時、正行が方へ送りし一卷の書也、赤松滿祐秘藏して家の書と號して、人に授くる事なかりし

楠判官正成一卷之書奥書

に、嘉吉二年の春、時を得て望出し、書し加て此書の龜鑑に備る者也、誠に正成は知仁勇の三を兼て其徳古今に輝く、日域超絶の人傑無双の良將なるべし、此一卷の書四十二ヶ條、精微の實事を記し、教戒の心を本とす、略攻戰の事に便りして勝負の源を示し、王道の傍に説其心を述て、政道の是非を知らしめ、終には色を忌て上下を戒む、古人の心を挈て八陣を教へ、治亂ともに用べき識書也、

正成は其形瘦て骨細く色黒し、其長五尺に不足して言語不猛、然れども其徳至て高ければ、威を敵軍に振ひ譽を古今に傳ふ、勇智仁の器用あつて諸人の上に將とし、天子を佐て功をなす、人を執に形を以てすべからずと、古人の一句尤也、

又號三正成三箇之大事、傳曰、櫻井之宿より正行河内へ還遣す時、日比記し置たる一卷之書に此奥書を加へて、白傘蓋祕密之守、并志貴の毘沙門より傳授せし菊水の太刀と、相添遣せしと也、

一、聖賢の學に心を入、己を修人を知、性理賞罰正敷將の道にかなひ、武功を天下に立ん憤を發し志を勵すべし、如此一道に志をばげます時、言と行と自然に相應して、勤いさましく身修、心靜にして自他の賢愚を辨へ、道理に契ひて圖をはづさず、胸中に一切の惡事いらざる物ぞ、功を立んと志なき時は、萬惡方寸に集りつとめ懶く、毎事隨意放埒にして、剩へ病氣とも成行物ぞ可慎、

一、家の子郎從其將に思ひ付様を得心すべし、縦軍立不拙圖をはづさずといふとも、諸人不思付は勝利得たがるべし、我毎度軍に利を得し事別の子細なし、軍の首途に郎從の面々妻女たるが其夫をいさめて云く、今後殿の御大事に立、命をかまへて生て歸り給ふ

な、死せずして日比の御恩にいつ報じ上るべきにやと、故に強敵を傾け一方を破らすといふ事なきに、別の心得なし、將たる者身を修所正く、志し寛大にして仁慈を以てすれば、自然に如斯有物ぞ、

一、常に勇猛堅固の心に住し生死の二字を守りて、一陣に進む時の心に成て居べし、譬ば千萬の敵矢ぶすまを作て備たる中へ、唯一人かけこむ時の心に成、或は臥長十丈あらん大蛇の口へ飛入事自由にして、心不動、様に堅く志を守りて、常に身を捨習べし、大事臨て心不動、生得の勇なけれども勇出来るものぞ、

右三箇之大事は知仁勇の三徳ぞ、三徳一つもかけては大功立難し、若不到所有は勇猛奮躍してやまず、平生の精力を盡して志を勵は必至んぞ、口傳にあらす、意蜜にあらす、深此旨を味工夫すれば、我と得心するぞ、此三徳に忠も義も信も萬善とも備るぞ、件々一卷の書に記すが如し、穴賢、

建武三年五月 日

正

成在判

帶刀殿

判官正成十箇條

一、身心清淨にして言と行と相應し、每事實を以てすべき事

一、常に因果の道理を辨、厚く父母に孝養し、萬端慈悲を專にすべき事、

一、國の政は事大小となく老中の面々と談じ合、私曲有べからず、人を知眼正して讒者佞奸を遠くべし、勿論事にのぞんで賞罰正しかるべき事、

一、志寛大にして自分の作法をみださず、文武兩道において其奥儀を究、忠と義と信とを以て天下に武功を立んと憤を發し、志を守りて勤怠るべからざる事、
一、毫釐も無私、天道冥加を慎み、陰德を行べき事、
一、上を敬下を惠、一族に睦く他人に親べき事、

一、和歌の道は此國の風俗たりといへども、今の世に益なし、武勤の障と成事多し、尤可停止、宅を不飾衣服調^度等華奢を好まず、勿論宴飲聲色可停止事、
一、晝夜寝ぬるにも勇猛堅固を心に住し、眼をすへ齒をくひしぱり、常に一陣に進時の心に成て居べき事、
一、常々志を勵し生死の二字を守りて、身を捨習ふべき事、

一、常に三寶を敬ひ神詞を可恐事、
右十箇條、辭有^三畫指無窮、字々容易不^下筆、遂^三段熟談思、堅可^守之者也、仍如^件、
傳云、正成此十箇條を寢處の壁に書せしと也、池田の家に傳る本には正成壁書とあり、傳曰、正成爲^人與人對談の時口重し、無益の言語をはかず、諸人參會の時多は傍へより角の目をつかひ有しと也、朝夕學書弓馬の暇、一間四面の持佛堂へ入り、菊水の太刀を帶柄に手をかけ、鏢本三寸をくつらげ、眼をすへ齒をくひしぱり片膝おし立、大敵前後より競ひ來る時

の思をなして、平生有しと也、深心得有ことにや、
傳曰、恩地が云く、故判官の用心程こそなくとも、將
たる者心をばつきと正しくして平生居べき事、心を
一處に制し正しき時は、武のみにあらず身修所たし
かにして、事に臨て不義出す物ぞ、又云、將の心正し
き時威重し、威重則は國法正し、國法正き則は家と、
のひ人和す、心不正則將の威輕し、威輕則は國法不
正諸人將を輕す、國を亡し家を失の本也、可慎、又
云、故判官の如く常々言語重すべし、言語多ければ威
必輕ものぞ、將たる者可心得一事也、傳云、正成櫻井
の宿に於て正行遺言して云、我元弘の古より天下
の士に先立て武功を立ん事、聖賢の學を專とし勿論
備を不怠故也、人を得ん事は堅く、生死の二字を守
て常に有を捨習し故也、然ども天運時不至ば人力の
及所にあらずと云々、餘は善知坊法印建武記にのす
るが如し、

高野山金剛峯寺建仁寺僧寫し取る、

百和香 卷之十一

慕歸繪詞第一卷

此書出雲路善攝寺乘喜所寫
慈俊法印權大僧都大納言

第一段

從 覺 作

夫まよへるがゆるにかりに真如の妙理をうしなひ、
さとれるがゆるにつるに妄情の一念もなし、信なる
哉、天台大師のたまはく、然に此心性偏於諸法、迷
謂内外、悟唯一心と云々、しかれば番々出世の諸佛
も流轉の凡愚の度脱の方法なきことをあはれみ、億
億无量の衆生も、罪障の焚籠に苦縛の解脱しがたき
ことをばかなしむ、されば大聖一佛の設化なれども、
八宗九宗廢立あひわかれ、顯教密教行學ことなり、こ
のなかにすべて一代を簡別にするに二種あり、いは
く聖道淨土の二門なり、聖道のかたをば難行道とい

ひ、淨土のかたをば易行道となづく、聖道の諸門は、
智恵もめでたき人のさとりをばきはめて出離せし
め、淨土の一門は、愚鈍につたなきものの往生を遂る
につきて、難易をわかつてるにてしんぬべし、しかる
に樂邦文類には、淨土非難易、難易在人、難者疑情
咫尺萬里、易者信心萬里咫尺といへる歟、くれぐ
も五劫思惟の本願をおこし、はるく兆載永劫の修
行にたへて、御骨ををりけるは、しかしながら十方
衆生をかけものにして、佛にならんと我等がために
回向せしめ給へる四十八願一々に成就して、正學
なり阿彌陀といはれ給ふ事うたがひなきうへは、た
いたのむばかりとまづこゝろうべし、さてこの回向
にたへて信樂の心おこれば、やがて欲生の心發得し
て、次第に轉入すればこそ三信とも三心ともいはれ、
つひには又一心一念にも落居すなれ、しかればこそ
釋迦の慇懃付屬も諸神の證誠護念も、彌陀の功德を
ほめ、本願の名號を信せよとをしへたまへども、機に

たへばもとも真言止觀の道に跌をむすび、持戒座禪の禪卷に思をこらすべきに、おそらくは末法の時にいたれる今日此比、聖道の修行におきては、或は五十二位の階級をふをめる歴劫迂廻の漸教もあり、或は自身即佛の解了を事とする速疾頓成の所談もあれども、すべからくをののの涯分を願て、時機相應の法門に赴て、たゞ／＼横超安樂の要路をねがふべし、唐土諸宗の祖師たちも、震旦名徳の儒士等までも、阿彌陀佛をほめたてまつり、西方界をすゝめずといふことなし、よろ／＼は勘載に隙なし、なかにもまづ心に浮にまかせて密家一句の要文を得たり、金剛界廣大儀軌品には、十方三世一切諸佛中彌陀勝、下劣凡夫易往、故十方恆沙諸佛淨土中、無超安樂國一文、又祕密神呪經には、三世の諸佛出世本懷爲説阿彌陀名號也云々、成經には、阿彌陀の三字をばいみじく説あらはさるゝに、阿字十方三世佛、彌字一切諸菩薩、陀字八萬聖教、三字之中皆具足ともみえたり、

めのこたきとかやり風情にこゝろえやすき加様の明文を、少々おもひいだすに隨て書載侍りて、に侍り、こゝに幸に明師に遇へり、もとは法相三論の宗兼學せしかども、のちには清閑一實の教に歸伏して更に貳なし、されども遁世をさきとし教導をむねとして、檀主をへつらひ諸人をすゝむる事はなくて、半籠居の體なれば、世俗の縑素の一門他家のひつひもたがはず、雲客も卿相も年來日來のまじはりそむかざりけり、さるうへに代々寺務管領の號あるに就て、兼て自身往生淨土のたばかりに、さるやんごとなき法流を酌傳ふるを、縁にふれても聞及人の由緒も心悪くさに、蓬屋にたづねのぞみて、このたび出要の方軌を問こゝろみ侍しとき、物語あるを聽聞せしかば、宿善の開発しけるにや理窟霧まけり、一たび聞に歡喜をなす金林月すめり、をち／＼あきらむるに疑情あることなし、孔子の詞には朝聞道夕死可矣といへり、時の間もきえやすき露の命をかへりみず、無後

心のおもひに住して、ことごとくもまづたづねきけるは、かしこくぞとおもひあはせらるゝ、又これは常に耳なれ目にふるゝ様にて、めづらしからぬ文説なれども、摩訶止觀曰、一日三捨恆河沙身尙不能報一句力、況兩肩荷負百千萬劫報佛法之恩文といへり、斯岑王の私訶提佛に、仕梵摩達が珍寶比丘に奉て、飲食衣服、臥具醫藥の四事の供養をのべし、これみな念佛三昧の法をきかんだためなり、しかのみならず常時は般若を聞て五百由旬の城にいたるといへるが、大論には若無信心雖解文義空无所獲云々、かるがゆるゑにその厚恩を報酬せんと欲すれば、泰山なをひきく蒼海はなをあさし、せめて平日の行狀を丹にあらはして、高殿の名徳を晨昏にほめんがために、二千六段の篇章をたて、卷を十軸にわかつことは、圓宗には十乘十境の觀門をあかして、十界十如の因果をさとり、淨教には十願十行の嘉號をたもちて、十即十生の往益をうと談ず、聖道淨土の二

門おほく十をもて規矩とするがゆるゑなり、さて墓歸繪と題する心は、かの歸教を戀ふるがゆるゑにこの後素の名とし侍り、本より自身才學なければ、思の如く詞花を和唐にかざることなく、心頑愚なれば形のごとく言葉筆墨にあやつるばかりなり、たゞ志之所之ひへに忘恥忘嘲たるにや、于時觀應二歳辛卯初冬十月三十日書記せり、
そも／＼勘解由小路中納言法印宗昭者、龜山院御宇文永七年庚十二月二十八日、三條富小路の邊に在て誕生と云々、俗姓は北家にて、氏の祖後長岡右相府内藤七代の遺孫弼宰相有國卿六代の孫枝、嵯峨の三位宗業卿の末葉、中納言法印宗惠眞弟左衛門佐廣綱孫也、覺如上人宗惠の事也嚴師上總は父世を早して、一門長者日野中納言家光卿の子となり、大原二品親王尊助の御門弟として、三部四曼の夢をもてあそび、五音七聲の曲に達しけるが、隱遁して魯惠房實名宗惠とよばれき、母儀は周防權守中原のなにがしとかや號しける、その女な

り、情往事をおもふに、宗光朝臣者白河鳥羽院等の聖代に奉り、宗業卿は後鳥羽院土御門の明時につかへて、をりく文道拔萃のほまれをほどこし、儒門絶倫の名を揚て、後鳥羽院には四儒の随一たり、しかれば上古より當時にいたるまでも、道にふけり學をたしなむ家といふ事を、褒美讚嘆せぬはなかりけり、爰に曾祖父の三位信綱卿は、家督の儀として祖業をつぎしかば、祖父廣綱に至まで累代の餘慶によりて、三事の顯要にも浴すべけれども、ちからなく信綱を二代にへだて、梵篋の満月あふべく身となりしかば、名譽の一流ながくたえぬこそうたてけれ、法印出家の後は兼仲けんちゅう獻納けんなんの猶子たりし裏に、彼卿の號をもて一門も他家も、みな勘解由小路法印と稱しけるとぞ、

第二段

八九歳兩年の間は、天台宗學者に侍從堅者貞舜とて侍しが、遁世して慈信房澄海とぞ號しける、種姓は猫間中納言光隆卿の末流なり、彼仁に對して俱舍論

本頌三卷をよみけるが、大略暗誦してくらからず、澄海はいく、わづか二十歳のうちの人の習學こそありとも、さすがに數卷を暗誦せることは希代の器量かなとて稱美のあまり、天台の祕書初心抄五帖を付屬するとして、此書は先は敬日房圓海自筆本なり、隨分祕藏すといへども法器の感あり、將來にはさだめて佛家の棟梁ともなり、徳海の舟楫ともいはれ給べき人なればとて、奥書をしてわたしける、

第三段

後宇多院御在位弘安五年といふ二十三歳の時、はじめて松房の深窓を出て、しばらく竹院の一室に入侍べき縁やありけん、山門の碩能といはれし竹なかの宰相法印宗隆を師として、天台宗を學せしめたり、

慕歸繪詞第二卷

第一段

彼法印に隨逐して、無髪ながらやうやく四教五時名目をならひ、一家大都の綱々を得しかば、師範も法器に堪たることをよろこび、童稚も提攜に嬾からずしてすぎゆくほどに、いつしか不慮に轉變依違の事出來て、幾の月日をおくらざるに離房のさざみ心ならず、又翌年十四といふ春のころ、寺門南瀧院右府僧正淨珍と申すは、北の小路右相府道經公孫、二位中將基輔卿の息にや、或所にて彼貴邊にたばかりとられけるぞ、粹の楚忽なるもたのまれぬ氣して、かつは鬼に神の風情とはこれをいふにや、不思議にぞおぼえける、

第二段

さるほどに猶同年の事なりけるに、一乘院前大僧正房いかなる便りにか、この童形の年のほどにも似ず、

はしたな懸針乘露の筆勢を御覽せられけるとて、ゆかしく思召けるにや、あまたの所縁につきて頻に氣装し仰られけれども、嚴親承諾し申さぬゆるは、さのみ所々を経歴もしかるべからざる歎、其上尋常の法には、髪をさげて大童にてひさしくある事は本意ならぬ、たゞとく出家得度をもせさせてこそ心安けれて、かたく子細を申けるに、或時は又小野宮中將入道師具朝臣しつし侍從を連々御招引、知音なれば枉て誘てまいらせなんやと懇切に仰られけるとて、其旨を度々傳説しけれどもなを心つよくぞ難澀申ける、聞及やからは人により事こそよるに、これ程時々の貴命をいのみ申は、かへりて無禮にもあたり、人偏の法にも背ものをやなどいひあらそふもあり、或輩は又さる名家の一溪なれば、廉をたてさしと至て古義を存せしむるもちからなき事歎など申もありけり、而るに同七月十二日のことなりけるに、黄昏の斜なる景を見すぐし、桂月の明かなる光を待えて、四方輿をかへせ

てひた物具したる大衆を引率して、既に奪ひ取るべき御結構あるよしを、仲人ありてひそかに告示すほどに、本所にもその用意をいたす間、其時も御本意をとげられず、さこそ遺恨にも思食けめ、さりながらなほ、もあやにく其後もたゞひたすらに御懇心あさからざれば、親の本懐に任てやがてこそ出家をもとげさせめなど、こまやかに御約束の旨ありければ、此上は固辭に據なしとて初參あるべきにさだまりぬ、さりながら聊日數の經けるとて、いと御心元なき由を、しき浪をうつが如に祇修人これかれをたちかへく差上られて、責仰られければ、まづ西林院三位法印行寛附弟のよして入室の儀あり、やがて件の法印引導にて攝津國原殿禪房へはまいりけり、其時の門主は前大僧正房信昭開屋 政殿御息とぞ申ける、しかるにあへなく十四歳より侍りつる僧正房にもすぎおくれたてまつり、又彼附弟僧正房學昭と申は近衛關白基平公御息也、先師の舊好も他に異なれば、相續給仕ある

べき由仰おかれけるに付て、今の門主にもなほ御氣色快然にて、和州菅原の幽地をしめて、常には閑適をよみましましけるも、光仙殿とてあまたの垂髪共の外に、一兩人祇修しける上臈兒の其一にて、心操たて振舞も幽玄に、容顔ことがらも神妙におぼしめしければ、晝は竟日に夜は夜を專にして、御影のごとくにつき従てたてまつり、毎年月を送けるなかにも、よろづにつけてあぢきなのさすがかたほなる心の底に、をりくは金生の榮耀もいつまでとのみおもしろ、來生の資貯はかりそめにもまふけがたく按せられるぞ、末の世の法器たるべき芳縁の、やうやく萌けるにやとおほえ侍る、

幕歸繪詞第三卷

第一段

道の僧綱の儀にてぞなほ寓直しける、

第三段

弘安九年十月二十日の夜十七歳といふに、彼院家南部一乘院にして出家、やがてその夜受戒ありける、これは孝恩院三位僧正印寛行寛法印男うけたまはりて、とり沙汰とぞきこえし、

第二段

素懷を遂ぬるのちは、行寛法印に相從稽古の一道におもむき法相を學せれば、無著世親護法論師の跡をおはんと、ほとんど寸陰を競けり、かくて讚仰やうやく世上に秀で、名譽しばく天下にきこえけり、しかれども蜀都ちからなければ公請にもしたがひがたく、龍洞あゆみをうしなへば人望ありぬべしとおおぼえねば、いつしか交衆もさうく、されば學も勇なくぞおもひける程に、をりくは門主に身のいとまを申けれどもゆるされず、不諧のゆるに稽古のかくこそ退屈すとも、離寺の條はしばらく堪忍すべきよし頻りに宥仰られけるとなん、これによりて遂業の沙汰などにもおよばず、直に律師に舉任せられければ、別

奈良より偷閑に退出の事ありしついでに思様、たとひ本寺の交衆は他抛がたくとも、出離の要道において望を斷ぬ、おのれが限量あゆみをうしなへばなり、西方の欣求はたのむにたれり、底下の凡夫にいたるまで愚をすてず、ねがふらくは南無にたよりあればなり、但わが法相宗は五性各別の義をたて、諸法性相の釋をむねとして決判きびし、家をや、おほかた名を法相宗にかけながら、肩を淨土門にいれんとす、交衆のため外聞時宜いかなどためらひおぼゆるに、且はまづ例證を外にもとむべからず、家には千部の論師といはれたまふ世親菩薩すら、もはら無碍光に歸命して、安樂國に願生すところつたへうけたまはれ、ましてやいはん我等凡夫、おもへば出離のはかりごとにはこれこそ所愛の法なれ、機教覆載し函蓋相順して、加様におもひ萌もしかるべき宿縁か、い

まきく他門にもあらで、有宗においてまじかきためしあるかな、さしも明匠といはれし三藏院範憲僧正すら、彌陀をたのみて晝夜に稱名を專にし、朝夕に數返を勵けりと云々、かしこかりけり、所詮外相の進退によるべからず、内心の工按こそあらまほしけれとて、弘安十年丁亥春秋十八といふ十一月なかの九日の夜、東山の如信上人と申し賢哲にあひて、釋迦彌陀の教行を面授し、他力生の信證を口傳す、所謂血脈は叡山黒谷源空上人聖人・本願寺親鸞聖人二代の嫡資なり、本願寺祖師俗姓は日野官司啓令有範の息男、眞諦は山門青蓮院慈鎮和尚の御弟子なれば、たゞ淨土一宗をきはめたまふのみならず、本宗は又御師範黒谷の先蹤にあひ、おなじく一家天台の源底をうかひ、上乘祕密の門流をくみたまひけり、しかれば眞につけてもやむごとなく、俗につけてもいやしからざる事をや、委見子 彼別傳將又安心をとり侍るうへにも、なを自他解了の程を決せんがために、正應元年冬の

比、常陸國河和田唯圓房を號せし法侶上洛しけるとき對面して、日來不審の法文において善惡二業を決し、今度あまたの問題をあげて自他數返の談にをよびけり、かの唯圓大徳は鸞聖人の面授なり、鴻才辯説の名譽ありしかば、これに對してもますます當流の氣味を添けるとぞ、

幕歸繪詞第四卷

第一段

同三年には法印そのとき正應三年庚寅に當る廿一のことにや、本願寺先祖勸化したまふ門下ゆかしくおぼゆるに、さることのたよりある事を悦て、しばらくいとまを南都の御所へ申賜て、東國巡見しけるに、國はもし相州にや、餘綾山中と云所にして、風をいたはる事侍るに慈心房元宮内卿 公善鸞入來ありて、退治のためにつか封

などぞさだめて驗あらんと自稱し、あたへんとせらる、眞弟如信此時五十三歳にあたるひじりも座せられけるに、法印申さく、いまだ弱齡ぞかし、そのうへ病屈の最も堅固の所存ありければおもひける様、おとさばわれとこそおとさめ、この封を受用せし事しかるべからず、ゆるは師匠のまさしき嚴師にて座せらるれば、もだしがたきには似たれども、この禪襟としひさしく田舎法師となり侍れば、ありつらはしくもおぼえしかるべくもおもはぬうへ、大方門流において聖人の御義に順せず、あまさへ堅固あらぬさまに邪道のこととする御子になられて、別解別行の人にてましますうへは、今これを許容しがたく肅清の所存ありければ、斟酌すまづ請取てのむ氣色にもてなして掌中におさめける、それをさすが見とがめられけるにや、後日に遺恨ありけるとなん、この慈心房は安心などこそ師範と一味ならぬとは申せども、さる一道の先達となられければ、今度東關下向のとき、法印常

陸に村田と云あたりを折節ゆきすぎけるに、たゞいま大殿の御濱いでとて、男法師尼女たなびきてむしと云ものをたれて、二三百騎にて鹿島へまいらせたまふとて、おびたゞしくくめく所をとほりあひけり、大殿と號しけるも邊土ながらかの堺なれば、先代守殿をこそさも稱すべけれども、すこぶる國中歸伏のいたりやと不思議にぞあざみける、かゝる時も他の本尊をばもてゐず、無碍光如來の名號ばかりをかけ、一心に念佛せられけるとぞ、下野國高田顯智房と稱するは、眞壁の眞佛ひじりの附法なり、鸞聖人には孫弟子たりながら、御在世にあひたてまつりて、面受し申こともありけり、或冬の事なりけるに爐邊にして對面ありて、聖人と慈信法師と御顔と顔とさしあはせ、御手と手ととりくみ御額を指合て、何事にかものを密談あり、其時しも顯智ふと參たれば、兩方へのきたまひけり、顯智大徳後日に法印に語り示しけるは、かゝることをまさしくまいりあひて見

たてまつりし、それよりして何ともあり慈信御房も子細ある御事なりと云々、是をおもふに何様にも内證外用の徳を施て、融通したまふむねありけるにやと付合し侍り、天竺には頻婆娑羅王、韋夫人阿闍世太子達多尊者婆娑大臣等の全輪婆羅門種姓までも、あひ狹樂をしてつゐには佛道に引入せしめ、和朝には土宮皇子守屋大連を誅伐したまひしも、佛法怨敵たりし違逆の族を退んかたに、君臣の戦にをよびしにいたるまでも、みな佛の變作なれば、巧方便をめぐらし、かへりて邪見の羣衆を化度せんとしたまふ邊あれば、彼慈信房凡は聖人の便節として、坂東へ差向たてまつられけるに、真俗につけて門流の義にかひてこそ振舞はれけれども、神子巫女の主領となりしかば、かゝる業ふかきものにちかづきて、かれらをたすけんとにやあやしみおもふなり、

第二段

かくて坂東八ヶ國、奥州羽州の遠境にいたるまで處

處の露地を巡見して、聖人の勸化のひろくをよびけることをもいよ／＼隨喜し、面々の後第一拾謁して、相承の宗致を誤なきむねなどたがひ談話しける程に、はからざるに兩三年の星霜をぞ送ける、さて正應するの年陽春なかばの頃に、やたび花洛にかへりて、まづこのよしを南都に申ければ、門主よろこび仰られて、いそぎ歸寺をぞすゝめたまひける、しかるに行寛法印入滅のよしかづ／＼しめされければ、多年提撕の恩もわすれがたく、浮生變滅の悲も今更肝に銘じけるまゝに、師匠の再會死生みちへだ／＼ぬるは、院家の歸參もなにかせん、さだめなき世にはいつまでかさすらふべきと按せられつゝ、忽に南京本寺の嚴砌をのがれて、今よりはひたぶるに東山大谷の禪室をのみぞしめ侍ける、學如二十
三歳迄

慕歸繪詞第五卷

第一段

鎌倉の唯善房と號せしは、中院少將具親朝臣孫禪念佛眞弟也、幼年のときは少將輔時猶子とし、成仁の後は亞相忠卿子の儀たりき、仁和寺相應院の守助僧正の門弟にて、大納言阿闍梨弘雅としてしばらく山臥道をぞうかひける、いにしへ法印と唯公と、はかりなき法門相論の事ありけり、法印は、往生は宿善開發の機こそ善智識に値てきけば、即信心歡喜するゆゑに報土得生すれと云々、善公、八十方衆生とちがひたまへば、更に宿善の有無を沙汰せず、佛願にあへばかならず往生をうるなり、さてこそ不思議の大願にて侍れと、こゝに法印重て示樣、大無量壽經には若人無_レ本_レ得_レ聞_レ此經、清淨有_レ戒者乃獲_レ聞、正法會更見_レ世尊、則信_レ能_レ此事、謙敬聞奉行、踊躍大歡喜、憍慢弊懈怠、難_レ以_レ信_レ此法、宿世見_レ諸佛、樂_レ聽_レ如

是教一ととかれたり、宿福深厚の機はすなはちよく此事を信じ、無_レ宿善_レのものは、憍慢弊懈怠にして此法を信じがたしといふことあきらけし、隨て光明寺和尚この文をうけて、若人無_レ善本、不_レ得_レ聞_レ佛名、憍慢弊懈怠、難_レ以_レ信_レ此法、宿世見_レ諸佛、則能信_レ此事、謙敬聞奉行、踊躍大歡喜と釋せらる、經釋共に歴然、いかでかこれらの明文を消て、宿善の有無を沙汰すべからずとはのたまふやと、その時又唯公、さては念佛往生にてはなくて、宿善往生と云べしや如何と、又法印、宿善にて往生するともまふさばこそ宿善往生とは申されぬ、宿善のゆるに智識にあふゆるに、問_レ其名號、信心歡喜、乃至一念する時分に、往生決得し、定聚に住し不退轉にいたるとは相傳し侍れ、これをなんぞ宿善往生とはいふべき哉と、そのゝちは牙に言説をやめけり、伊勢入道行願とて五條大納言邦綱卿遺流なりしかば、真俗二諦につけ、和漢兩道にむけてもさる有識の仁といはれしが、後日此事を

傳聞て、彼相論の旨を是非しけり、北殿の御法文は經釋をはなれず、道理のさすところ言語絶し卑し、又南殿の御義勢は入道法文也とてあざわらひけりと云々、昔は大谷の一室に舅甥兩方に居住せしにつきて、南北の號ありければ、行願はかくいひけるにこそ、

第二段

永仁三歳の冬應鐘中旬の候にや、報恩謝徳のためにとて、本願寺聖人の御一期の行狀を草案し、二卷の縁起を圖畫せしめしより以來、門流の輩遠邦も近邦も崇て賞翫し、若齡も老者も書せて安置す、將又往年にや報恩講式といへるを作せり、これも祖師聖人を嘆徳し奉れば、遷化の日は月々の例事として、今もかならず一座を儲て三段をのぶるものなり、

第三段

すでに人間の榮耀をば耳の外にとをざかり、山林の幽閑をのみ心の中にたのしみければ、極樂の往生を

ねがひて、念佛輔經の營をもはらにすといへども、先哲の往跡をしたひ、煙霞風月の興をも、をりにふれては心にぞそめける、凡日野は宣學の兩事をもて顯職にも居し、温官にも浴して身をたつる家なりといふ事、はゞさきにみえたれども、かねては和漢の兩篇をも相並をたしなみ、公宴にもしたがつ條は代々の芳躅勿論なり、しかりといへども三十一文字の和語にはなをこゝろをいたましめ、幼稚の昔の日より老體の今の年にいたるまで、春の曙秋の夕べにつけても興を催し、月の夜雪の朝を待ても宴をまうけ、時境をたがへぬこゝろづかひにて、みづからもちたるにつけて言を數おほくつもり、賓客の來て志を同するも、したしきうときその交たえずなんありける、かかりければ正和舊のとし間意集とチフ打聞をするに、思の外に彼撰に可仙洞にまいりて、叙覽をよびしより、諸所にきこえて美談せらる、上下二帖にわけて千首二十卷とせり、その集の興書にかきと

むる善懷の歌にいはいはく、

かすならで風の情もくらき身を光にゆるせ玉津島姫

あつめなく和歌の浦わの玉こゑに涙のした草あらはれやせん

曩祖相公有國彌幼少兒童皆聽取、子孫永作三廟門塵と諸をつくりて北野聖廟にたてまつりけるに、朝廷につかへけん家をいでて、佛道におもむく身となりたれば、藤の末葉の片枝までもいまはをよびがたく、前の下露の一したゝりともいひがたきに、さすがなほ朽ざる曩古のことはをしたひて、新なる靈神によみてまいらせけるとて、
わすれじなきけとをしへし二葉より千代にかゝれるやどの藤波

入閑意集

慕歸繪詞第六卷

第一段

元亨初年沾洗九日、宿願によて法樂のために詩歌を勸て、かの廟門にたてまつりしには、親王權女より月

卿雲客兒童僧侶にいたるまで、おのゝ詩伯十九人歌仙二十二人云々、親疎みな貴重して庶幾し、和漢ともに相かねて結縁するもありけり、歌は三首を顯し詩は四韻を賦する、凡數輩の英傑をえらび、兩篇二序者をまふけき、ことさら披講をとげんとては、面々廟壇に詣で當座にも歌をよみ詩をつくり侍りしなり、その時の諸歌にいはいはく、

春日陪北野聖廟同賦春色屬松端

詩一首題中 右少辨有正子時前甲斐守、詩序者

請看麗色屬芳辰 沙端翠松久視春

累葉垂憐清倫志 對花禱運散斑身

歲華禮舊文章主 天歷以來鎮坐神

神監無私冥祐日 偏疑明信一俗藥癩

刑部卿顯盛 子時前宮内少輔

料識靈壘松色久 陰陽造化屬多春

廟夜梅信任嵐間 社樹榮生遂日新

倩算年花思垂跡 始從天曆則同口

強而猶仕散_二斑質_一 可_レ惑運遲偏仰_レ神

法印宗昭

冥矣雙松蒼翠影 載陽春色屬_二沙塹_一

巫山量_レ氣霞籠_レ夕 五廟瞻望花發_レ天

明能月朧仙樹下 靈威風暖瑞籬前

意端願素神爲_レ惑 祖_レ未_レ忘陪_二宴筵_一

法印光玄 于時洋師歌序者

韶春景氣屬_二何處_一 松色添榮在_二廟塹_一

勁節抽誠凌_二宿雪_一 貞心運步送_二芳年_一

神林風響花間脆 巫嶺雲膚霞裏連

愁綴_二蕪詞陪宴席_一 憶_二其曩跡_一獻_二詩篇_一

法印慈俊同前

景色屬_レ何春別處 此時興趣在_二松塹_一

頌祇堂抄霞中妙 巫女臺林雪後鮮

柳蔭瑞籬類_二偃_一 鶯歌高廟自和_レ絃

尊_二崇曩祖_一在_二其志_一 尤仰_二神恩_一思_二宿緣_一

春日陪_二北野聖廟_一同詠三首和歌

山花 法印宗昭

身はかくて春のやうなる山ざくらなにと心の花にそむらん

歸鴈

おほつかなあまとぶ鷹の玉づさの霞にきゆる雲のうはがき

神祇

ふた代こそ跡はへだつれ神かぎやなりとなりこしかすみもらすな

法印光玄

嵐ふく山また山のおのづから花なき方も花のかぞする

たちまがふ霞のはてはこしの海の浪もひとつにかへるかりがれ

つかへけん跡こそたゆれゆふだすきかくたるのみはいましかはらす

法印慈俊

うつろはんのちのかたみの峯の雲しばしも花にたちなはなれそ

あまつかり雲地はさすがたどらん花にわかるゝ心まよひに

かすならぬ身をうらむともあはれみにもらさん神の名こそ惜けれ

第二段

一門他家の縞素自除の懐紙等、并社參の時の當座の短冊詩歌繁多の間、これを載にあたはず、

昔は蓬屋座敷を構侍しかば、日野_レ亞相東山花林瞻

望のためとて、法印坊に入來ありてくる、まで幾遊、

その時しも向寺速成就院の鐘、櫻の下花樹の間より

入あひの聲きこえ侍を、當座の景氣境にかなへる事

よとて、衆人みな感興、すなはち尊者納言出題あれば、

續歌面々同題にてよめる、

花間鐘

くれやらゆ夕日影ほ霧こめて花に木だかき入相のかね

法印頼宣

いとほしき風のよそなる花ざかりまたおとたてて入合のかね

法印宗昭

ながむとて花にくらせる程しらく入合のかねを木間にぞきく

此外の人數略する所なり、

第三段

いにしへ秋の比あづまの方へ斗蓋しけるに、松島に

まうでて千年へて、又事のたよりありて人にともな

ひてみちのくに下けるに、なほゆかしくてそのあた

りにやどりて、面々乗船しつゝ夜のおくるもしらす、

浦々島々漕渡て立歸けるに、

またもみつ今はいつなかつしまや身さへなしてに月ぞかたよく

慕歸繪詞第七卷

第一段

何の年紀といふことはいとさだかならず、數奇のあ

まりに催されて、かたへの人などにさそはれ、伴に

もおよばずたゞ一身郡邑をいで、驚駭に鞭て紀州玉

津島の明神にまいりて、まづ法施をさしげのちに詠

吟におよびけるとぞ、十首の和歌とてき、侍りしそ

の中に、吹上浦といふ題にて、

又やみんわすれもやらじ浦風の吹上のせとの秋の面影

和歌浦

わすれじな和歌の浦波立かへり心をよせし玉津島姫

あにつけて五代になれば和歌の浦になけどかひなきまよ千鳥哉

第二段

貞和二年丙戌閏九月朔日の事なりしに、そのいにしへ和州菅原御前に陪てあそびなれし事、先の後はいといわするひまなく、又家を出にし身なれども、祖神の瑞籬本寺の舊棲もゆかしく、南都に下向、まづ寺々社々一々巡禮に、春日社寶前にて、

かすが山わがひとかたの跡たえて神わざしらぬ身をしこと、これよりかの御山莊へまわりければ、周甸に枝をまじふる紅葉も葉もろくなり、秦郡に叢の混す苾花も花かじけぬ、中にも御苑につく数字の渡殿も、軒端廢て舊壁なけれども柱はたてり、黒木をまつる竹屋の泉殿も、水路たえて奇石あれども苔のみむして、みしにもあらねども昔に似たる風流、今にのこれる地形、心をいたましめぬといふことなし、とかくして日もくれなんとす、もとのやどへ歸べくもなく、なほ貴門のほとりなる竹中の庵室のあるに立入て、その夜をこめ侍り、しかるに黄徑に歩をはこへば、砌

にあたれる雙松はいにしへをのこす風琴の音を弾じ、藍溪に志をよすれば、宿を経たる孤香に夢をやぶる、月杵の怨をつたへ、まづひるの程所々瞻望する砌間を、紅葉のちりうづみつ、おしはかるに、なをこえてけしからず荒蕪荆棘のありさまなるにつけても、すゝろにあはれをそえつ、すこぶるおなじことばがちなる様なれども、思ひつゝくるにまかせてよめりけるとおぼえ、歌のかすよにこれおほけれども、しるしおきけるわざとはたらかさずして書載侍る、

ふまでゆく方もあるとおしめどもちりてぞうづむ庭のみちばあはれててみし世にかはるすが原やふしみの夢になる昔哉
老はてて八十のさかにむかふまでいきて昔の跡をこそみれ
その夜のたび所にては、
夢さむる老の枕にきこえけりうちおどろかすあさのさ衣
なき人のおもかげのみは身にそへてなまけなかくるなとづれもなし

慕歸繪詞第八卷

第一段

常年神無月中の六日、迎講結縁のために大原の別業へ越侍りしに、勝林院五坊に尋行てしばらく休息しけり、此五坊といふは、池上關梨の御舊跡顯真座主の發起にて、楞嚴院安樂の谷をこゝにうつして新安樂となづけられけるとぞ、件房は五名内第一番の號なれば、性智房とて今の一和尚圓覺居住也侍るにや、それより立かへるときの障子にかきつけおきける、すまばやと心とめて山ふかみしぐれて歸る空ぞものうき

第二段

同歲臘月中旬の候境内において一寶をかまへ、竹杖庵となづけて邊畔の塵外に擬して、方丈の檐端をさゝげつゝ、常には閑居せり、そのいほりの障子に書貽し侍る詠歌云、
ながらへてよのうきふしにたへもせじ竹の庵をなにむすぶらん

第三段

同三年は丁亥にあたる八月一日、水精の念珠を嚴師の法印におくりつかはすとて、

法印 慈俊從覺也
君のみはかぞへもしらじ眞禰の名もしら玉の數をつくして
返しに

眞禰の玉の光もわがあとにのこらん君が身をぞてらさん
さきの數珠のかへしに蔡紙をつかはすとてそへける
さいまじよもさが島の白麻は名におほふ不死の君がくすりぞ
次の年は貞和著雍困敦の曆にや、きさらぎ下の四日
とぞ、櫻を花瓶にたてて部屋におきつゝ、

伯耆守宗康子時大夫、童名光養
吹風にしらせじとたてておく花にちらぬをひさにみんとおもへば
とよみて花枝につけたるをみて法印、
たをりおく花のあるじの行末はさかゆくべしと春ぞしらん
たのむぞよ老木の花はちるとてもさきつゞくべき萬代の春

慕歸繪詞第九卷

第一段

貞和四年卯月初、此法印都を出て聊路次に逗留のこ
とありて、同じ中の四日、年來ゆかしくもみまほしく
思ひわたり侍る丹後の海橋立に赴に、みちに雲原と
云深山の中にて郭公を聞て、

はるくくと葉山のすそにわけ入は木しげかたになく時鳥

同日かの國府に下著しけるに、人々さそひ伴ひもよ
ふす、少々わかき僧など相具して心もとなさのあま
りに、まづなりあひの麓大きくて邊巡見し侍れば、寺
僧に何の律師とやらんき、しかども忘卻し侍り、俗
形ふと來て道をきり行むかひ、三遅風情儲けり、け
しかる便宜の堂舎の傍へ引入て、種々にもてなしけ
れば、事の外になさけくしく覺て、次の早晨に藤
花書たる扇に、張箱體の物とり居ていづこよりとも
なく使侍とて、

散位 宗 康 于時童形
光發也

きのふこそおもひもかけぬふち波のこの花さかば後もわすれじ
事ひしけみ、松本房兵部律師堯還と、位署名字書載返
しに、

おもひきや心にかげし藤波のわすれがたき花をみんとは

その日は雨にさはりて歸路にもおよばず、又見べき
本意の成相寺にもいまだのぞます、仍次の十六日に
彼寺へ詣で堂の正面の舞臺の様なる所の柱に書付侍
ける、

詠歌

法 印

雲のなみいくへともなきすききよりながめをたす天の橋立

州 縣 宗 康

おとにのみき、わたりつるすそ有て浪間にみゆるあまの橋立
この寺の體たらく、後に慈嶺峨々として塵土きを
をへだて、前に蒼海漫々として雲濤眼にさへざる、萬
物こゝに生て繁榮おのづから備れり、別當坊は金剛
薩埵院となづけて、嚴麗を宗とし奇妙を先とす、富
有潤澤にして獨歩世會せり、堂舎は飾に珠玉瓔珞を

もてかゝやかし、牀席は用に綾羅錦繡を裝てことと
す、こゝに垂髪を一兩人相伴侍れば、都よりなど聞
て心悪や思けん、寺務ながしの僧といふ七十有餘
に關たるが、まことに威徳たふとく體法かしこき老
者出會て、ひたすらやがて請じいれ、茶をけたみ八
珍の者をまうけ、三清の酒をすゝめつゝ、同宿共もそ
の事となく、房中を走回り、すゝろに庭上に倒伏て
をかしきさまに貴寵すれば、そゝろばしさがざりな
し、山上をとかく逃出て、面白遠望しつる串の戸の、
當所名譽の骨目勝地遊覽の肝心と思へば、同は下し
かくて見まほしさに、こゝろざして道をへ麓へくだ
る、それまでは路次假令四五十町許にも有らんと申、
そのあひに大谿といひてきこゆる迎講の所に別れ
り、此所も誠にゆゝしげにみえて、佛閣梵宇棟をな
らべ、弗宅松門巷にあふる、こゝを通過て島崎に程なく
つき、しばらく逍遙して三酌に及び萬年を延に、後
をはるくと願ば、過つる大谷に當てかすみたる江

路に船一二艘ありとみる所に、酒盛の砌串の戸に漕
付けり、誰なるらんと思へば、昨日の朝扇をつくり使
し侍し堯還律師とぞみなしける、同宿五六人相伴て
玉樽を隨身、銀觴を懷中するもあり、或僧は山臥筒
をぬきいだし、或族は田樂節をうたひかけつゝ垂髪
を賞翫しければ、思の外なる當座の遊宴をそへて、面
白ともいふばかりなし、若輩共とりくゝに歌笛の藝
を施し舞曲の能を盡す、境に叶へる笛のねねたかり、
歌の聲もすみ、廻雪の袂を翻て易水の曲を詠す、この
松樹の底蕪葉の渚なれば、神に徹りきゝにめでて、天
人もや來下すらん、若又冥衆などもや影向し給ふら
んとまで覺て、心詞もをよばれず肝腑に銘せしめけ
り、さる程に既に月映じ、すき晡時になりければ、用意
し儲たる二艘の舟の迎者ども、あながちに相待と聞
ば、さしもさりがたき空席なれどもこゝを立て、今夜
のとまり宮津をさしてぞゆく、ありつる僧等はしば
しは汀に船をとめて、早暮の興をしみ、餘波の袖を

しほりながら、廻浦を陵ぎ長流を超つゝ、さのみは争かその面影ものこる、これは彼津行程をふしと海路に舟を呼けれども、なを陸地に馬を扣させて、笙の八音をふき歌の六義をのべ、言を彰し勸すこと筆につくしがく、卷にしるしがたくして、日をかぎり衝黒に至て宮津へは落付侍にけり、

第二段

なほ第六年庚寅の孟春二十一日、十三歳にして身まかれりし光長童子初七日にあひあたるあした、雪のいたくふりけるにも、をりにふれ事にふれつゝ人々戀慕しあふなかに、隆存阿闍梨一首を讀て出しければ、當座におのゝ、和答し侍し、次第不同

大法師隆存

跡つけん人は昨日のわかれにて心のまゝにつもるあは雪

筑後守平胤清

とはるべき人はあもなく成ぬるにたれゆへかふるけさのあはゆき

法印詠

あけくれは今やくとおもふ身をのこしおきてしきゆる沫雪

藤原宗康

第三段

あはれやなあは雪よりも消やすき人の命ぞあとかたもなき
かの寅歳の二月日改元して觀應と號するに、かよひ所西山久遠寺にまうでつゝ、年比同宿の禪尼の墓所にて心しづかに佛像にむかひ、ねんごろに名號など書て、經木のうらに戀慕の志をしるしつけ侍ける、こゝにのみ心をめし跡をとてきてすむわれもわぶるさびしさ其歲暮に寄木述懷を題にしてよめる、

七十に身はみつしほの末の松この年なみも又やこえなん

なほ三の年庚辰の春やよひはじめつかたには、いささかまぢかき城外に思立侍、同九日の事なりけるとぞ、國東宗康そのとし大夫とては八歳に侍を、都におもひをきければ同くともなひ下ける僧老の禪尼、ながき日をいかに忍てくらせども春しも人の戀しかるらん

返しに

法印

こひしさはおとらぬものを長日におもひくらすと人のいふらん

返事

寺務法印

件の月の中旬にたよりをえて、末寺の照光寺へ越侍る、次に彼寺僧障子の色紙形を所望し、ことさら筆を染てあたふべきよし申ければ、ふる詩歌など書侍る、曩祖の御作に、詞林功少難凝露、榮路運遲被咲花といふ詩を和して書歌として、

ことのはの露もろくなるくら山のはりかねれば花もはづかし

彼の大歳大荒落の季夏九月といふに、新熊野瀧後の中納言禪師、いまだ光徳と號せし童形にて備前國に下向の間、季札をのばせ侍る返しに使える、

老法師

ながらへば又といひてもなにかせん老の命のたのみなければ

返事後時送之

傳燈滿位房宗

いくたびかなをもあひみんちかふべき君やよはひのかきりなければ
年來竹馬の比より、連枝のごとく申かよはず聖乘來
迎院長老空蓋上人のもとより、なやむこと侍るか心よ
からぬなどしめし、鴈書のついでに二首を送けるに、
けふまではともなひきつる老のみちわれさきた、ばあはれとやみん
なれきつる人のなごりのおほえ山にしいた野のみちまでもとへ

落花

ちる花にたぐふ涙のもろさこそおひゆる春のしるしなりけり

又すぎにし貞和二戌の歳上冬晦日、日野辨入道房光朝臣法名
寂家の月次三日歌の中に、

冬月

しぐれつる雲ものこらぬたかねよりあらしにいづる月ぞさやけき

初逢戀

さこそ又おもひま□□戀々てあひそめ河のふちせかはらば
その比壬生宮内卿入道冬隆朝臣もとへ、歌の點のた
めに文を使し侍れば、こそこの八月に卒ぬと答とてむ
なしくもち歸ける、はかなさ今更あはれにかなしく
て、すはち經の斷紙に用侍らんとて、かの消息に書
別ける大和尚位歌、
なきあことしらでおくるもはかなきとありしま、かたのむ玉づさ

同三年二月に身まかられし入道黃門 雅康卿歸泉の跡を訪はんとて、前源相公雅顯卿法印にすゝめし一品經歌に、法華經法師品五滅後惡世能持是經者の心を、
にこる世のりの流をむすぶ手のしづくまでをいかゞもらさん
其年の重陽に頭在中辨 時光朝臣、子時藏、人右衛門權佐 もとより送ける、

返事

法印昭公

しら菊のはなもてはやす君がやどよまかへん千代の末ぞ久しき
いとよなほ君がせかえときくの花かされて千代の末ひさしかれ
小倉相公羽林實名卿勸侍る法華勸持品に、
身はかくてあだしうき世にさすらへど心まことのみに入ぬる
心外無別法を題にして、
なにとたゞはじめはてもなしときく心ひとつをおさめかぬらん
佛心者大慈悲是の心を、
あはれみなものにほどこす心より外に佛のすがたやはある
生死涅槃猶如三昨夢をよめる、
はからじな彌陀の御國にむまれなば昨日の夢も今日のうつとも
法印往年む月のはじめ賀章を送ついでに、亞相拜任

あるべき華祝をそへける家督への歌、
のぼるべきわが家きみのくらゐ山春の光の日野ぞかゞやく

返事に

入道前大納言 俊光卿、子時藏、大宰權帥

この春の光は日野にあらはれてゆかりの草も時にあふらん
宗近二條入道亞相爲世卿言葉集を家に選せしは、敎撰に擬して且はのぞまし輩は、向後作者の下地たるべしと御所さまも御沙汰あるよしきこえしかば、その打聞に法印入侍ける、
冬きぬといふよりやがて神無月老の涙ぞまづしぐれけり
ちか比藤葉集とて、小倉入道前亞相實教卿撰する打聞の雜春部に入歌、
山のはにちかきよはひやくらべましくるゝやよひのけふの春日に
これも同集雜下にのり侍る、
つたひくるかけひの末をせきためて水に心をまかせてぞすむ
彼亞相のもとへ、法印或土産を送事侍る返歌にそへて使けるとて、

入道前大納言實教卿

おもはずよ老の命のながらへていま又人のなまけみんとは

返事

法印宗昭

きえかゝる露の命のうちまたこのはなをみるぞうれしき
一とせ貞和己丑の年みな月一日、母儀中陰に故入道中納言雅康卿後室もとより消息して、黃門にわかれてもはや三年になり、高堂におくれてもすでに七日はすぎぬ、つながらぬ月日のうつりやすさ、ことにおやの御なごりのみすゞろにかへしくて、かつは都護嫡男頭辨 宗覺朝臣 に哭せしを、青蓮院二品大王御なさけふかくも、世のためしをもてねんごろに慰めつかはさるるとき、送見せしめ給ふ慈鎮和尚御記には建久五年大理兼光卿、最登無雙の子息基長をうしなひて、なげきの涙川におぼれ、日野の別莊こもり侍る、かの卿もとへ和尚たびたびの御音書ありける先蹤を御目にふるゝあひだ、黙止がたくてこれを使さると云々、その一卷に副らるゝ竹園御歌賜て、日野前亞相申ける御返事、むかし今の御贈答までもいみじく、およばぬ身ながらふと心に浮などとしてあまた歌を讀て、嚴親

老法印に送侍ければ、誠にかの父子の哀傷もあひ、同じくこの母女の別離も異ざるにやと身にもしられて、いとゞ涕泣にたへぬ中にも、家門今古の勝躑をおもふに、官學眉目の美談にあらずや、彼後實詠歌の中に、
さめやらぬみとせの夢のうちに又夢より夢をみるぞかなしき
法印返事

法印慈俊

夢ぞとはおもひなせども別にしつらさばかりは續うつゝ、かはこの詠歌をみかの頭辨ことを思ひてそへ侍る、
とをからぬあはれにたへぬみな月にうきわかれそふ比ぞかなしき
おなじき年には法印滿八十なりしに、聊の病のゆかに臥侍る事ありしとき、おもひつゞけけるとて、
かぞふれば釋迦と祖師とのよはひまでいける八十の身さへたふとしようきなき心なるとあるじぞとしるこそやがてさとりなるらめ
この和歌どもは、すこぶる狂言綺語なれば、しるしにするにあたはざれども、かつは讚佛來の因轉法輪の縁ともいへるうへ、亡者あさゆふ甞しこととおもふ

ばかりを存じて、あながちに年月日時の前後をまもらず、自他僧俗の官位をたゞさず、たゞみをよぶ分をもて、便宜に隨てその段々翰にまかせ、この處々墨をつき書ちらせれば、定てしどけなき事ぞおほく侍らん、

慕歸繪詞第十卷

第一段

いにしへ元弘初曆冬中旬の事歟、大和尚六十二にて丹波國に一人の僧侶清範法眼と號するあり、三宗のうち教外別傳の宗門に入り、かねては法華讀誦の懇露を凝しめけり、その姓岐嶷にして、一代佛教の腑藏を搜識ばやと心にかけて、無量内外の典籍を博覽せんとて、志をはこびつゝ採用するに、智勇口辨にして詞林に花をさかせ、清談するに讚義妙定にして、學

海に潮のたへたらんもかくやと、かつは尾羽そろひたる鳥の空を翔翺して、ともをそはれざる様に、たゞよろづに數奇はけ侍るあひだ、尊儀の座下に常隨給仕の往月宿因純熟し、善緣相應せるにや、かの法眼同心して、頓教のひつ乗ものにこそ伴たてまつらめど、季諸のあまり決了のうへは、三經一論を傳受し五部九卷を提攜す、その外本願光德集記したまふ、教行證六帙の大綱をも請受するのみにあらず、をり／＼所望しては、かの歳序に當て口筆せしめて口傳抄と題する三帖の文を製作す、これは覺聖人より、隨分の稟承知信御房受持の法要たるによりて授與云々、而又その後かさねて申承侍とて、建武四年九月日、春秋六十八にして改邪抄といふ一卷書をつくれるは、末寺の名をつり、當流に號をかくる花夷のあひだ、貴賤のたぐひ大底僻見に住して、恣に放逸無慚の振舞を致し、邪法張行の謳歌にて外聞實義しかるべからず、ことさら本寺として、禁遏嚴州のむね、條々篇

目をたててこれも口筆せらる、且はもはら向後傍輩のために張文に准擬す所也云々、さてこの法眼草創し侍る丹州の佛閣をも、本願寺寄附の儀として毫攝寺と題額の號を申なづけ、同く筆生の字を書きたしけり、就中多年の懇念を謝し、將來の素意を表せんがためにとて、尊下の存日より或は畫像を丹青に顯し、或は木像を彫削せしめて、居所の洛中にも渴仰し、管領の城外にも安置す、すなはちこの行狀畫圖の發起も、かの法僧張行の所爲なり、これによりて隨分連連の懇曲もだしがたき所望なれば、旨趣段々の右筆かたのごとく注付訖、本文を料見に、無德不報无言不酬といへるが、世には恩を戴てかつて報せざるのみあり、德を荷てすべて酬ざる事のみ多に、加様に義をたゞしくし信を守るにおては、むべなれや過去に五戒をよくたもちければこそ、はたして今生に五常をかしこくはしれ、とおぼゆ、重ておもへらく、流長則難、竭根深則難朽ともみえたり、かれはあふく

べきかの福田の冥應も、因果むなしからず、嗜べきこの比丘が生計も、自然にともしからざる哉など申傳侍れば、ありがたく感嘆し隨喜せらるゝ者也、又製草あり、四十八願簡要の願々を選て、めのこたきに註釋せり、これを製する年已に曆應三歲支干庚辰九月二十四日云々、すなはち名字ありて七十一と與書あり、願主は伊香の別莊に崇光管領の成信と號する苾芻、望申によりて書たりけりとみえたり、本は無名のあひだ今願々鈔と題號し侍るはこれなり、今は一昔にもおほくあまれらん、嘉曆の初丙寅の年覺如五十七歲に當る、その季商の節上旬の候、飛驒國願智房永承といふ禪徒申請ければ、執持鈔となづけたる文をつくりてあたへたり、或最要鈔とて小帖あり、先年法印風痾に侵しとき、目良最圓道源關東駿河法印榮海舍兄訪來れりし次に、臥ながらしめして法語を口筆す、第十八の願意を釋する文なり、此目良は多年先代の所屬として、沙汰かねていはれ右筆かたにも達者の譽ありけり、

そのうへ眞諦門にのぞみて、諸宗達登第一なるのみ
にあらず、俗諦門にありても萬事宏才名望無雙なり、
在洛の後は大谷弊房に經廻、數年同宿の作法なれば
共に老體ながら、日本辛苦の行業を開て往生淨土の
願念をたくはふ、あはれなることは、我が法將はその
大簇の春八十二して別をつけ、伴老者は同大呂の冬
最後終焉も同年なり、不思議といふべし、はたしてこ
れも今度一大事の本懷を相違なく遂侍けり、又本願
鈔と名て自筆をそむるは名字各別なれども、義理大
旨さきの最要におなじき物也、かの外に法華念佛同
體異名事といへる薄雙紙あり、ちかくはまた貞和三
歲丁亥十二月二十八日ことなりしに、鸞聖人作せしめ
給ふ、淨土高僧等三帖和讃内の肝要を選抜侍る一帖
を、尊師和讃抄と號するも、事繁ければ、さのみは存
略するところなり、

こゝに先段の中間におきて、年號いさゝかもて
次第を守といへども、これらの終頭に至て歳序

立還又錯亂におよぶ、しかれども聖教の述作を
おなじく一所によせて、眞俗の混合をなを分別
せんがための故なり、
凡又聞、法血脈の名字を釣輩は、有昭善教覺淨教圓
乘智成信行如承入唯緣道慶寂定等なり、このほか
自餘學修の門徒たりといへども、その志ありて遠國
よりも上洛隨逐して所化と成て、稽古を致し提攜に
堪たるもあり、所謂如導助信善範相賢順教榮空
性宗元智專の類をや、猶これあれども委するにあた
はず、

第二段

觀應二歲辛卯正月十七日の晩より、聊不例とて心神
を勞らし侍れば、たゞ白地におもひなすらへ、天下
の騒もいまだおちぬほどなれば、醫療を訪べき時
分もなきに、十八日の朝よりなほおもりたる景氣な
るに、世事はいまより口にもいはずれども、念佛
ばかりはたえずいきのしたにぞきこゆる、さりなが

ら身をはなれぬ僧のむかへるに、この二首をかたり
けり、

南無阿彌陀佛かならずのりぞなきたもつ心もわれとおこらず
八十ちあまりおくりむかへて此春の花にさきだつ身ぞあはれなる

おもひつけたる數奇にて、最後までもよはくしき
心地に、一兩首をつゞけるよと安心のむねも、今
更たうとくおぼゆる中に、花のなさを猶わすれず
やと誠に哀にぞ覺る、

凡このたびは今生のはてなるべし、あへて療醫の沙
汰あるべからずと示せども、さてしもあるべきにあ
らねば、あくる十九日の拂曉に醫師を招請するに、脈
送も存の外にや指下にもあたりけん、なむるところ
の良藥も驗なく侍れば、面々たゞあきれはてて瞻り
仰くより外の事ぞなき、つゝに酉刻の末程に、頭を
北にし面を西にし眠かがごとくして滅を唱ぞ心う
き、つらく頓卒の儀をおもふに、緯の楚忽なる有待
のさかひとはいひながら、今更不定のならひにまよ

ひ侍れば、常隨給仕の僧侶、別離悲歎の男女、喩をと
るにものあらんや、釋迦如來涅槃の庭には、禽獸蟲
類までも啼哭したてまつりけり、大和尚圓寂の砌に
は、上下土女までも傷嗟することかぎりなし、さても
不思議を現せしは、發病の日より終焉の時に至るま
で、始中終三ヶ日が程、蒼天を望に紫雲を拜するよし
所々より告しめぬ、そもく三日彩雲の舊蹤を尋る
に、いにしへ高祖聖人の芳躅にかなひ、今は先師靈魂
の奇特をあらはすこれなり、事切ぬれどもつきせぬ
名残といひ、かはらぬ姿をもなをみんとて、兩三日は
殯送の儀をもいそがねども、かくてもあるべき歎と
て第五ヶ日曉和恩院の沙汰として、彼寺の長老僧衆
をたなびき迎とて、延仁寺にしてむなしき煙となし
けるはあはれなりし、事の中にも二十四日は遺骸を
拾へりしに、葬する所の白骨一々に成て、佛舍利の
ごとくに五色に分衛す、これをみる人々は親疎とも
に渴仰して信伏し、これを聞人は都鄙みな乞取て安

置す、まのあたり此神變にあへるは、難の中の悦ともいひつべし、迷の前の益ともいひつべし、宜哉彌陀の本願をたのむ外には、純淨勇猛の修行もなにかはせん、極樂の往生をねがふまへには、賢善精進の威儀もいつはれるにや、法印平生の振舞もたゞよくつねに順にして、安心の治定もそゞべきならねば、まめやかに人ためならぬ念佛して、一大事の本意を遂げぬるに、年比偏執せし人もこのたび改悔し、日比惡厭せし族も今更歸敬す、尤ありがたき事どもなるべし、

從覺上人作

百和香 卷之十三

顯綱家集

ある宮ばらの女房のつばねのまへに、柳の枝をうゑて見けるに、よひにきて物語などしてかへりにける、つとめてその柳なかりければ、よべの人のとりたるなめり、かへしうゑよとせめければかくなん、あをやぎのいとなき名ぞ立にけるよるくる人は我ならねども人々ぐしてしほゆあみにまかりたりしに、京よりしりたりける女の、四位權少將のもとにかくよみてつかはしける、たちよらでおとせぬ時はつのくにのあしまの浪のこゝちこそすれ少將のかへりごととはべりしうはつゝみの紙にかきつけたりし、

つのくにのあしまの浪の我ならばうらみぬほどにおとはしてまし

齋院の邊にさぶらひける人の、世中わかくれてあるやうありて、思ひがけぬ所にありければ、年ごろになりて四月賀茂のまつりの日、あふひにかきてつかはしける、おもひきやそのかみ山のあふひぐさかけてもよそにならんものとはこれはあるやうあるうた也、ことさらにくはしくはかゝす、

年ごろかたらひける人の、こと人にもいひてたえにければ、日ごろ有てあるやうありておとづれけるついでによりてつかはしける、こゝろにもかなはぬものはなみだかな我ためつらき人としるゝ

まひことしてはやうしりたりける女の、うちわたりにかくれてありときゝて、たづねてよめる、ゆきすりにとふとや人のおもふらんやまゐの衣きたるけふとてはなだなる狩ぎぬをきて、ある宮ばらの女房に

あひてまかせけるに、雪のいたくふりて、つとめてそのかりぎぬの袖をやるとて、かきてつかはしける、

ゆきかゝるはなだの袖をうちらはらひかへりしほどのたもととも見よ

風いたくふきける夜、御前ましかくうゑたる給へるはぎ御らんじにいでさせ給ひて、人々歌たてまつれとおほせられければ宮にて、

秋かせのはぎのした葉を吹かへし
うらみや露はおきまさるらん

ある宮ばらの女房のもとより、なそとくとてか
くいひたる、

かひなしややしろのみしていのること
なくてみそかになりになるかな

返しのおくに

みそかまでののるやしろのかひなくば
神な月とやいふべかるらん

二月許に寺に講き、にまかりたりけるに、ある宮ばらの女房また車をならべてき、ければ、たれともなくてしきみのはにかきてつかはしける、

る、

よそ／＼にみつのくるまとおもへども
ひとのこゝろはひとつならなん

講はてて人々きはぎいでけるをりに、つかひまざれにければ、たれともしらでいみじうねたがりて、日ごろたづねけれど、ほどへてぞかくとき

かひのにげければ、人をつけて見すれば、しる君のたばかるなりけり、かくぞよみたる、
もろともにいざたづねみん山ざくら
ちりのこりたる花はありやと

かへりごとかくなん、
花見にはなにかはいざとさそふらん
すゝめしりのをりはたづねで

とよみてつかはしたりければ、こゝにはよもと
あらがひてよめる、

まろ橋をあともさだめすわたりては
ふみたがふるぞあやしかりける
またかへし

あらがはばさてもやみなんまろはしの

あとなくばこそふみもたがへめ

山ざとにまかりけるを、こよひはとまりてあれ
ととめめけれど、とまらでいぞきかへりて、つと

めていみじうゆきのふりたるに、ぐしてかへり
し人のもとより、とめめしひとけふの雪をいか
にといひたれば、

あはゆきのふるにつけてもなげくらん
とくるをわびし人のこゝろは

ある所にまゐりたるに、みすのそばより女房の
かみ、いとにがくこぼれいでたるを見て、

人しれずおもふ心をかへなへん
かみあらはれて見えぬとならば

いづぞやの殿上の大井のせうえうの歌かきつけ
たるうらに、あしでを人の手ならひにしたりけ
れば、そとにかきつけたりける、

つのくにのなにはのみかとおもひしを
わかのうらにもあしでおひけり

さみだれのころ、よろづ物語などしてあかすを、
かゝるはよけれど、なき名たつなんわりなき
といひければ、みな月のついたちの日つかはし

ける、

さみだれはなき名たつ田にそぼちつる
たごのぬれぎぬけふやほすらん

すみける所のさくらの花を見て、いかに世の中
を見けるころにか、
雨ふればうきことのはもしげるより
うら山しくもちるさくらかな

ひさしうかたらひける人の、うきごとありてた
えにける、琵琶をかりたりける、そのをりはかへ

さで、年ごろありておもひがけぬほどにかへし
おこせたりければ、よみてつかはしたりける、
わするなとをしへしことはかひなくて

ひきたがへたるびはとこそ見れ

しりたる人のもとより、ひさしくおとづれすと
て、のきにおふる草をおこせたれば、わすれ草
とおもひたるにやとて、

これやおとにきゝつるわすれ草
またこそしらねこゝろならひに

しのびたる人のふみをおこせて、人や見るらん
とてかくいひたる、

なみだ河せく水たまもかきつめし
ひとの見くづになりもこそすれ

返し

かきつめて河のせなるたまもには

ひとの見るめはあらじとぞおもへ

たはぶれごとにかたらふ人の、うらみていまは

あはじなどいひければ、

さゝがにのいとかばかりのこの葉に

なかがきたえんものとやはおもふ

蘇芳いろなるかひのちひさきを、これなんわす

れがひとかひふは、まことの見しりたりやとて

人の見せければ、

これやさはひとわすれがひおぼつか

えこそしらなみあまにとはばや

などごとをきゝてひとのうらみければ、かくせ

といひけるものを、人に見せたりときゝたりけ

るにや、

うらむれば見るめなきさとおもへども

こはいかなりしあまのぬれぎぬ

ふみ人に見すらんとうたがひける人の、ふみお

こせたるその文を見て、返しやるとて、
いまよりはあともとゞめじはまちどり
なみだがいその見るめなけれど

此本于息道經之家本、云々、於先考之外宗之爲先祖、相傳其
說等、仍隱見及書留之、

承保三年野行幸、鶴飼勤仕人也、于時丹波守、

顯綱朝臣家集とて人の見せはべりしかばうつしはべりぬ、このぬ

し承保に野のみゆきの鷹飼つとめし人也、その承保は七十二世に

あたらせ給ふ白河院の御宇にして、三とせは丙辰なれば、今年明

和元年甲申を去る事すべて六百八十九年なるべし、

明阿彌陀佛

西行上人談抄

西行上人二見浦に草庵結びて、濱荻を折してきたる有
様にてあはれなる住居、見るもいと心すむさま也、大
精進菩薩の、草を坐し給へりけるもかくやと覺えき、
硯は石のわざとるはあらで、もとより水いる、所な
し、くぼみたるをおかれたり、和歌の會の文臺は、或
時は花かこみ或時は扇やうの物を用き、歌の事を讀
ずとも一生いくばくならず、來世近にありといふ
文を、座臥の口すさびにははなし、あはれに貴く覺し
か、今も面影繪波たへぬ也、忘れがたし、さて歌はい
かやうに詠つきぞと問申しかば上人云、和歌はうる
はしく可詠也、古今集の歌の風體を可見、但古今に
もかけられ體の歌少し、古今の歌なればとて其體を
ば詠すべからず、心にもわきて優におぼえむ其風理
をよむべしと侍しに、猶いづれの歌どもをば體には

本とすべきと又申しかば、空にはいかゞ、さるにても
とおぼゆる歌とて、

古今 春霞たてるやいづこみよしののよしのの山に雪は降つ、

此歌たてるやいづらといひならはしたるにや、上人

はたてるやいづこといはれし也、

古今

櫻花咲にけらしな足引の山のかひより見ゆるしら雲

いざけふは春の山邊にまじりなん曇なげの花のかけかは

霞たつ春の山邊はとかけれど吹くる風は花の香ぞする

花の色はうつりにけりないたづらに我身世にふるながめせしまに

思ふどち春の山邊にうちわれてそこもしらす旅寝してしか

和歌の事、上人年來談せられしを、しるしおきたるも

少々あり、さらぬ義も思ひ出すにしたがひて書也、

古今

春がすみたなびく山のさくら花うつるはんとや色かはりゆく

同 櫻色にこゝろはふかく染てきん花のちりなむ後のかたみに

同 春霞かすみていしかりがねの今ぞ暗なる秋霧のうへに

此歌を貫之、中宮の御屏風に書けるを、まづ春霞と辭
書たりけるを、秋の繪の所へ春霞いかゞと申人有け
れば、筆をうちをきて不覺仕りてけりといひて、しば

しありてみな書たりければ、難じたる人顔をあかめ
て心うげに思たりけり、

古今 月見ればちりに物こそかなしけれ我身ひとつの秋にはあらねど

同 秋はきの紅葉はやどに降しきの道ふみわけてとふ人はなし

同 みよしの山のしら雪つもるらし古郷寒くなりまさるかな

同 夕ざれば衣手さむしみよしのたかまの山にみゆきふるらし

同 住吉の松を秋かぜ吹からに聲うちそふる興津しら波

同 天の原ふりさけみれば春日なるみかさのか山に出し月かも

同 むすぶ手のしづくににころ山の井のあかでも人にわかれぬるかな

同 ことぬまは吉野の山のざくら花人づてにのみ聞わたるかな

同 音羽山をとに聞つるあふさかの關のこなたに年をふるかな

同 思ひかれいもがりゆけば冬の夜の川風さむみ千鳥なく也

同 有明のつれなくみえし別よりあかつきばかりうきものはなし

同 月やあらぬ春やむかしの春ならぬわが身一つはもとの身にして

同 みわの山いかにあひみんとしふともたづぬる人もあらじと思へば

此歌業平中將かれんになりければ、伊勢が父の

大和守がもとに行とて、奈良坂の上にはひらなる石の

ある上に、輿をかきすすえさせて、五月雨にぬれたる

かみをしのけて、京のかた見やりてよみたりけると

也、

金葉 あはらがたかよ千鳥の鳴聲にいく夜ねざめぬすまの關守

後拾遺 松しまやおじまが崎にあさりせしあまの袖こそかくはぬれしか

千載 難渡江の藻にうづもる、玉がしはあらはれてだに人をこひばや

金葉 けふこそはいは勢の森の下紅葉色にいづれば散もしぬらめ

或所にて人々あまた紙かりきて見せしに、

古今 君がうゑしむら薄蟲のれのしげき野べとも成にけるかな

この歌をみへいだしたりき、

いなばもる聲こそ夜半の小山田は音せぬよりもさびしかりけれ

をのれこの歌を出したりしかば、人々以前に感じあ

はれたりき、此歌の下句新古今は、人なきよりもとあ

り、西行上人が、をとせぬよりもといはれし也、

古今 はのくとあかしの浦の朝ぎりに鳥がくれ行船をしぞおもふ

人丸の歌には此歌すぐれたりとよの人思へり、

古今 梅の花をれども見えず久かたのあまざる雪のなべてふれ、ば

此歌はほのくにはまさりたる也、其譯は鳥がくれ

行舟をしぞ思ふ、此句は詞のよせ、誰も思ひよらぬ

べきやうのしたる也、梅の花の歌は凡夫の心をよぶ

上人語られき、彼石の今もある也とありしかば、大
佛へ参りしに求らるとも、さやうなる石見へざりし、
口惜かりき、

古今 あまのかるもにすむむしのわれからとれにこそなけれ世をほうらみじ

同 わびぬれば身をうき草のねをたえてさそふ水あらばいなんとぞ思ふ

同 相坂のあらしの風はさむけれどゆくみしらればわびつ、ぞぬる

和歌の風體、上人年來あい談せられしをしるし置た

り、少しさらぬをも思出るに隨ひて書たる也、又古

今の外によき歌ども少しありとて、

をのづから秋はきにけり山里の葛はひかゝるまきのふせ屋に

鶺鴒なくまのの入江のはまかせに尾花なみよる秋のゆふぐれ

なげやなげ蓬が本のきりんとす過行秋はけふぞかなしき

千載 松風のたとに秋はかなしきに交うつなり玉川の里

さびしさにけふりをだにもたゝじとて柴をりくぶる冬の山里

山里のいほりの眞柴吹風に音きく折ぞ冬はものうき

此歌の姿とて、上人我くびを衣にひき入て、冬のあら

しの道柴ふく程は、立いでむ物うきさま面影、さる事

ありしと覺ゆる歌なりとありし姿、今も見ゆるやう

べきにあらず、大なる歌とは是を云也、叶ふべき事

にあらねども、歌はかやうによまむと思ふべしと也、

四條大納言所勞大事にて、すでに死すべくなられけ

る時、大貳高道三位平禮に下袴こはらかにて、雑色な

ど引つくりひて、大納言のもとに参りたりければ、訪

に行合たる人々、こはいかなる事にて、所勞のもと

へことにひきつくりひて被參たる事、尾籠の人かな

と口々にそしりけり、さて大納言臥ながら對面して、

定て所勞の事とぶらひならんと思はれたるに、訪を

ば一言もいはで貫之歌の中に、

拾遺 相坂の關の清水に影見えて今やひくらん望月の胸

高道歌に

相坂の關の岩かどふみならし山たち出る桐原の胸

此兩首かれこれ三度詠候へば、高道が歌まさりて覺

へ候を、四五度詠じ候へば、貫之歌事の外にまさりて

候、此不審候、存生の時申候はんとて參て候と申され

たれば、大納言かき起されて落涙してしばし有て、公

任かくれて後、たれか歌を大事にせんずらんと思ひつるに、御心ざし深かりける事、あはれにありがたく候とて、この兩首を二三度ばかり吟じて、貫之歌はさせる詞のよせもなく、うるはしくいひながしたる、御歌は關の岩かど踏ならしといふより、山たち出る桐原の駒と付て、詞よせたくみなる故に、貫之歌にはおとり候也といはれければ、此不審申候はんとて參て候也とて、所勞をつるにとぶらはで歸られけり、其後大納言か様の人末代には有がたくや、平禮にて引つくりひたるも、和歌の談絨の故なりと侍けるに、あはせて又の日なりしか、なるさまにて雜色などもさるやうにて參て、内へもいらで所勞の訪ばかりいひて門より歸られければ、昨日引つくりはれたりしは、まことに和歌の故なりたりと人々いひけり、和歌を賞する事、いにしへの人はかくこそ有けれ、橋爲仲かよと、陸奥守にてくだりけるに、白河の關を通るとて、長持より狩衣指貫とり出して著

しければ、具したる者どもあやしがりて、こはいかなる事にかといひたれば、白河の關をいかに見ぐるしくては通るべきぞといひけり、やさしき事也、大かた歌は數奇の源也、心のすきてよむべき也、しかも大神宮の神主は、心きよくすきて和歌を好むべき也、大神喜ばせ給べし、住吉の大明神はそれをいよいよ感じ給べき也、抑和歌はさきにいひつる兩首の歌の沙汰にて意得べし、貫之歌のやうに、させる詞のよせもなくいひ流すべし、但さればとて詞のよせをよまじきにはあらず、よからむさまによりせむはよむべし、關の岩かどふみならし山たちいづる桐原の駒などいひたるは優也、詞のよせ一たくみにて、よき姿もかやうに意得てよむべき也、此歌貫之歌に雙ぶればこそそれにはおとり侍れ、大かた秀歌也、かやうの歌にとりては、尤よむべき詞のよせをよまぬは、心ふそく成程見えてわろき也、たとへば大臣のひさしの大饗に、必立べき屏風をたてぬやうなりと

有しかば、いかなる屏風をたつるぞやと申しかば、是は祕する事にて有也、屏風は十二帖也、中に一年十二月公家より行はる、事、其月々の事を十二帖に繪にかく也、其中は見所あり、情かきたる屏風をたつる也、祕藏の事もかやうに聞時はやすきなりと侍き、和泉式部歌に、

拾遺

くらきよりくらき道にぞ入ぬべき逢にてらせ山のはの月

此歌を和泉式部が歌の中にすぐれたりと思へり、後拾遺

津の國のこやとも人をいふべきに隙こそなけれ蘆の八重ぶき

此歌はまさりたる也、其故はくらきよりくらき道にぞ入ぬべきは、從_レ冥入_ニ於_レ冥、此文を詠たるは跡ある事にて、誰も思ひよりぬべし、隙こそなけれ蘆のやへぶきは、人の思ひよるべきにあらずと侍き、

又云、人魔の人の心をまどはさむとて讀る歌、新古今
武士のやそうち川のあじろ木にいざよふ浪の行衛しらすも

貫之が人の口見んとてよめる歌、古今

數島の大和にはあらぬ唐衣ころもへすしてあふよしもがな
興ある歌

思ふどちまとあする夜はから錦た、まくおしき物にぞ有ける
これおもしろき歌
後拾遺
興津風吹にけらしな住吉の松のしづえをあらふ白波

さびたる歌

夕されば門戸のいなば音信て蘆の丸やに秋風ぞ吹

うらかへりたる心の歌

いなばもる聲こそよるの小山田は音せぬよりもさびしかりけれ

いろはふみの歌

此頃は木々の木末に紅葉して鹿こそはなけ秋の山ざと

上句平懐なれどもよき歌

水もなく見えわたるかな大井川峯ののみちは雨とふれども

此歌は中納言定頼歌也、一條院御時大井川の行幸に詠歌せられける時、四條大納言、わが歌はいかありなん、中納言能よめかしの思はれけるが、すでに此歌を、水もなく見え渡るかな大井川とよみ舉たりけるに、はや不覺してけると、顔の色をたがへて思はれけるに、峯の紅葉は雨とふれどもとよみあげけるに、秀歌仕て候けりといひて、顔の色出來てぞ思はれける、

上句平懐なれどもかやうによき歌もあり、但歌によ
るべし、上下不三相叶^一ば、たとへば鷹狩の野にて、肴を
たかつきにしたるやうなる事也、所にしたがへばあ
やの笠のはにかひをきて、かりなすひをさかなに
はする也、又肴をばをしきのうらにてきる也、其中に
面にてきる物二あり、それをうらてきるは首尾不三相
叶^二、面にてきる物は生海蔵、いま一は何ぞとよとてい
はれず、又艶書はうすやうにかきて上を裏む也、つゝ
まぬははだか文とてわろし、是も首尾相叶はぬ也、こ
の喩へどもに云事どもは祕事也、人にしたがひてい
ふべし、又この事歌の上下首尾相叶はぬ也、ことへ
にいふべくもあらぬ事也、されども歌は一切の事に
つけて思ふべきよしはむがため也、大かた諸道好
事其志一つなり、侍従大納言成通卿の侍しは、蹴鞠
好むが思ひがけぬ木の下に立寄ても、此枝の梢鞠の
ながれんには、いかに立つべきと按する也と侍り
し也、歌好もさやうに思ふべし、又彼大納言の給ひ

し、おのれは一千の鞠けたる也、雨の降るは大極殿、
又所勞の時を、かきおこされて足に鞠をあてし也と
侍き、それ程に心ざしあらんには、歌もなにかあしか
らむ、うたよみの詞いとけなき歌、

勅なればいとましし鶯のやどとはばいかどたへん
此歌こと人のよみたらんよりは、貫之かむすめのよ
みて梅の枝に結びけん殊に優に覺る也、この救なれ
ばといへるこそ、歌詞ならねば首尾叶まじけれども、
此歌にとりて、いとまししと續けたるが殊に優
なり、猶もかやうの事は歌によるべし、小兒のたと
たとあそみしたる體の歌、

鶯よなどてかなくぞちやほしきこのみやほしき母やこひしき
此歌は貫之が女の九にてよめる也、俊頼朝臣は此歌
を詠吟して落涙しけり、

木葉ちるやどは聞わくかたぞなき時雨する夜も時雨せぬ夜も
此歌は藤原頼定命にかへたる歌也、齡三十の時やま
ひ大事にて死なんとしけるに、命はいくらにても其

なからをめして、秀歌を給はらんとこそ加茂大明神
には祈申して、させる秀歌もよまで死なんすよとい
ひける時、前にありける七八ばかりの物に大明神つ
き給て、

木葉ちる宿は聞わくかたぞなき時雨する夜も時雨せぬ夜も

此歌は六十迄あるべかりつる命を、祈申に任て三十
の命をめてよませたるにあらす也と、託宣して給
ひけれど頼定是をえしりて候はざりける、今は心や
すくこそ命更におしく候はずとて、三日ばかりあ
りて死にけり、よき歌はたやすく出来たしが、祈も
すべき事也と侍しに、蓮阿^{其時}何となく心すみて、月
讀宮に六年自詣して、若給るべき官位福祿あらばそ
れをとめて、和歌の冥加を給らんと祈申たるに、千
歳集に歌一首まじりたれども名字をかゝれず、又新
古今にも出たり、遺恨なるべけれども閑に思ふに、更
に恨みなくて和歌を大事として、六十餘廻の春秋を
送りき、昔上人云、和歌は常に心すむ故に、惡念なく

て後世を思ふも其心をすむる也といはれし事まこと
也けり、蓮阿滿七十の年餘命おしく思ひて、世を逃
れて家を出て念佛に入しより、專一向に淨土を求に、
和歌を好し心にて道心を好めば、實に發心すみやす
かりけり、月讀宮の御方便にや、其謂ひ彼神威のあ
まりに蓮阿つゐには往生を願はむする物と御知見あ
りて、祈申和歌を好ませて、其心を詠として發心に
すみて、やはくして往生の因を與へんと御方便有け
るにや、今此事を思へば衣の涙禁じがたき也、後六年
祈請の趣も偽ならば神罰あるべし、連歌いかなるべ
きぞと申せしかば、歌は直衣姿、連歌は水干ごときの
體也、人ぞしりたる事也、大原の寂念の庵にて、人々
おそろしき歌を連歌にせしに、寂念の舎兄壹岐入道
相宣、

神の世においむくの木の下ゆかし
かくいひたりしにおのれがつけたりし、
えのきもあへぬことにもぞあふ

是を人々感じあはれたりき、自連歌を本とするには
 するべき事あり、歌よみのかよふの骨頂をしらぬは
 わろし、連歌するに興ある句出候にとり付るをよき
 事にして、わろきをも省すいひいだすは、骨法をしら
 ぬ也、人によく付させんと相役に、人もえつけず程
 なれば又興なし、其時はわろけれどもいひ出す也、又
 連歌するに一首の歌によみて、秀歌にてありぬべき
 句出来を、人にほめられんとていひいだすをば、尾
 籠の事にする也、いひ出すまじきは一首の歌によむ
 べしと侍き、腰をれとはいかなるを申すぞと申しか
 ば、さる姿の歌あるべし、後拾遺にあるにやといは
 れしを、いづれやらんと申しかは、しらすとていは
 れざりしと也、秘せらるゝなるべし、此由和歌の答の
 事、若上人もいはれぬ事を偽にて申さば、もろく
 の佛菩薩のにくまれを蒙るべし、西行上人和歌の弟
 子蓮阿以_三自筆_二記_一之、

西行上人和歌之弟子蓮阿、俗名尾崎次郎満良也、神主者家田大長

官二福宜二男、家田氏印也、西行上人和歌之談謂_三西行談抄書_二、自筆
 令_レ書之本、奥書如_レ斯、

此抄物不慮有_二外見事_一、上人所存誠露顯、且此道可_レ爲_二肝心_一、
 歎_レ之由存_レ之間、書_三加此草子說_一、努々不可_レ有_二外見_一者也

藤 爲 基

元亨元曆大簇上旬之候、依_三禪命_一重書之和歌、深奧天底備_レ之、尤
 可_レ秘藏_二者也、不可_レ有_二他見_一而已、

此一帖了後相傳畢、

不慮今學得此一册、自愛尤無_二比類_一、可_レ秘藏_二云々、

心敬紀行

いにしさいつ年より、天が下雲風さはがしくなり侍
 りて後は、うつり行月日の光りをもわすれ、世の中心
 そらにして、よろづの道くらくなりゆくをこそ、歎く
 かた_く侍りしに、遂に世のみだれと成て、一天かた
 むきくれまどひ侍れば、主上芝砌に玉臺をうごかし、
 博陸槐門棘路月卿雲客をはじめ、かた山ほり遠き境
 に御身をかくし給ひ、ちり_くに成行さま、春の花
 のあらしにさそはれ、秋の木葉の木がらしにあへる
 が如し、柚子が孤露の關の、一葉のかぐるへだに枯
 はて侍るに、東の方にあひしれるゆかり、このごらい
 たづらにこもり侍らんより、筑ばね富士のね鎌倉
 の里をも見侍れかしなど、あながちの事に侍れば、太
 神宮參籠などの心ざし侍るをりふしにて、あからさ
 まの日敷を定、伊勢の海士の扁舟のたよりをたのみ、
 そこはかとなき蒼海漫々の風波にた_よひ、天水花
 花の煙霞にむせびて、ならばぬ磯の藻しほの枕、思

はぬ島の蓬の筵にしほれて、うきねの夢をかさねし
 程に、なく_く武藏の品川といへる津にいたり侍り、
 名どころども見侍りて、やがて歸路の事などおもひ
 たちしに、世の中のみだれいよ_くのことにて、今
 は筑紫のはて吾妻の奥までもさはがしく成ぬれば、
 ひたすら便をうしなひ、たのまぬ磯に藻しほの草の
 庵をむすび、見なれぬ海士に浪のまくらをかはず、か
 りがねの夢の中に五とせまでた_よひ侍るに、あま
 さへ東のみだれしきりになりて、たがひに弓やなぐ
 ひのみのかまひすさまじ、さながら刀山劔樹のもと
 となり、旅のうれひもます_く身をさる如くなれば
 也、そはいかなる岩のはさま、氷のむしろにも、し
 ばしの心をべばやと尋入侍るほどに、相摸のおく
 大山の麓に、星霜年久しき苔の室、河にかゝる所こそ
 と、かりそめに乾坤の外の堺地、まことに山を愛し
 水をたのしむ仁者智者も、こころをとどめ侍るべき
 ばかりなり、西には孤峯簇々として、やせたる松杉
 ならび立て斜陽をかへし、千丈の青巖枕のもとまで
 歌て、おのづから苔の筵をかたりけり、緑竹きよら
 かに生めぐり、煙は朦朧として暮鳥のかたらひかす

かなり、子猷樂天が園、王質費長が入し仙家もかくや
とあやまたれ、老樂のうれへをのばへ、羈中のやま
ふをいやすばかりなり、本堂苔にふり臺かたぶき、ひ
はだ破て、軒にはしのぶ小松心のまゝにおひ、扉をひ
らく嶺のあらしに、かざりの玉のみだれあへる、聲簾
にいれる尾上の鐘のかすかなるひびき、身にとほり
袂をしぼらすといへることなし、南の山のかたはら
には三熊野をうつし、なぎの葉猶かしはなど陰ふり、
苔の道ほそく實に神さびたり、門前のかたには杉楡
原花の木ども、左右にならびたちてはるかにつゞき、
長河清く漲落飛泉苔をあらひ、流石なめらかなり、古
橋かたぶき鴈齒斜にして、もろこしの虎溪もかくこ
そとおぼゆ、東にのぞめば原野はるかにはれて青山
遠し、たゞ秋の花を盡し、朝の色夕の蟲うらはに腸
を斷つ、北には大嶺碧落をうがち、雲霧天の外にわき
のぼり、雨をもよほすよほひ、さながら驪龍の壩地
あらたなり、はるか麓には、田中の藁屋孤村などお
ろそかに軒をならべ、老翁畑をうち里の子木の實を
ひろふ、竿を退て入くる木こり、駒をひきて歸る草
蒨の山歌寒笛の聲のみかすか也、夕陽に望て古橋に

た、すめば、しら波の月を待とる影、世俗の塵垢をあ
らひ、更たけて蘿洞に入れば、青嵐の松をふく聲色相
の夢を破る、感情慮絶誠に瀟湘廬山の夜の雨を聞、巴
江洞庭の月にうそぶくこゝろもかくこそと、覺えず
光のかげを送るに、彼住僧の和尚、學意の法の花、座
禪の胸の月に猶あきたらず、和歌の海の渚の玉をひ
ろへるこゝろざしあさからで、纖月の前は燈のもと
の法談のついでには、予が藻鹽の塵松の枯葉のあさ
はかなるをも、さまざまにかきあつめ、こまやかに
たづねまへるまゝ、うち出侍る一の塵あたるべきに
は侍らず、たとへば谷ふかき苔のむしろのかたらひ
に侍れば、つく鳥さをじかのみ、のほかのはいとは
しからず、たゞふたりの閑栖にたとへたる山懐を、ひ
そかにうちさらし侍るばかりなり、
此道にむかしはいさゝか心をかけ、故人明匠の席な
どももありしこと侍りしかど、整にわが法の道など
いとまをえず、あまさへ壯年のころよりいたづらご
と年久侍て、後はむねのうちさながらかたみに入る
水のごとく、一の露もとゞまらず、杖とたのみし友が
らもみな世をはやくす、しなけれどものちはひとへ

に世の中の夢幻よりはかなく、白駒のかげ飛鳥の跡
なき事をおもひしめ、世俗の六塵をうちはからひ、大
一事當來をのみまぢかね侍りしに、此たびの世のみ
だれにうかれ出、故郷萬里の雲泥をへたてさまよひ、
胡越遠境の長旅におちぶれはて、たかむらがあまの
なはたきしうれへ、蘇武が落穂をひろへる歎にも、鴈
の一筆のつてはありしに、ひたすら便をうしなひ侍
る心ばそさのあまりに、しばしのうれひをのぞめ侍
るやと、忘れはて侍るあさはかのこ葉の塵どもの、
筆のすさびいたづらごとと思ひすて侍れども、たと
へば山野にひづめをころし、江河にうろくづをすな
どり、兵杖を事とし、萬人のうしなへるともがらも侍
れば、ひとへに慚愧懺悔になぞらへ、和尚にむかひて
むねの罪をけち侍るばかり也、やまと歌の道は混沌
わかれしより、天にしては下照姫ことばをのべ、地
にしては素盞烏尊文字のかすをさため給ひしより、
代に繼てことばの林花ひらけ、心の泉つぎそへり、さ
るにならの葉の名におふ御代に、ふることをあつめ
はじめ、すゑ遠くのこしたまへるに、また延喜の
ひじり古今集をえらび給へるより、いよく道ひろ

く代々のあつめ數かさなり、家々の風花をにははし、
國々のことば色をそへり、ことに後鳥羽院の御代に
盛にして、歌の仙かすをつくし生れあひ、浮詞雲の
如くおこり、艶流泉の如くわく、此道の再昌と見へ
奥旨をつくし侍ると也、慕塵繼風て一天まことの
道になれるとなり、しかはあれど、その末つかたよ
りは又心花いろおくれ、ことばの露のあさはかにく
だりゆきて、ちかき世にはひたすらすたれ侍るにや、
興廢盛衰のことはりあらたに、世人みななれ歌にう
つし一天にみたり、これ二條大関此みちのひじり
におはして、彼御ころよりさかりにもてあそび侍
り、そのころすぐれたる好士救濟・順覺・儒照・良阿と
て、かたをならべて聞え侍り、彼等が中には周阿法師
は、などや攝家も救濟もよろしからぬよし侍りしと
也、げにもいさゝかあらゝかにほしきまゝのうたの
みにて、面影しかあはれおくれ見え侍るかな、しか
はあれど救濟法師老庵のすゑつかたには、まなびや
すきによりて、みなかれが風體になれるにや、されど
艶なる道はうせて偏にあらゝしく、率爾のかたに
なりゆき侍るとなり、まことに般の討三夏の桀の堯

舜にまされるといへることはりしられ侍り、其末つかた梵灯庵主よろしき好士にて、世にもてはやし侍りしに、四十ちの比より陸院の身に成て、ひとへに此道を捨て、筑紫のはて東の奥に、跡を隠し侍る事二十年にも及び侍るにや、其後六十餘りにて都にかへり侍ては、詞の花色香しほみ、心の泉流れ濁にや風體たどくしく、前句をもひたすら忘れ給へるとなり、ことわり年久く廢て、跡なく下り給へることもことわりならずや、そのころより以來五六十年の程は、ひとへに前句のあつかひ迷し、くらゐの沙汰うせ侍るにや、たましくつけ侍るとみゆるも、前の半をつけ又一句を三づつなどにとり分て、ことばばかりをつけ玉ひ、しのてにをはこゝろをばつかねてはつかすととなり、此道は前句のとよりにて、いかなる定も玄妙のものになり、いかばかりの秀逸も無下のことになるといへり、前句と我句との間に、句の歌持作者の紛骨はあらはれ侍るべしとなり、大方一句のうへに、ことわりはがらかにあらはれ侍るは、優艶感情あさく哉、いかにも前句のあつかひ、こゝろことばの輪廻の覺悟大切の道なる歟、されば救濟順覺の比の句は、前

句を聞て後寄杯はあらはれ侍り、近頃歌のこゝろおくもつかひ、さかしき好士ひとりふたり出來しより、又前句の沙汰世にしれしことになり侍り、一、上古中比の好士、いづれも歌の道にくらく見え侍るにや、句ごもの心にまどひ結構を先とす、さればすがたひとへに歌の外さまに成行侍り、連歌と歌各別の道にとりおける好士、世にみちて見え侍り、うたてつたなきことの最なる歟、うるはしくえんに事ちかへる好士の、こゝろには露ばかりもかはるべからず、いかさまにも歌をならべて詠じ、修行なくばいかばかり螢雪をつみても、たゞけくらゐのことはり、はなれたるさかひさとりがたくや、又は歌をまことにえたる人の、連歌のあしき事有べからず、おなじ道に侍れば、此道はまげて救濟一人が跡をしたふべくや、それさへ用捨のところさまにありあるべき歟、いたらぬかたへの好士どもの、風體をうらむべき道にあらすや、歌も萬葉集はよろづのはじめにて、文字などもさだまらすする事なる事のみなれば、打まかせてまなぶべきにあらす、されば古質を存て、未耳目のもてあそびにあらす、いたづらに教戒の端た

りといへる、たゞ懇に尋見て道の才覺にかくひろき事也、されどもよろしき名歌、艶なることばはきほめておほく侍れども、たゞ古今集のみ此道の鏡となる歟、夫さへ若干の用捨侍るべくや、定家卿云、躬恆貫之が歌は上手にて侍れども、たけしなび、えたる才をばよますとの給へり、又公任卿の事をも、幸に名を照ししよりは、よめる歌見えすと申給へり、堀河院のころの歌人をも、稽古はさもこそ侍りけめ、歌は詞心のつたなく見え侍ると也、彼卿の眼にはげにもと覺え侍り、其後風體さまに、かはりきぬれど、あまりに遠世の歌用心、ちかくうちまかせてまなぶべきにあらすや、たとへば小野道風佐理卿などの手跡は、不可説のことに侍るとも、此頃ひたすらに學ぶべきにあらざるが如し、たゞ水無瀬殿の御代にて、よろづおちしづまり、權者の歌仙數をつくしいまそかりける、久遠永劫までの道の光りを盡し侍るとなり、誠に此道の佛の出世の時なるをや、

此道の至理なるべく哉、此等の心ばえはからの詩などの面かけまでそひ、たけたかくひえこほり侍るとや、歌は此風骨連歌には救濟一人が風雅の外は、さのみ尋ね侍らんも、こゝろつくしほや、初學の比さまざまの好士の作にも、心をかけ侍るべしと也、頓阿法師歌など、うるはしくををかしく大切なる哉、さかひに入はててはふけさびたる歌、最尊なるべしと也、詩などたけくらゐ侍れば、この道に大切のよし定家卿申給へり、連歌歌の外に思ひなく侍らば、我作ふとりあたうるなるべく哉、又詩などをむねとし侍らんもあしかるべきか、先人のみいかばかりの文珠の知、富樓那の辯にても、多聞利限のみにては、たやすく成べき道にはあらすといへり、いさゝか世俗の能藝、他事に攜さはらんともがらは、日夜さはりのみ侍りて、むねのうちの工夫おろそかなるべく哉、ただ數寄と道心と閑人との三のみ大切の好士なるべくや、西行上人をもろくの明匠に越て不可説、不可説の上手例の人丸の再誕とのみ救定有りしも、たとへば世俗の凡情をはなれたるむねのうちを、仰せ侍るなるべし、

御製 後京極攝政 慈鎮和尚 俊成卿
定家 家隆 西行 寂蓮法師
ちかくは清岩和尚の風骨を廣細に入まらちがひ、修行

此道は先達知識にあひ侍らん事也、おぼろげにはありがたしや、その世に名をえたる作者大切の事成べし、それさへ大悟得果の好士ありがたくや、又我もはれの座などにつねにまじはり、年をば重て歌なども數をつくしてよみ、難題ども歌合などにいたるまで、座を盡して後人の階級はしられ侍るべし、連歌も世に名をえたる好士どもに努よりあひて、人の才智をもおのが稽古のほどをも、もみ合て後のことなるべし、

むかし爲兼卿と爲世卿と歌道の訴陳侍りしが、爲兼卿申上給ひしとなん、我はせめて一萬餘首仕侍る、爲世卿歌七百首には過べからず、それにてはいかでか歌の旨をば存知し侍らん、淨辨法師は、三萬首だに詠じ侍るぞかしと申されしと也、げにも撰者などの身にては、うたて侍る事成べし、此道は口の面白からんより外は、別の稽古修行あるべからず、座劫をつみこゝろ言葉のみがき侍らば、柚木のてうのめうすべからず、稽古計にてはいたるべきにあらず、一、清岩和尚云、我は爲秀卿了俊の末葉に侍れども、歌たゞ定家慈鎮のむねのうちを、直にたづねうらや

み侍り、くだりははてたる家の二條冷泉のはしたひ侍らすと常にかたり給ひし、まことに向上直路なる哉、後世にいかばかりの器用の人生れ侍るとも、いたらぬ先達にまみへ、よこしまなるをしへをうけ侍らば、利口の人も下手の名を得べくや、一、いづれも諸道は明師の下にて、日數庭訓を盡てさかひに至るならひなるに、連歌師は我が證口のみにて、たちどころを更になづね侍らす、ほしきまゝに見侍るとや、

されば聊爾讀のみおほく侍といへり、ちかき世には歌の道はさながらすぐれ侍れば、せめての此道を誠しくまなび明らめて、歌の教戒の端をも殘し、ますら男えびすの心をもやはらげ、末の世とほくなさけをもしらせ侍るべきに、ちかくは都ほとりも率爾の道に成行て、いかなるあやしのしづが民のふゝつからなどにも、千句萬句とて耳にみてるありさまなり、一座なども一時半時には侍る事となれり、さながら此道の懐初末清の時なるかな、いづれの道もいたり、邊人なさけあさくよこしまさなり行侍るとなり、前にしるし給へり、前句を半付、またとりのあは

すのみにて、こゝろよらすといへる句ども如何、一、周阿法師などの名句とてかたり侍る句ども、

柴の戸ぼそをたゞ秋風と云句に、

今夜とはたのめぬ人の月に來て 周阿

此等の句、風のたゞくにて侍らば、人はこでといひてこゝろよるべきかのよし、先人かたり侍りし、

うぐひすのかひこのなかのほとゝぎす

卯花かぎりかひるあを梅

同

鶯には梅、郭公に卯花のみにて、かひこにまじはるなどのこゝろさしよらすといへり、青梅などいへることもえんならずと老人申、

ひとむらさめのすぐるなか空

富士見えて浪のとりなる沖津舟

梵灯

中空にふじのみにて、句の心すがたひとへに前句におくれ侍るとかたりし、

ひばらにのこる日こそかたぶけ

さかぬより春も初瀬の遅櫻

同

前句日こそかたぶけなどの心よらす、又こゝにて遅櫻もこゝろをえずと也、此の作者の句何もこの風體をはなれず、一句をいかばかり作ても、前句に一

字も詠吟相違せるは、たゞ木にてつくる陰にて出たる類成べしと、老人語り侍るまゝ註す、

一、中つ比の先達注侍るに、此句は寄合の句、此句はこゝろ付の句として、寄合の句、ひとへに心はのき侍れども、くるしからぬやに見えたり、取並かたきこと也、心付ならぬ句あるべからず、歌に親句疎句などいへる、いづれも心付の上なる歟、上下のくさり織ざま、通せずといへるごとくあるべからず、又中古には付合とて、大かたかねてより付るさまをさだめおきて、前句の心てにをはの沙汰はなく、たゞ取合取合侍るばかりの句のみなる歟、

花とあるには 梅櫻 紅葉には 鹿時雨

鴈には 古郷田 橘に むかし郭公

老に 昔いにしへ 世に 身を捨る

曉に ねざめ 夕に 入相のかね

かやうに大むね似たる事を、前句の心の難義をばわすれて申侍るほどに、満座同心なる句を自然の高名のごとく侍る歟、最初心の比はかやうの縁語ども大切の事なる哉、さかひに入はてては、前句のませ、てにはのませ侍る程に、故づきたる事どもを更にあはす

歎、いかばかり堪能にも、おなじいを按じ合侍るはほ
いなくや、満座各あらの堺を按じちがへたる、作者の
粉骨なる哉、古人連歌少し、

かへしたる田をまたかへすなり

あし引の山に臥猪の夜るは來て

み山の道をひとりこそゆけ

雨の日は我かけだにも身にそはで

花故に山のおくに來てけり

世を捨る人のあるにはともなはで

はるかに遠し入相のかね

捨し世の花をば誰かおしむらん

すげのを笠をかたぶけにけり

いやしきも心のある身をばちて

うはきにきたる装をこそまけ

かりそめの枕だになき旅ねして

馬おどろきて人さわぐなり

はや河の峯にあたれる渡し舟

日本歌ども此等の繼ぎま、上下のくさりにて覺悟あ
るべくや、
世中を何にたとへん朝ばらけ

善阿

救濟

同

良阿

順覺

良阿

救濟

こぎゆく舟のあとのしらなみ

秋萩の下葉うつろふ今よりや

ひとりある人のいねがてにする

難波江やあしのはしろく明る夜の

霞の沖に鴈もなくなり

まこもふくみつのみまきの夕ま暮

ねぬにめさますほとゝぎすかな

春の夜の夢のかき橋とだえして

みねにわかるよこぐもの空

故郷にきしあらしの聲もにす

わすれぬ人をさよの中やま

此類の歌あげて計べからず、注すにいとまわらず、大
かた疎句として上下あらぬさまにつけたる歌に、秀逸
はおほく侍る也、親句として上下したしくいひはてた
るには、秀歌稀なるよし定家卿くはしく注給へり、此
等の古人の作者の句どもは、悉かやうに心よりて、感
情あさからず侍る歟、かうばしき事に哉、大方の好士
は戒力を前として、たゞ舌の上に向をやすく申侍る
を、高名とのみ思ひ侍ると也、更に他人への幽玄秀
逸の句をもあやまちをも、ひとへに當座の翫のみに

て、善惡をことわり分別修行に及ばずれと也、

當初勝定院殿小野宮に御參籠の會に、坊主宗明とい
へる者を召て、連歌の一座の時刻、いか計にては侍
るよろしきと御尋ねありし御返事に、たゞ一時よき
程にて侍るよし申せし程に、其御代にはひとへに御
こと思しめしめて、ひるつかたなどまで侍ると言
をば、今日は何とて遅くはてぬるぞと、たび／＼御尋
ねありしこと侍りしと也、かやうにあさましき好士
どもよこしまに申なし侍る故に、おのづから率爾あ
さはかの道になり侍るにや、はれがましく艶なる
席などは、脇句第三も一時には出がたくや、半時にみ
てぬる會は、自然の心の分別の間あらばこそ、晴が
ましくも侍らめ、かやうの好士にひかれし閑居幽栖
の釋門の會共も、在々所々偏に聊宗のことになりて、
日中已前七八百韻申侍ると也、淺ましくつたなき事
にや、たま／＼世俗をはなれ侍るに、學文法文など
こそ懶とも、せめて此道などにも心をのどめ、艶に
して無常をもすゝめ、一粒の涙をも落し、物の哀こと
はりをもしるべきに、あは／＼しふためきてもてあ
そびては、さらにせんなき事歟、歌にも紙燭一寸の中

にて、一首など詠する事も侍れども、夫は初學の時
にさま／＼稽古の倉卒の會などの用心は、一たびな
どする遊なるべし、連歌も初心の比いろ／＼稽古の
時は、早會なども時々興行し、點など取もよろし
きにや、さかひに入ては、いかばかりものどやかに、
物ごとにあはれふかく、沈思を事とし道を高くする
肝要なるべしとなり、むかし牧重竹高がやうの用心
どもたづね侍りしに、さゝめごと二冊にすぢごとも
なき讒言を粗しるし侍り、委しく申侍らばたゞくり
ごともなるべくや、

芝詠歌内次第不同
有心體
立春
今朝はまだ霞まぬ山もきのふより遠きばかりを春の色分
山霞
朝霞色こきかたをしるべにてへだてし山も見えぬ春哉
簾梅
我なくば忍の軒の梅花ひとりにははん宿ぞ悲しき
春月
面影は春やむかしの空ながら我身ひとつに霞む月かな

古郷花

深き夜の軒のしのぶに霧落て花に霞めるあり明の月

野花

思ひ出て去年見し人をあだし野の夕の風に花も散らん

雨中花

ぬれねたし身をしる雨の櫻がり又たちなれん花の陰かは

落花

なきを戀有をすさむる世間の心を知て花もちるらん

欸冬

見るまゝに花の色さへ山吹の色になり行夕ぐれの宿

菖蒲

かきすてしらすの葵は枯はててあやめに匂ふ袖の朝露

古郷橘

なき玉や古にし宿に歸るらん花橘にゆふかせぞふく

簷簷

螢きえ軒のしのぶの下露は光りそひゆくしのゝめの空

露

おろかにてかゝるうき身にたへにし露は草葉の宿も有世に

月

さても世に誰かは老こならざらんめですばつらしよなくの月

秋夕

世はいろもおとろへぞ行天人のうれへやくだる秋の夕暮

稻妻

朝顔をつれなき花と見する哉しのゝめ渡る稻妻の風

古屋月

露ふかきよもぎが宿に月更てむなし車に残る面影

山月

ましてしばし我いつはりのあらましをすゝむる山にかゝる月影

紅葉

薄ちる枯野の上の朝露にのこるもうすき峯の紅葉

暮秋月

秋の行心もさぞな薄ちる枯野の上にはほそき月影

暮秋風

秋の色や物思ふ宿に残るらん我袖にたれ木枯のかせ

古郷時雨

この世よりふりぬる宿の小夜時雨うき身を苔の下に聞かな

霜夜鐘

白妙のしもにいつもの聲ふけて都の夢にさゆる鐘かな

閑山雪

思ひたゞまたじとすれど鳥だにも聲せぬ雪の夕暮の山

旅人渡橋

たのみしは世を早川の浮橋にひこりたゞよふあとの旅人

曉遠情

世々の夢思ふ心の末消て燈青きあかつきのあめ

行路市

侘人の市の爪木のひまつり哀かくべき歸さともなし

幽玄體

早春

朝朗花鶯の俤に世はうち霞む春や來ぬらん

關路霞

關路ゆく遠方人も霞けり袖吹こゆる須磨のうら風

尋花

櫻がり雨はふり來てけふのみと思ふ名残にぬるゝ袖哉

水鶏

山里は水のひ々きもかすかなる杉間の月に水鶏鳴也

蚊遣火

暮かゝる末野の家居打烟り蚊遣に霞む森の一むら

萩

露ながらむすばほれぬる夕暮や心も庭の萩の上風

曉蟲

夜はの蟲聲の千種の色ながら花に成行しのゝめの庭

暮山鹿

夕暮は遠ざかり行山のはを軒ばにかへすさをじかの聲

鳴

小山田やあづき寒みなく鳴の羽がき曇る月は時雨て

野蟲

七夕の手にもおとらす野への蟲花色衣誰かおくらん

初冬

神な月都の宿も山ふかみ木の葉音する夕ぐれの空

落葉

袖の苔軒のしのぶもうづもれて紅葉に荒ぬやどの山風

霰

こぼれつる霰はすぎて深夜に獨音する軒の松風

江殘鴈

ふけにけりかたぶく月も遠き江の氷に落る鴈の一聲

爐火煙

埋火のけぶりや閨に残るらんおぼろに移る袖の月哉

炭竈

山賤の炭焼みねの松の雪烟にとけて落る露哉

冬戀

おき出る夢も枯野の衣々に面影寒き山端の月

不逢戀

衣々にのこるはつらき物とだに月をも身をもいつか恨ん

海邊松

橋立や木末を遠きくもでて浦風渡る松のむら立

面白體

鶯

雪はみな聲よりとけて鶯の花に草木もなれる春哉

夜梅

山なき鳥ぞ鶯夜もすがら匂へる梅の花にねぬらん

春曙

ふくる夜の月にや郷の霞むらんもしかし難波の春の曙

旅宿華

吹あらし又やねざらん霞むよの月の手枕花のさむしろ

寄花述懷

ふけ嵐ちらすばありの世中に咲理りの花やなからん

蛙

蛙なく田の面の小草末よはみ聲に若葉の露も亂て

夏月

夏ぞうきみ山づくしの木の間だに思たえたる月の山里

河上月

木間もる月に河音さよふけて舟に人なき宇治の山蔭

古屋月

しき侘ぬ淺茅が宿は荒はてて跡も枕も野への月影

野分

朝まだき蟲に露かふ草もなく夜半の野分の庭に亂て

旅宿時雨

深き夜の夢の故郷荒はてて旅ねの山にふる時雨哉

閑庭霜

萩の葉そひくり落る霜の庭ふりゆく月は風もそよがで

月前雪

雪おもる外山の杪下をれて待あへず出る月のさやけき

樵路日暮

薪取をちの山人いそぐ也夕暮はこぶかねのひゞきに

山家水

我ためや笕にうけて松の葉を苔の庵にはこぶ山水

麗體

海路霞

山家鶯

須磨のうらや心づくしに舟出せし昔も遠く霞む浪哉

春とだに人は音せぬ山陰の竹の戸あくる鶯の聲

谷殘雪

人のみか谷の柴橋春のくる跡だに見えずふれる白雪

夏山雲

この夕山のは青き五月雨のなごり涼しき月の薄雲

雨後蟬

村雨は杉の葉くもる山本の夕日によはる日ぐらしの聲

夕顔

尋れくよなにそは花とうち渡す遠方人にしろくいはすば

月似雪

をれ臥も雪やおもき野分せし草木の上の秋の月影

山路紅葉

都まで袖に時雨よ夕日影紅葉こき入て歸るさの山

湖千鳥

沖つ浪高島めぐる聲更てかちのか月に千鳥鳴也

江殘鴈

ふききするこしの遠山越わびてなこ江に落る鴈の一行

爐火似春

更行は白く成行うづみ火に面影うかぶ春のあは雪

除夜神樂

ふくる夜の霜にもかれず葦庭火やぬるき枯の下草

連夜待戀

つれなしな幾三日月にうつるらん契りしまゝの有明の影

忍逢戀

ほのかなる眉の匂ひよそめうき聞にそむくる燈の影

寄枕戀

大かたの身にだにとほる秋風を古き枕に誰か聞らん

江鷺

うち霞み水もゆるがすふる雨の細江に霞む鷺の一つれ

遠村煙

たえくの烟も水も日暮ればむすばれゆく枯の山本

思往年

手を折て逢見し人も終夜かぞへんとすれば明る篠目

釋教

人たえて草の家深くなるときく鹿の園生や法の故郷

長高體

春来てやわが唐に歸らん霞も絶るみ吉野の山

山霞

深夜梅

ふかき夜の梅の匂に夢さめてこすのとあえぬ袖の春風

夏草露

山里の夕かげ草に露落てこぬ秋ふかき日ぐらしの聲

曉露

よがれゆく蓬が末の露寒み
在明の庭や月のふる里

海邊鹿

淡路がた山をはるかにさを鹿の鳴音きこえつ秋の舟人

屋上霞

我庵の軒の杉茸末くちてつたふ霞の聲ぞみじかき

山冬月

深山風この葉吹まく聲絶て苔の筵に月ぞふけゆく

古山猿

夜ふぞかく梢より西に月落て横河の嶺の猿の一聲

窓竹

吹まくも空しき窓のよしの文見る人なれや竹の下風

濃體

春田

いろ／＼にうつらふ小草花ぞかつ烟に口す春の荒小田

燕

軒ちかく入くるつばめ遠方に歸る羽ばやきこすの追風

寄燈戀

まち更て出れば關に影ぞそふ涙に消し夜はのともし火

撫民體

花有遲速

ためしうきこの世に咲て末の露本の雫と花ぞ落行

閑居花

うちむれて尋ねし人の音もなく花と二人の夕ぐれの山

雉子

きす臥口なやきそ山賤も子をば悲しむ心あるらん

萩露

我ぞおく雲の鴈の涙をもまちあえぬ宿の萩の上露

鹿

わかゆをばかけてもしらす山賤の鹿驚す聲ぞはかなき

山家

山ふみ苔路を誰か通ふらん垣ねを越てしと鳴なり

山家嵐

夕まぐれ軒ばの山ぞ色はへぬ松はあらしの聲に残りて

披書知昔
卷拾し内外の文に注蟲をはらふ袂に露ぞこぼるる

一節體

田霧

山里は梢も見えぬ秋霧をいなばを殘す鹿の一聲

薄風

夕まぐれ木下薄墨染の袖とふ色の秋風ぞふく

小鷹狩

誰が鳥の跡とも分ず萩の葉に◎以下缺

秋田家

山賤のさゝのかりぶき荒はてて袖に稻葉の秋風ぞふく

落葉

たえまなくさそふ風よりたゞひとつ心と落る山ぞ閑けき

霞

夜を寒みさわぐと聞ば時鳥はねぐらの竹にちる霞哉

草庵雨

おき出て我もり捨る夜はもうし雨をあるじの草のかり庵

尊古體

古寺花

玉はゞぎ手にだにさらぬ庭の面に花散しける志賀の山蔭

秋田風

鴈鳴て秋風さむみ我宿の山田の柳下葉ちる比

山家冬月

山里はやもめ鳥の鳴聲に霜夜の月の影をしる哉

強力體

静對花

桐の葉の砌にもろき秋はあれど夕の苔に花の落時

山路落花

はし鷹の鈴音の轟に花ぞ散尾を引雉の跡みゆるまで

盧橘年久

花も我よはひを繼で匂ふらん宿は久しき軒のたち花

夏日

てりにけり夏の末野の朝日影草葉を夜の露も殘さで

夕鴈

鴈鳴て夕浪寒みわたなべや大川野への楓ちるころ

述懷

我ぞこの鳥にもあらぬ鴈のごとく悲しき墨染の袖

祝言

君ぞみん稀に天人袖ふる、岩ほもされ石なる世を

明和八とせ辛卯二月二十六日武庫寓居にして寫畢、

或人心敬僧都の紀行といふものもて來て見せぬ、と
り讀ば、初には都のさわぎいできくより、寺にも住徒
て吾妻にくだりて、この國の品川に留り、それより鎌

倉大山のほとりに、五とせばかり住し事などしるし、中頃には連歌のおきてをのべ、しのべにはぬしのよみし歌をのせたり、その連歌の事は、是よりまへにさゝめごとといへるもの有しにつきて、後に是を書れたれば、この書の名なにかいひけんを、今はうせものしたるなるべし、紀行といふべきものにもあらず、是も後の人のしるせしものならん歟、見事がまにまに昔の世のしたはしさに、きのふよりうつし初めて、けふ午のかひ吹ころにはてぬ、くりかへし考るにいとまなければ、定めて筆のあやまりも有べからんかし、こと目をまちてこそたゞしなほいてんものなり、

俊 明

百和香 卷之十五

細川殿障子畫贊

正月梅 前南禪景南叟英文
 乾坤正氣百花魁 占得春風第一開
 從此長安二三月 任地桃李稱興臺
 祐雅飛鳥井黃門
 ちらぬ花消ぬ雪こやながめまし梅さかりなる春の軒端
 二月柳櫻 前南禪愚極叟禮寸
 鶯梭織柳線織々 日暖櫻花雪壓簷
 二月門庭春富貴 詩歌宴罷半鉤簾
 雅永飛鳥井黃門弟
 山櫻いまぞ開る枝かはす柳の眉も花のこゝろも
 三月松藤 前南禪竺雲
 凌霄固有矮邪姿 成立依他不三自持
 滋蔓黃綠古松頂 開花占得暮春時
 持爲下冷泉亞相

たれとなる筆のさすびの松の葉をちらめしにかゝる藤口

四月早苗 前南禪信仲容巨葛
 農務村々佩犢耕 翠雲萬頃寸苗生
 誰知禽語補五化 微雨溪邊布穀聲
 雅 親飛鳥井黃門息
 子時中將
 うらわかみなびく早苗のはるくと音なき風のみへて涼しき
 五月若竹 前天龍春林容周藤
 清陰能教仲夏寒 錦綉玉立況千竿
 何人倚笛江南雨 鳳羽絳々染末乾
 道賢細川典厩
 こまし生ひの竹も八千世の初きて行末らざるまどのここのは
 六月瞿麥 前天龍瑞溪容周鳳
 堂前綉竹小嬋娟 碧黛紅裾日闌妍
 誰記杜陵曾入寺 山庭寂寞麝香眠
 教親一色左京大夫
 結びしも見ぬ世の露の玉かづら俤のこる常夏の花
 七月桐三日月 前南禪正田叟清播
 桐葉知封弟情 至今雨露共恩榮
 高枝涼月蒼々好 要听來儀雙鳳鳴
 正徹招月

散せ風みぬもろこしの鳥もねす桐の葉分る秋の三日月

八月秋萩 前南禪雲章叟三

萩葉萩花秋一窠 曉風歎月影婆娑

門前車馬塵如海 野水寒塘興轉多

露に裊き風に伴ふ萩をめで萩をうらやむ秋の夕暮

九月菊紅葉 前南禪存耕叟祖點

未見題詩付御講 滿林樹楓曉紅稠

天憐霜葉絕無伍 爲駐黃花伴晚秋

立添ふる紅葉も菊もそれながらおられぬ筆の跡を忘れて

十月落葉 前建仁琮岩叟正惺

野水東西岸々楓 飄零十月捲寒風

誰尤雲幕晝堂上 錦樹長留霜後紅

さもあらぬ檜原をうづむ音添ていなる面に山風ぞ吹く

十一月山雪杉 前相國東沼叟周岩

律入黃鐘寒尙加 滿山矮木六英花

森々祇合漢皇劍 遠岫橫雲走白蛇

又

山も野もみなうづもる、雪のうちにしるし計の杉のむら立

十二月梅雪 前東福花岳叟惠曾

一樹臘前新吐葩 瓊瑤枝重壓三斜

晚來只使了童掃 好在零梅雪裏花

春よりもまさきの花の花かづら今を盛と梅開なり

寛文歲次庚戌首夏上澣日、常陽路薩之眞幸氏正心文

八八年、 筆海堂謹書

文化十年癸酉七月十三日、借中川氏所藏一卷、於計府中寫畢、

六十五叟杏花園

天正十年五月二十七日 明智日向守光秀百韻

於山城國愛宕山

ときは今あめが下知る五月哉

水上まさる庭の夏山

花落ちる池のなか水を暖留て

風は霞をふきおくる暮

春もなを鐘の響や寒ぬらん

かたしくそでは有明のしも

裏がれになりぬる草の枕して

聞なれにたる野邊の松蟲

秋は唯すやしきかたに行歸り

尾上の朝氣夕暮のそら

立つやく松の木末や深からん

浪のまがひの入海の里

漕かへる海士の小舟の跡遠み

隔たりぬるも友千鳥啼

しばした嵐の音のしづまりて

光秀

行 祐 紹 宿 昌 心 兼 竹 祐 秀 源 巴 前 叱 如
祐 巴 源 叱 前 如 澄

たよふ雲はいづくなるらん

月は秋秋は最中の夜半の空

それとばかりの聲ほのか也

敲戸のこたへほどふる袖の露

我よりさきに誰かたるらむ

いとけなる氣はひならぬは妬まれて

何謂斯謂にむく苦しき

度々の他の惜は何かせむ

たのみがたきは猶後の親

初瀬路や思はぬ方にいざなはれ

ふかく尋ぬる山郭公

谷の戸に草の庵をし置て

薪も水も絶せらぬかけ

松が枝の朽そひにたる岩傳ひ

あらためかこふ垣の古寺

春日野や當りも廣き道にして

うらめづらしき衣手の月

葛の葉の亂るゝ露や玉かづら

はたゝになびく絲萩の色

秋風もしらぬゆふべやぬる胡蝶

祐 秀 源 巴 前 叱 如 祐 巴 前 如 叱 秀 祐 巴 前 叱 如

みざりも深き霧に籠たる
 村竹の淡雪ながらかたよりて
 岸根をひたす浪のうつらむ
 鴛鴨や下りゐてはねをかはすらん
 亂れふしたるあやめ菅原
 山風の吹そふ音はたえやらで
 とちはてにける住居さびしも
 間人も暮ぬるまゝに立かへり
 こゝろのうちにあふや占ひ
 はかなくもたのみかけたる夢語
 思ひにながき夜は明石潟
 船は唯月にぞ浮ぶ波の上
 ところへに散る柳影
 秋の色を花の春を寫來て
 山はみなせの霞たつくれ
 下とくる雪の雫のおとすなり
 猶も折たし柴の戸の内
 しほれしを重ね侘たる小夜衣
 おもひなれぬる妻も隔る
 淺からぬ文や數々よみぬらん

祐 秀 巴 如 前 叱 秀 前 源 秀 叱 巴 如 源 巴 秀 前 叱 巴 如

とくるも注は聞かねにこそ
 かしこきは時をまちつゝ出る世に
 心ありける釣のいとなみ
 行々も濱邊傳ひの霧晴て
 一すじ白し月の川水
 紅葉をや分る龍田の峯嵐
 ゆふべ淋しき佐保鹿の聲
 雲遠き庵も哀すみなれて
 捨しうき身も頼みこそあれ
 みどり子の生立するを思ひやり
 猶ながかれの命ならずや
 契りたいのけつゝ酌る盃に
 別てこそはあふ坂の關
 旅なるをけふは明日はの神もしれ
 獨ながむる淺茅生の月
 爰かしこ流るゝ水の冷やかに
 秋の螢やくれいそぐらん
 むら雨の跡よりも猶霧ふりて
 露はらひつゝ人の歸さ
 宿とさゝる木陰も花の散盡し

叱 源 巴 前 祐 如 秀 巴 源 叱 前 祐 巴 前 叱 巴 源 秀 如 叱

山より山に移るうぐひす
 朝霞うすきがうへにかさなりて
 引すてけらし横雲の空
 出なんも浪風かはす泊舟
 めぐる時雨の遠き浦々
 村蘆の葉がくれ寒き入日影
 立騒ては鳴のはねがき
 行人もあらぬ田面の秋過て
 かたぶくまゝの苦笑の露
 月見つゝうたすやあかすあさ衣
 寝もせぬ袖の夜半の休らひ
 しづまらば更てこむとの契りにて
 あまたの門を中の通ひ路
 埋つゝ竹は掛樋の水の音
 岩間苔はいづこなるらん
 瑞籬は八千代經ぬべきとばかりに
 翁さびたる神のしらゆふ
 明るまで霜夜の神樂さやかにて
 とりふゝにしもうたふ聲添
 春々と里の前田を殖渡し

源 巴 如 叱 祐 前 巴 如 秀 祐 叱 源 巴 秀 前 叱 如 前 秀 巴

繩手の行衛たらとはしれ
 いさむればいさむるまゝの馬の上
 うちゑみつゝもつるゝ伴ひ
 色を香も酔をすゝむる花の下
 國々はなを長閑なる時

秀 叱 祐 前 光
 紹巴十八
 東六郎宮執筆
 行澄一
 光慶一

賦山何連歌

三
葛かつら長月かくる紅葉かな
見ぬはなもなきすゑの秋草
朝露の野は□□霜に色付て
山も日かげもとをきいりあひ
旅にけふたが里すぐと急らん
とひて過こしやどはいくたび
雪に又木下みちはあらはれて
ふらぬしぐれをのこす松風
深る夜の月にや雲も咏らん
岩が根まくら聞は水をと
夢の世のはてをうつゝに住捨て
故郷とをきかくれ家の山
丈のみか涙もとはぬ昔の袖
かせうづもるゝ雨の夕暮
降つもる雪に雲なき花敷て
おなじさくらに松をなさばや

永 信 政 信 政 永 信 政 永 信 政 永 信 政 永 信 政 永 吟

四百七十四
明ばののおもかけそひぬ春の色
世をのこさずばせめて別路
やすらはぬ月恨しき又ねして
こゝろの秋をかくす兼言
露の間の命にたのむ後の暮
菊さくころやかかるゝむしの音
戀も世もはかなきうち年輩て
遠さかるともめぐり合ばや
小車の忘れながらまつ暮に
後は見もせぬ人の面影
恨さへやるかたもなき返し文
かすみは袖か鴈の羽ごろも
山遠く旅たつ花に日の入て
都いでても春はかはらじ
難波がたこと浦かけて行船に
ながらの橋は跡ものこらず
作りけり浪なあらしそ海士の家
あしふく庵に近きまがき田
雲なれば稻荷も月の隔にて
峯分ふるあきのむら雨

永 信 政 永 信 政 永 信 政 永 信 政 永 信 政 永 信 政 永

本の身の我にもあらぬ老のきて
春やむかしに又かへるらむ
世中のうつる夢路のひと霞
になひ分こしむめの下臥
花にとふ宿はあらしを枕にて
深山の雨にしらむ瀧浪
河音のみなぎり落て早き瀬に
翅の中の鴛の劔羽
村雲の暮ればいづる月の舟
ほのみえて日ののこる薄霧
分る野に我袖ならむ花すゝき
たびねしのやゝ一夜あかしつ
鈴蟲の鳴音もやどる草まくら
ふりぬる身をばなみだしてしれ
木葉さへ深き山路はかすかにて
けぶりもさむき谷のひとごと
炭焼のながめぬ雪をいうくるふ
翁すがたはしろきくろがみ
野すぢさへふりたる池の水さびて
くみたえにけりいまや忘井

永 信 政 永 信 政 永 信 政 永 信 政 永 信 政 永 信 政 永 信 政 永

松陰の巖も苔のふかみどり
まじる草葉をそむるなでしこ
蟬の羽のうすくれなるの唐衣
うらみのいろは鳴音にもしれ
人をさへ別になれと月入て
したふにあけぬなにかながきよ
佐保鹿に鳴まさるころ涙なれ
秋ひとりかとおもふ戀しさ
はじめとはいつをかいむ富士の雪
夏をしらでや氷室もるらん
御調物はこぶ道には關もなし
民のいとまをゆるすなりはひ
萬人君ひとりをやあふぐらん
身をおもふとていのる行末
小泊瀬やはげしき風の山ざくら
檜原がくれの川浪のはな
有明のくもいをうつす春の水
つれなきよはひ鏡にもしれ
捨人も著たる野守の草衣
いま幾日ともしらの増

永 信 政 永 信 政 永 信 政 永 信 政 永 信 政 永 信 政 永 信 政 永

歸るべき故郷とをき山こへて
 志賀の宮古を寺も近けれ
 唐崎や磯波かゝる松の下
 けぶりや口火しほ口口ぬ浦
 空の海流るゝ月に飛螢
 あくるいろこそ雲のうへなれ
 山の端の夜だにみゆる雪降て
 こしのしらねは名にもかくれず
 天路より北風誘ふ秋の鷹
 残りの星のくもる朝霧
 流けるかしくればやしの下紅葉
 如何なるきぬぞおば栗の色
 袖にはやみしふもつくる涙川
 ねもいらでまつ夢のうき草
 さそふべき別もなきに鳥鳴て
 かはるとかかはさかじ音信
 さらぬだに移ふ花の山おろし
 水も色づく岸の歎冬
 春の日の井斗の河瀬の朝霞
 事とひて行さとの中道

信 永 信 永 政 信 永 政 永 政 信 永 信 永 信 永 政 信 永 政 永 信 永 信 永 政 信 永 信 永 政 信

逢人をともなひもせぬ身を捨て
 誰をたぐひと墨染の袖
 山陰はゆふべになるゝ月もなし
 秋もひさしき賀茂の瑞籬
 永三十五
 政三十二
 信三十三
 信 政 信 永

欠

欠

細川玄旨法印古今若衆序

夫若道は人の心をたねとして、よろづの事學とぞなれりける、世の中にある人、淫犯しげき物なれば、心に思ふ所を、するものさするものにつけて出せる也、あなに鳴鶯水にすむたうかめの聲を聞ば、いきとしける物いづれか此道をこのまざる、らをも入らずして雨つちを動し、目に見へぬ鬼神をも起請に書いれ、男をんなのりんきも及ず、たけき心のものふる心をもなぐさむるはしり也、此道あめつちひらけはじまりける時よりいできにけり、しかあれども世にたはる事は、久堅のあめにしてはすばるばし、あまのはしだてにては文珠しりよりはじまり、あらがねのつちにしては、弘法大師よりぞおこりける、千早ぶる神代には、しりのあなもひろからず堅固にして、人の心も出がたかりけらし、人の世となりて、弘法

大師より三束あまり一つぶせはいれける、かくこそ穴をめで、ねづみをうらやみ、ふのりをあわれみ、つばをかなしむ心、ことわざおほく、さま／＼になりける、遠き所をもいでゆくあし元をわすれ、高き山もふもとのちかひろほどにおもひて、あま飛鳥のたちこゆるごとくになん、此かよひちもかくのごとくなるべし、なにはづの歌はみかどのおほんはじめなり、淺香山のことは、かげさへおゆる山のいもよりよみて、此ふたうたは若念のやうにてぞ、しりすく人のふみにもかきける、そも／＼しりのさま六つなり、からの心經にもかくぞあるべき、そのむくさのひとつにはそへしり、おほささぎのみことをたしなませたてまつれる歌、なにはづにあくやこのあな冬ごもり今は春べとあくやこのあな、ふたつにはかぞへしり、あくあなに思ひつく身のあぢきな身に失墜の行もしらすて、といへるなるべし、三つにはなすらへしり、君がけさあしたのめしをくいていなば戀

しき事にわけやせらん、といへるなるべし、四つにはたとへしり、わが若衆のくどもきかじありそ海の濱のまさごのかずくども、といへるなるべし、五つにはた、ことしり、しりすきのなきよなりせばいかばかり人のことばのうれしからまし、といへるなるべし、六つにはいわるしり、此しりはむへのやれけり大ふぐりみたりよたりの立かはりけり、といへるなるべし、いまの世の中も、をつき、人の心むべになりけるより、あだなるしりはかなき事のみ出くれば、しりふみの族とむれ木の人しれぬぬすみならず、鼻たかり尻さすべき事にもあらず中にたり、其初を思へばかゝるべくもなんあらぬ、いにしへのよ、のみかど、春の花のあした、秋の月の夜毎に、さむらふひとくをめし、尻につけつゝ歌を奉らしめたまふ、あるはしりをするとたよりなきすまたに迷ひ、あるはそのく子を思ふがほにて、しるべなき母義にちかづく心々を見たまひて、さがお

ろかなるとしめしけむ、しかあるのみにあらず、さかし事にたへはかね山にかけて君をそしり、述懐身にすき心にあまりて、富士の煙によそへて悪心をもやし、くそむしの音に友をしのび、高妙すみのえにの松ふぐりも、あひおえのやぶにおほえ、男女悪行をいひ出て、かみさまのひとときくねるにも、しりをするにぞなぐさみける、又春の野につくくしのかまぬぐを見、秋の松茸の木の葉の下よりおゆるとき、あるは年ごとの鏡の餅を食ふにつけては、雪のかしらをなげき、しちのなへしとのしげきを見て、腎虚をおどろき、あるは昨日のいさかひおこりて面目を失のふ、世にわびしたしかりしもうとくなり、あるは松の波をかけ野中の水をくみ、秋風の葛葉を詠め、あか月のしろのあてかきをかぞへ、あるは煤竹のうきふしを人にふすべられ、よしの障をひきて君にまけきつるに、今は富士の山をしほじりほどにちいさくば、こねの海もすりかはくと聞時は、大若衆

にぞ心をなぐさめける、古へよりかく傳ふるうちにも、お奈良の御時よりぞひろがりける、かのおほん代也、尻の心をしろしめしたりけん、田邊の郷に大野が三の男神の老法師なん、若衆のひじりなりける、これは僧も俗も身をこがすなりといふなるべし、秋の夕色ぐくもみちに文をつけては、皆人にしき鳥をたのみ、春の朝天台の山にさく櫻を見て、このすがたには及ばじとなんおほへける、又上林の岩千代といふ人あり、若衆にあやしうたへなりけり、老法師は岩千代が上にたゝんことかたくなんありける、此人々をおきて又すぐれたる若衆も、くれ竹のふしそはらやといふ人には、かた糸のよるくになたへずぞあひける、これよりさきの人々をあつめてなん、大若衆となづけられたりける中に、古への道をも若衆の作法をもしれる人、わづかにひとりふたりなりける、しかあれどこれかれよき所あしき所、たがひになんある、彼大若衆たちよりこのかた、としは八

九おさなく、又八十あまりもちがひける、いにしへの情をも若道をもしれる人おはからず、今此事をいふに知行軍役多き人はたやすきやうなればいれず、其外こ、もとに名きこえたる人は、則井土の本入は、わかしのさまは得たれどもなすけすくなし、たとへば繪にかける若衆を見て、いたづらに心をなやますが如し、僧正真海の千おは、其なさけあまりてたのしみたらず、しほめるあなの色ありてにはひ残れるが如し、岡本の岩千代は、ことばひだのたくみにたて、其さま身をわす、いはば作事奉行のよききぬきたらんが如しと、ひとり山僧になれたる春おは、出立かすかにてかた衣はかま見事ならず、いはば秋の月を見るに、あかつきの雲にあへるが如し、したる人多く聞へねば、かれこれをかよはしてよししらす、利倉三十郎はいにしへの外居姫の顔なり、おされたるよふにて白からず、いはば□□□□、しろからぬは普請場にかしこまればなるべし、山田久三は其さまいやし、いはばたきおへる山うち人の、花の蔭に休める

が如し、此外の若衆其名きこゆるのべにおふるおはばこのはひひろごりて、はやしの柿の葉のごとくにおふかれど、しりをのみさせて其道しらぬなるべし、かゝるいますべらぎのあめの下しろしめす御年、十の上九つばかりになり給ひ、ならびなき御うつくしさ、やしまの外迄かゝやき、ひろきおおんすつへの中は、こやの山の谷あひよりもゆたかにおはしまして、いやしき人のくどくをもきこしめすいとま、もろもろの事をすてたまはぬあまりに、古への情をもわすれし、ふりにし若道をもおこし給ふとて、いまもみなはししりへの世にもつたはれとて、天正十七年十月初の四日、川勝の何がし、秦の氏安、切米所のあづかり犬塚の安季等におほせられて、大若衆にならぬひろきしり、みづからのおもかき奉らしめたまひてなん、それが中には、へをつむよりはじめて、へと、ぎすをき、いゑのいもをくひ、雪をかくに至る迄、又くそはめにつけて君をこひ、人をも思ひ、秋菽夏草を見ても妻をこひ、逢ふ坂山に至りてあたむけをいのり、あるは上みなる下にもいらぬくそ、のせが

れをばえらばせ給はず、すべて二きみ六わらは名づけて、古今若衆といふ、かくこのたびあつめゑらばれて、山本水のたへず、はまのまさこの數おほくつもりぬれば、今はかみや川の黄になるうらみも聞ず、かきかへのいはほとなるかためのみぞあるべき、それ我が事は、春のあなのほひすくなくして、むなしき名のみ、秋の夜も短かしたかたれば、かつは人の耳にもおそり、かつは若衆の心にも恥おもへど、たなびく雲のたちみなく、しりのおきふしは、われらが此世にうれしくむまれて、この時になんあへるをなんよろこびぬる、弘法此世になくなりたれど、尻の事とまされるかな、たとひとき移りことさしたのしびかなしびゆきかふとも、此若衆のさたあるをや、はこ柳の絲絶すおふくりの落うせすして、へくそかづらながくつたわり、つくみのはみものひさしくとまれば、若道のさまをしり、ことのこゝをえたらむは、大空の月を見る如くに、百ひだをあだきてしりをこひざらめかも、

俳諧の發句

ほころびし木の目をぬふか絲柳
または卵の花に來てなけ郭公
きり雨はみのも見通すきりくす
つめたさやきて又雪のふる小袖
かりがねはをの旅行路錢哉
もろ雪にくひつくげたのは音哉
何とかに川づらをはる氷かな
岩間とおほたるは波の打火かな
つもればや雪のこよりの庭の松
見へすくやかたびら雪の松ふぐり
世にふるも更に時雨のやどりかな
草の名のちしやも座輕が雪ふすま
はいかいやおもて茂るか八句藪
降雪は山のあたまのしらがかな
軒ばなの下ひげしろきつらゝかな
口秋をのせくる駒がくつわむし
井のもとや桐の葉落すつるべ棹

山ぶしのかたにかけたるけさの雪
うすはだにつきたてて見るもちつくし
山やきと谷でうすつくもちつくし
霜ふまばも、たちをとれ長ばかま
春雨にみのやかさまつ今宵かな
わさざしやふる雪みつの白及
はやくふれ名はいつはりか天が下
いつはりや隴の月もさゆるかな
つれづれに聲松蟲の今宵哉
梅が香はげに春風の宮古かな
四方に今朝さこそ木目や春の雨
寒き夜のかみこよするか大社
ちり残る紅葉は花の小春かな
小春風四方にくばるや雪の花
おのづから鶯かごや園の竹
かべにあなたがもみあけたきうくす
雪にふす竹の目さます朝日哉
法華衆かろくちをかくす今朝の雪
はげ山のあたまに雪やふるぼうし
吹はらふ風や便にまつ雪

たび人の行げをふせぐこたつ哉
 行おこす旅ねの宿の炭火かな
 螢火は川の瀬中のやいとかな
 わたぼうしきても寒さや雪の山
 長き夜やとをしかねたるさせる竹
 めいかうを皆菊月の座敷哉
 たれも見なきても見よかし藤袴
 はたをりの蟲のよるかや絲すゝき
 問ふ人の關守夏か秋のあめ
 四方に春立はたがれる日あし哉
 とぶ鳥にあみ打かくる霞かな
 なかでないば山ほどにくし郭公
 月は筆庭に繪をかく木の問哉
 涼しさは池より廣し波の音
 彼岸にはげにも蓮花の椿かな
 名のりてやそもく今宵秋の月
 露のよくそだててかゝる小萩かな
 筆持て今まゆつくる姫小瓜
 きれいにも庭なでし此はうき哉
 いづくとかたづねききやうの花の口

いもが子のねいれればおこすすいき哉
 天の戸が夜半ほとく郭公
 ちりぬるはいろはつゞきの山路かな
 今朝の雪山を入たる白ふくろ
 山やちこおとるか腰のかつこ雪
 霜風のあたるか山の松ふぐり
 はたの中つまねば霜のをきな哉
 初霜は山のけしやうのひめ小松
 庭に今朝雪の花ちる小春かな
 花よりはだんごとたれかいはつゝじ
 人ねふるなといはぬ計ぞをこし炭
 初霜や山のあたまたの若しらが
 御座敷のやぶれしやうじや神無月
 佛だんに本尊かけたか郭公
 雪にねる竹をけをこすほあし哉
 降雪はいとねざしのふすま哉
 姫が里かたびら雪の地しろかな
 うす雪やかすげに見ゆる駒が鳥
 かしましと軒口たゝくあられ哉
 今朝の雪かの子まだらやふる小袖

山や雪ふりかゝりよき姫小まつ
 降雪はつぼむ小梅のふぶきかな
 五月雨は竹の子共のうぶゆかな
 水に降雪はたまらぬ川邊かな
 雪の夜にねざしをおこすあらしかな
 水鏡今ぞふたする氷かな
 あやしさや日あしの下のうす氷
 寒き日の雪をかさぬる小袖かな
 ころくあられるかやいぬばしり
 しらくし雪にかけそふお月かな
 あちしやはりまわしたる氷かな
 雪の夜はつまね寒しいることつかな
 若みやものりを頼むかつきかみこ
 板やうつあられは風のそらつふて
 口なしの雪にぞみがくふしぎかな
 鷺の居るなかねば雪の一まるけ
 一ふりにはや雪水の山路かな
 さかりたる色香もふかき櫻鯛
 水まさやこしひへ渡るかはばかま
 雪ふりのはかまをきるか山のこし

やり梅の冬さきぬるはてがらかな
 今朝降に下もやとくる去年の雪
 旅そうちりさる花の副なかな
 もち雪のおちつく道はしるこかな
 みじか夜をつゝか残りて今朝の月
 長き夜を猶つく霧のあしたかな
 木すゑふる雪やそのまゝ花の庭
 ふりかゝりげに老松やゆきの庭
 松風にそふ雪ひらの山路かな
 寒き夜に軒ばなたらすつゝらかな
 降雪はげに老松のしらがかな
 おのづから香とりのきぬや雪の梅
 花よりも葉こそほしけれうば櫻
 雪もちに付けてもよきな寒の雨
 口々にふぐをくいなのあしたかな
 雪づらをこはされ事はるの雨
 けふ日よしちの戸ひらけかきわらび
 かはねどもなつきてやなく郭公
 態一書やる文月のはじめかな
 やり梅の石つきをはる氷かな

ふかぬ間も風ある梅のほひかな
 かすむとも雲をば出よ春の月
 花の色をかすまで見せよ春の月
 月にまち花にいそがぬ夕べかな
 手向ては水こそ花の命なれ
 花見ればみじかき春の日影かな
 一木さく花にはちりぬこゝろかな
 ちらすなと風に物いふ花もがな
 見し花のおも影うづむ青葉かな
 きかぬにぞ心はつくす郭公
 鳴つゞけ待せなまちそほとゝぎす
 なけばこそ名はのこりけれ郭公
 まてばこそなかぬ日もある郭公
 山かげはいくぬに月の見へぬかな
 月の夜は長きもしらでふけにけり
 入と見て又出る雲間かな
 もみちせぬ松にはをしき時雨かな
 をく霜はしろくそめなす落葉哉
 わきがたき月と雪とのひかりかな
 花と見て梅の雪には冬もなし

春雨はひぼとく梅のうぶゆかな
 名のりけんをも／＼これは郭公
 やり梅の鼻つきとをすにほひかな
 くゝたちはさきやしらむ春の雪
 春雪は木々のきつさきばうしかな
 もとがははその竹の子のうぶきかな
 なはしろは秋のかりほのゆいそかな
 今くふはいつより種をまくは瓜
 卯月にはねぶとになけや郭公
 冬は梅お茶にはまくる花香かな
 びつかりと月のいもます今宵かな
 東風吹ば梅が香おくれ春の園
 うみ月がはやくひぼとく梅の花
 雪道もふみけす春の日あしかな
 折人の手にくらひつけや犬櫻
 かすみぬる木の目くすりやけふの雨
 春は来て折てくすねの椿かな
 河よけやわくによりくる絲柳
 花さけとしづげに木々や春の雨
 さびあゆの瀬々に身をとぐ石とかな

五月はせうぶかたなのやきばかな
 花ちらす風をとちつけかは櫻

かねつけよ雪に葉しろき姫小松
 しわすたち正月きたる小袖かな
 けふは春へひつたとにほへ梅の花
 きふ春今日は卯月の朝かな
 高野山谷のほたるはひじりかな
 葉は落て葉ぐき計の老木かな
 春雨は花酒といふ使かな
 霞はれ月さす松の葉はりかな
 法華經ぞ鶯はよき聲で候
 やり梅のちらしかくれる木立哉
 ふきちらすいろかや花の櫻鯛
 をらせじと花のくもりやかきつばた
 五月雨は大海しるや井のかはす
 夕立は目のさやはづすいなびかり
 花酒と使がしげき雨のあし
 以上百七十四句也

傘一本題として一首

すゑひろげ自由なりけりからかさの
 やぶれぬほどやふかきたのしみ
 俳諧木食楚仙人獨吟
 四方に雪あけてくばるや風袋
 十二天部のうちに風の神有る、風の袋をまゆに
 あけてあり、作者の心甚深、神妙々々、
 冬はみね／＼めぐる山姥
 十二天の心にすこしもとりあはず、山姥の雪を
 自由にいたす所を以てのがる、近頃々々、
 かけ橋をおりはてつゝも外に出て
 山姥よりかけはしうたてしき作意候、其上句作
 り中々ひきよ／＼、
 とを見をするやがけの松むし
 かけ橋おりにてくらくらうに候ゆる、くつろぎたる
 心に候哉、やり句同前也、
 野をひろみ小鷹かりばのせこ揃へ
 とを見より出候や、むしの遠み似合す、はいかい
 の事に候間、か様にも可_レ有候、
 桑の木つゑを月の下ふし

つゑよりせを出候て可_レ然候、
 つるきる、弓はいらねどすてがたみ
 弓づるきれたる時は、つゑ同前との心に候也、桑
 の月弓とも候程に、か様にも可_レ有候也、あまり
 念の入たる付やうに候、
 にたる茶がまの粥ぞこぼる、
 弓づるのきる、所近頃候、かゆといふ字弓を
 へんにつくり書故入面白し、凡慮の外に候也、
 新敷家のわたましいそがはし
 屋わたりかゆの心に候也、いそがはしき故こぼ
 れたる所よく付候、
 生れ出たる此かたつぶり
 家に付候也、句作猶可_レ有候、
 うつくしくこびんのかみや黒からん
 かたつぶりにこびんの髪候や、少心たらず、
 ふるほうぐにてはれる雨笠
 こびんの髪に付候や、くろからん所も聞へ候、
 手習の小性は多き寺にして
 別の子細なし、
 里へとおくる餅は一はち

寺より里への古事に候也、
 つゝじこそ山家の春の宮古なれ
 もちは宮古めきく同意たるべく候皆々、
 しばや薪に咲そふる花
 別の子細なし、
 二月になればねはんの祝とひて
 別の子細なし、せんだんの薪といふ事あり、花を
 手向心に候也、近頃々々、
 生死別ぼんのふの道
 しゃうしねはんぼんのふ別ぼだいの心に候也、
 分別申候ほどの作者の心深、甚々々、
 むこ入を佐藤のごけに言合せ
 生死に付てさとふ出候也、ぼんのふの道にむこ
 入と付候也、句作猶可_レ有候、
 便も跡をつぎのふのはて
 生死と打こしてつぎのふたてして、かやうの句
 にて總百韻の作意あさましく候、
 月にしもとなりの雲のすがきして
 中々きこへかね候、たよりにてとなり出候也、同
 意めき候、

すきや座敷をあらたむる秋
 すがきにてすきや出候也、遣句也、
 残ぬるあつさに水を打ちらし
 すきやに水打物に候故如_レ此候、遣句也、
 かへるかじ火の跡のやうじん
 のこりぬるあつさ水をうつ體、近比々々、よくか
 はり物候也、かんじ、
 ひやう人やおそろしげにもいのるらむ
 かじふとり候事、近頃候へども、火の用心に不
_レ付候、
 色もあをひのうはなりばうし
 かじをかちと取て三句め如何可_レ有候や、
 初瓜をつはり女のなしかりて
 うはなりのとりよふ近頃候へども、人倫打こ
 し候、
 ほろくとしも落るうみ梅
 ゆきやういか、うみ梅うたてしく候、
 梶原がゑびらを搦る生田陣
 ゑびらをつくるとは可_レ有候、させるいか、ほ
 ろをかけたるやうに候、一句のせんなく候、

小屋野をかけてにぐる水鳥
 生田陣の水鳥の理り、壽林良我に見へたり、たは
 句作猶可_レ有候、
 池ろにきまはりにいねをほしちらし
 別の子細なし、小屋に池と付候哉、珍敷からぬ付
 やうに候、是も池より小屋付度候、
 月にあるくむうしとらの時
 稻を日よみのいねにとりて、うしとら付ける、近
 頃々々、
 大日と薬師はこれの本尊にて
 あまり付過候、正風の體にきらひ候、
 鹽はなし湯をあびらうんけん
 三句め中々ひやきうく、
 せうかちや猶さりならずおこるらん
 はね字いかん、但これはくるしかるまじく候也、
 遣句めき候、
 だいのお鷹は鳥もえとらず
 せうかちてだいがよくなる心か、おこるらん
 こゝろつかず候、
 うた心なきはたんじやくいやがりて

だいをとりかねたるは近頃候、
當座のくわいにあかつらぞする

同意たるべく候、

花の本の大きかづきをかさねのみ

當座の會に赤面の所付候、近比々々、
春はてうしもさかりばのふへ

聞かねてうしより盃いで度候、

霞ぬるらふのきた橋まひ出て

さかりばにおもしろく候、

人に似たるは三王のさる

さむのふのさるは山ざるに候故、まふ事成間敷

候心づくし、元は猿もまはぬものに候也、其分別

なき事口惜候、

柴ぐりもむざとはせじとひろひ置

付所大かたに候、

世をすべりきてすむ秋の庭

是も付よふ大形に候、

ふくべにてなまこおそふる月の夜に

ひるさへおさへにくき物に候、月の夜に中々む

りなる事に候、

手足のあざにやいとをぞする

なまこあざに似たる物に候、又ふくべしんきう

といふ事は、何事もこまか成付やうに候、

土用もやけふの二日に明ぬらん

二日やいとの心に候也、やり句同前に候、

石すへつきてはしらたてせん

やいとも土用をきらひ候に、又石すへ打こしい

か々に候、

明日はまた雨にならんと思ひやり

付やう大かたに候、

暮申ともこえん山道

行やうかるくぞ、近頃々々、

此邊にやどりかるべき方もなし

別の子細なし、

ひだるくなるやむさし野の原

別の子細なし、

月に猶おくびやう蟲のくゞめきて

はらのむしにとりなし候事近頃々々、

屋のかと見ゆる薄島かや

おくびやうむしの所よく付候、

いづくよりよめ入をする女郎花

よめ入にやり長刀もたせ候物に候也、やり句、

われをちにきといふは遍照

お嵯峨僧正遍照落馬の時歌に、名にめでてお

れる計ぞ女郎花我おちにきと人にかたるな、と

よみ申され候事有、近比よき所へ出候、古事に

候やうに自然に出候事、作者のてがらたるべく

候、

十方をあはれむこそは阿彌陀なれ

光明遍正十方世界の文をとりて候也、すこしむ

りに候か、

ちかひのあみをこくふにぞはる

返照僧正釋教たるべく候に、三句いかゞ、

けあげても外へはもらぬ鞠の場

別の子細なく聞へたる分に候也、

柳さくらのかげのわかごま

けあげても駒出候哉、可_レ爲_二遣句_一候、

かつらぎの春の岩ばしあふなしや

別の子細なし、

こちかふおかめみよしの野神

やり句なり、

つきならす鐘のみたてばはるかにて

やり句同前、

ともすればたゞねがふ後の世

きこへたり、

俄にも近所の男しにけらし

同前なり、

いひ定めぬる事はたわごと

同前なり、

あつかひもまだせぬ先にてをすりて

戀の心かやうにも可_レ有候、

がふ敵よりも君はおそろし

きこへたる分也、

うつくしき目いろなりとも油断すな

ゆたんがふてきの古事に候也、

京染物やよくとりて見む

目色にそめ物出候也、大かたに候、

それ_レに似せてはうれる商人に

これも付やう大かたに候、

月にお宿はかし申まじ

さやうの人にいやといふ事に候也、殊勝にもあらぬ高野のひじりにて

商人にむづかしくて、乍去高野ひじりに宿はしかすなど、在家のわらんべども歌ひ候事に候、近頃々々、

をいの中にもかたなわきざし

聖にせばうしろ付候、比興々々、判官はなせひの津にやあがるらん

三句めいかゝに候、山ぶしのすがたにて下向事候間、おひにかたなかなたぐむづかしく候、はかり事にぞ世をばしり行

別の子細なし、

咲つゝ花田の年貢みしんして

花の定座に候、さりとては花田きとくに候、年貢はかると申候、みしんいたし候ては、當世の百姓共走る事に候、さてもくおそるべきにて候、後世までもかんじ申候、

さいそく顔にきなくうぐひす

年貢みしんさいそのうたてしく候、

振舞は霞まじりのしほり酒

さいそくふるまひといふ事有、別の子細なし、しやうけん事をするはあぶらや

しほるにて油屋出候、かならずしほる時は酒をかい候物に候、

我まゝになす山崎のたから寺

山崎は油屋所なる故、たからなどいふ所あり、別の子細なし、

目の前に見るほうらいの島

在家の小性共常にうたひ候は、蓬萊の島なる鬼のもつ寶は、しよ行無常などと謠候より出候也、ふりよきは古き都の茶せんにて

南都にほうらいが茶せんとして、天下にもてはやし候故にて候也、近比々々、

若衆たちの今朝のいひがみ

ふりよきに近比に候、凡慮の外に候、うしろみのまんするつらはうたてしな、別の子細なし、しろたしてあたまはりたし

この分別の子細なし、

時ひじの此ほどは猶くひたらす

午はんとて山寺に候、それをあたまはりと申來

雲に霞にこもるけん人

しゆうざんのこゝろ、あまりきら／＼めきたる

古事に候、句作猶可有候、

名をとげて身をしりぞくか郭公

功なり名とげての心に候也、時鳥を賢鳥にとり、雲にかすみをこもるも有、乍去迷は短慮末才の物をよびがたく候也、

鴉はくつてをなきて過行

前句の郭公を死出の山に、往還のくつを賣て世を渡ると也、鴉といふ鳥死出の山にて、くつをうる代をばやりてとうけやうとなり、毎年四月五月にめいどより來て、くつ手をこふと申來候、其間鴉はやふるとのかけに出、しのび音にもくしとなき候、時鳥歸りてより出て啼也、古歌にく

つ手をばいださぬ人もありけるとしゆに入候

哉、近比く神妙々々、

一旦の依估をかまゆるほどはうし

浮世の有さま古今如、此候、さは有ながらいかなる人もえこに身をかため候哉、鴉にかぎらす候、たい正直をてらす日月

折てさゝぐる春の花よね
はなよね、出所凡慮の外に候、神妙々々、
進候てあすのせちゑのはつわらび
をりてさゝぐるに近比に候、近々の五文字中々
うかびがたく候、古今き承不及ば歌妙、

り候、能作意うかび出候、

寺領とられて住ぞわびしき

別の子細なし、

月星をねながらみるややぶれまど

寺領なくてやぶれたる體、別の子細なし、物そこなふやばせをばの風

やぶれまどに近比候、

能をする秋のしばるやせばからん

ばせをといふ能有、せばきに人こぞり候に付て、物そこなふこゝろよく付候也、
いでてはしかもやがてよくなる
いもはしが能と申來候也、
うぶすなにいだきてまゐるおや心

いただき物なく候、おや心の内に子と言字こもり

候、別の子細なし、

折てさゝぐる春の花よね

はなよね、出所凡慮の外に候、神妙々々、
進候てあすのせちゑのはつわらび
をりてさゝぐるに近比に候、近々の五文字中々
うかびがたく候、古今き承不及ば歌妙、

神國なる故、上句天照太神のたくせんを以て如
此候、うち合出所作者の妙かとも可申候、

付黒三拾句

此内長

紹 巴在判

誹諧の事につきては我朝の

定家家隆もおそろしげなり

あしき名もたぬにしかじたゝばたて

よき名も數々残したければ

たわ事をたよりに残す筆の跡

なくなる後のかたみとも見よ

小田原の稻葉に出る早苗かな

あつさにか夏來て啼は時鳥

百和香 卷之十六

弘長記

一、龜山院の御宇弘長元年六月に、三浦若狭前司泰村
が弟律師良賢は、泰村滅亡の後豆州御山にしのびて
春秋を送り、一族譜代の良從等がするく、こゝか
しこにありけるをたづね求め聞出し、密に語らひあ
つめて、鎌倉に入て失火をはなち、つまりくにて
相州一家をほろぼすべき反逆の計策を廻しける、
三浦若狭前司泰村は駿河守義村が嫡子にて、累代
の大名なり、右京大夫泰時の聲にして、一家の門
葉なるによつて、國家の政務を相談せらる、泰村
舎弟光村家村以下の一族、前將軍賴經公をしたひ
まゐらせ、左近大夫時頼に野心をさしはさむ事い
さゝか露顯に及ぶといへども、時頼、泰村が野心を

宥め世をしづめんため、先泰村が次男駒石丸を、時
頼の養子たるべき旨約諾あり、されども泰村はま
すく獨歩の威を高うし、將軍家の嚴命を用ひず、
無禮にして奢侈日々に長じ、其後時頼を討んと議
しける事度々に及ぶの間、寶治元年六月五日、三
浦の一家ことごとく誅せらると云々、

斯て良賢が方人に、日向七郎と云もの鎌倉に居住し
けるが、何とやらん平生の形氣とちがひたる色を、妾
女かしくて是をみとがめ、いかなる事ぞとうか
ふところ、はらまきを調矢の根をとく、しかるべ
からざる用意と、ひそかに是を問、七郎云、汝おろか
なり、兵仗の家に生るゝものは、かゝる事におこた
れる恥なりと云、女云、尤左あるべき事ながら、あは
た敷支たくおぼつかなし、われ女の身なりといへ
ども、年比のなさけあさからず、命を君にさゝぐ、露
ばかりしらせ給へ、若反逆の事あらば是非思召と
まり給へといひければ、七郎おもはく、はやくもさ

とられたり、女は青砥左衛門が内に所縁あれば、若
女なればつけ知らず事もやあらんと思ひ、かれを
さしころす、此事青砥左衛門尉藤綱が方へもれ聞え、
則かの七郎をとらへて是を教問す、終に良賢が反逆
を白状す、依之急ぎ彼徒黨を探出すべき由にて、鎌
倉中騒動不斜、則良賢并同類與黨生捕て首を刎、由
比の濱にかけらる、其後藤綱申さく、謀反人の黨類は
根を切葉をからすべきものなるに、御政道大やうな
るによつて如此、凡當時佛者のいへらく、仇を思に
て報すと、是政道のさまたげ、眞佛をしらざる故なり、
夫天地の道は誠也、人は天地に則る、人誠あらざれば
人の道にあらず、所謂は二心なきの稱也、恩を以てあ
だにむくひむと欲するものは二心なり、古聖はあた
に徳をもつてむくふとこそそのたまへ、抑徳といふは
人々固有の本分にして、自己の眞佛なり、不習して不
利と云事なし、仁義禮智これよりいで、喜怒哀樂よ
つてなるとか、○脱字アルガあるものをばにくみ、義あるも

のをばよみんず、是二心なく自らしかるゆゑなり、い
かに恩を以てあだにむくひんやと云々、各従服す、
青砥左衛門尉藤綱、その先を尋るに、伊豆の國の住
人大場十郎近郷、去承久の兵亂の時宇治の平に向
て拔鞞の譽を揚、其勳功他にことなりとて、上總國
青砥の庄を給り、爾よりして青砥左衛門尉藤綱に
いたる、藤綱は妾の腹に生れてことに末子なりけ
れば、然るべき所領もなし、出家になれとて十一
歳にて眞言師に付て弟子となす、幼き時より利根
人にこえ、學問を勤けるに一を聞て十を知、いか
なる所爲にや二十一歳の時還俗して、青砥三郎藤
綱とぞ名乗ける、其後行印法師とてやんごとなき
儒佛兼學の沙門に隨て、累年是を勤、生年二十八歳
の時、二階堂信濃入道口入として、相摸守時頼公に
奉公す、其身政道の器量たるによつて、評定の末座
につらなる、終に評定衆の頭となつて、天下の事
大小となく口入して、富て侈らず威あつて猛から

ず、遊樂を好ず、身のためには財寶みだりにちらさ
ず、數十ヶ所の所領を知行せしかば、財寶豊なれ
ども衣裳には、細布のひたれ布の大口、朝夕の饌
部には、ほしたるうを焼しほより外はなし、出仕の
時は木鞘卷の刀をさし、敍爵ののちは木太刀に弦
袋をつけ、我身には少の過差もせずして、公儀の事
には千萬の金銀をも惜まず、うへたる乞食こゝへ
たる貧者には、分にしたがひ物をあたへ、慈悲ふか
きこと、佛菩薩の非願にもひとしきほどの心ざし
なり、親によつて非をかへさず、私をわすれて正直
にもとらず、不雙の賢人なり、
一、正五位下相摸守平朝臣時頼入道諸國巡行は、文應
より弘長にいたる此間三年、青砥左衛門藤綱が異見
によると云々、
時頼入道は天下政理の正しからん事をおもひ、四海
太平の世を守りて、仁をもつはらし、徳をおさめ給
ふといへども、時すでに澆薄にくだり、人また邪智

さかんなるゆるにや、諸國の道義次第にすたれて、非
法非禮のみ行はれ、正道正理はうづもれゆきしかば、
罰をうくるもの日を逐ておほく、いましめを蒙るも
のは月にしたがつてすくなからず、奉行頭人といは
るゝ人々も、不孝不慈にして廉直ならず、これによつ
て職をあらため所領を放たるゝ輩、これ更にたゆる
事なし、時頼入道朝夕是をなげき給ひ、藤綱をめし
てひそかに仰けるは、汝は誠に學道を勤て、仁義を始
め廉直を行ひ、奉公に私なく行跡に非なしと見るゆ
ゑに、他人にはかはりて貴き人とおほゆる也、然る
に時頼は今これ天下の執權として、理民の政道をお
もくし、賞罰を明らかにして、無欲を専とすといへ
ども、無道の訴論は年をふるに隨ひていよゝかさ
なり、月をつむにまかせてますゝ繁し、萬民上下猛
惡の盛なる事頗る防ぎがたし、抑是行跡に非あるゆ
ゑか、自らかへりみるにしりがたし、汝靜に見及ぶ
所あらば、ありのまゝに申てきけよ、直に諫言とは

なしに、聖賢の示教なりとおもひ侍らんと宣へば、藤網はかうべを地につけ、涙を流して申けるは、兎舄のそれがし元より短才の身にて候へば、君に非法のおはしますべき事、いかでか見とがめ奉るべき、しかれども心に存する赴を、仰をかうぶりながらもたして申さうらんには、かへつて不忠の恐れのがれがたく候へば、心に存する所をもつて言上すべきにて候、この比諸方のあいだにおいて、政法をかるしめ無道の行ひ、多く候事は全く御行跡に奸曲ましますにもあらず、政道にあやまりありともおぼへず候、但し上下のとをきによつての御事にこそ、國家に不孝無道のものかすをしらず、訴訟是よりおほく出来候とみえて候、その中に訴訟をかまへ、内縁をもつて奉行頭人にうかへば、非なるは罪科のかるべからずとて、下にて某あつかひ侍らんとて、理非のうつたへを上に通せず、おして中分に決せらる、理あるは半分のまけとなり、非あるは大に勝、おろかなるは

これを國法かとおもひ、智あるはなげきさてやみ候、これより遠境の守護目代等、みな此かくにならひて非道をおこなひ、百姓を責虚し押領重欲をもつばらとす、天下かまびすしく相唱といへども、さらにもつてしろしめさず、これは上下のとをくましますゆゑにて候、凡かちよりゆくものは、一日に百里を過て行程とす、堂上にこと有て一日にして聞しめさるは、百里の情にとをざかり、堂下に事有て二月に及びて聞しめさるは、千里の情にとをざかり、門庭に事有て一年まできこしめさるは、萬里の情にとをざかると申ものにて候、奉行頭人私欲をかまへ、君の耳目をおほひふさぎ、下の情上に達せざれば、このみたちにおはしましたながら、千萬里を遠ざかり給ふ、毎事かくの如くならば、國民互にうらみを含みて、その罪なからず一人に歸し、はびこりて終に天下のみたれとなるべく候、また當時鎌倉中に儒學さかんにはやり、聖賢の經書とりあつかひ、講談のせ

きをひらくことのをならべて聞え候、かの學者の振舞さらに古聖のおきてを守らず、佞奸重欲なる事所無學の人にまされり、毀譽偏執をむねとし、他の善をおほひねたみ、惡をあらはしてすくふ事なし、いはんや佛法は是王法の外護として、國家平治のたすけとす、道行殊勝の上人有て、四海安穩のいのりをいたし、生死出離の教をひろむるは佛法の正理なり、然るを今鎌倉諸寺の僧法師といはるゝもの、多は空見に落て佛祖の教にたがひ、無智にして住職をうけ、僧綱高くすゝみ貪欲深く、檀那をへつらひ何の用ともなき器物をたくはへ、茶の湯遊興に遊物を費し、濫行を濫にす、またその中に學智行徳の僧有をば、ねたみにくむ事老鼠をみるがごとく、王法をおそれず、公役もなし、たまゝの白俗にしめす所、地獄淨土を方便の説とし、三世不可得の理をやぶり、淳朴の人にもさいかくをおしへ、罪惡に自性なしなど、これによつて檀那の心無道におちいり、法衣をそむき

みちをやぶり、世の災害となりゆき、神職祝部のものは、神道のふかきをとりうしなひ、陰陽顯冥の相にまとい、祈禱にことをよせて財寶をむさぼり、託宣に詞をかつて利欲をむねとす、武家よりはじめて儒佛神道にいたるまで、大道ことごとくすたれ、利欲大きにさかんなり、奉行頭人より萬民まで、奸曲邪欲をもととして、たがひにうらみ互にいかり、むねにのろひ口にそしる、ことの故に國中しきりにかまびすし、只殿御一人正道を重じ正理を守り、御威勢つよくましますゆゑにこそ、上部ばかりはせめて安穩無事の世中のやうにはみへて候ものをとかたり申ければ、時頼入道大きに御威有て、御邊かく國家政道のみだれたる事を、我にしらさせける事は誠に大忠のいたり、何事かこれにまさらん、然れば奉行頭人評定故に、奸曲重欲のあらんには下民何ぞ好しき事なからんや、この罪みな我身に歸す、われ愚にして上下とをきがいたす所なりとて大に歎きたまひ、その

のち正直のもの十二人をえらび出し、密に鎌倉中のありさまをたづねかきしめらるゝ所に、青砥左衛門尉藤綱が申にたがはず、これによつて評定衆を初て非道のともがらをしるさるゝに、三百人に及べり、これらをめしだいし理非を決断し、科の輕重にしたがひ當々に罪し給ひけり、かくて仰ありけるは、往昔義時・泰時宣ひ置れしは、頭人評定衆の事、この一家一門の人によるべからず、智恵有て學をつとめ、正直にして才覺あり、道をたしなみ善にはこらざる人を、撰びいだして定むべしと、然るを近代時氏・經時よりこのかた、評定は唯其家にあるが如し、其子孫あるひは愚にして理非にまよひ、或は奸曲有て政道の邪魔となる、これ亡國のはじめにあらずや、諸人のなやみこれにすぐべからずとて、器量の人をえらびて諸國七道に使を遣し、諸方の非道をたづねさぐるる、探題目代領主たるともがら、無道猛惡のもの二百餘人をしるし、かまくらにかへる、時頼入道是

を點檢し、科の輕重にしたがひみなつみにおこなはる、斯て記録所の門には、鐘をつりて訴訟人につかしの刻より退去あり、下十五日は午の刻より出て、申の刻にかへられ、かねのころきこゆれば、人をいだして訴訟人をめし入て、直にうつたへをきゝて書しるし、月ごとの十日と、二十日晦日と決断の日をさだめ、頭人評定衆を集て理非を決せらる、其法は貞永の式目の如くなり、然てよくふかきをばはちしめ、れんちよくなるにしたしみたまひ、行有餘力一則以學文といふ事あり、奉行頭人評定衆も訴訟人なきひまに、すこしの學文をばつとめたまへとて、年いまだ若き人々には、ことさら道義をすゝめられ、常にまた仰せられける様は、たとひ萬卷の書を讀學すとも、時と相應の文をしらすば口おしかるべし、その言所一たんは義理にかなふに似たる事あるも、時に相應せざらんには智者とは言べからず、只古人のはき出せ

る諫言をさへづるのみなり、國々の大用となるべからず、これよくたしむべし、人をそしり人をほむる、これみなわが心の機嫌によつて、一意しがたき事に侍べり、往昔は人みなこれをたしなみとす、年のころ三十歳より内の人、他をそしるもきゝよからず、若年のともがら物しりがほにて、我は賢なりといはぬばかりの利口を申さるゝ、其内心に黑白をもわきまへなきほどの分別なる、誠にかたはらいたき事ぞかし、老人の威儀たゞしく才智分別もあらんとおぼゆるに、人をそしり名をたてらるゝは、おとなげなき行跡のほど、いとおかしかるべし、これらの事はみな重欲まんしんの中より生ずる小智の態なり、さればにや小智は亡國のはし、邪智は害毒の根と申事の候なり、まして頭人奉行などはかりにも虚語をいふべからず、人のうつたへをいかることなかれ、いかる則は民その訴べき事をおそれて、うつたへざる時は自然に國家の好惡をきかず、民のなげきとなる事お

ほかるべし、咎あるをいからずして、先理をつとめてのちにいましめ、親疎につきて理非をまぐることなかれ、をりふしに付て參會ありとも、無道の辯舌者、不義の利口人、愚癡の遁世者、申樂のへつらふともがらをちかづけ、戲言虚誕に及ぶ時は、自然におごり出つゝ、非法さかんになるものなり、その賢を賢として道義をかたれば、道をしるものはいよくふくし、知ざるはしたひおもむき、自頃私曲なるも少しは直になる事にて候、愚にして佞奸なるものは、參會の座にしてもいふべき事をしらざるゆゑに、只人をくるしめ押倒するのみをかたりて、理非の道義をかへりみず、奉行頭人も是を聞ては、利に走り欲におち入て、終に民の悲と成り候、是等の事は随分に可嗜候と申されければ、をのゝ首をたれ甘心し給ひけり、かくて時頼入道のごとく理非分明にして、奉行頭人評定衆、そのおきてすこしは古風にたちかへるかとみへしかども、やゝもすれば遠國の守護地

頭に奸曲ありて、訴論やむときなし、かゝる事をふか
くたんじおぼしめして、ひそかに青砥左衛門藤綱二
階堂信濃入道をおほせあはされ、頭人評定衆をあつ
めてのたまひけるは、諸國無道の科人を罰罪におこ
なひし事數百人也、三浦泰村父子非道よりこのかた、
これほどに人多くそんじたる事はなし、ひとへに奉
行頭人評定衆の奸曲なるがいたす處なり、そのつみ
すでに、我おろかにして下のなげきをしらざるに起
れり、萬民をなやまし悪徒を損ず、我何の面目あつて
か諸人にまみへて、國家を治むといふべき、然るに
時頼入道が天下の執政たることは、時宗いまだ幼稚
なるによつて、代官として暫く諸事をいろひ侍りき、
時宗幸に今成長して、しかも執政の器量にあたり、
外には學問をこのみ内には道徳をたしなみ、進では
仁を専らとし、しりぞきては行に失あらん事を悔、か
へりみてはすこぶる賢君子の徳備はれり、今ははや
世の中の事心易存するなり、我愚按をもつて久しく

諸人をくるしむべきは、天道のせめのがれがなし、向
後の事は太郎時宗にゆづり侍る、將軍家の執政とし、
泰時の政理にしたがひて、國家を治め給へとて涙を
ぞながされける、しばらく有て又宣ひけるは、某が
愚の一によつて現當二世をうしなはんとす、佛神の
冥慮まことに恐るべし、父祖の善悪はかならず子孫
にむくふと云へり、因果の道理のがたまじければ、我
が愚をもつて多の人を損害せし故に、子孫の後榮も
たのみなし、未來もさこそかなしかるべしとぞ宣ひ
ける、これをうけたまはりし輩、たゞ理に屈して申
べき言葉なく、そゝろになみだをもよふしけり、其後
一室にとぢこもり親きにも對面なし、青砥左衛門尉
藤綱二階堂信濃入道とたゞ二人ばかり、常は参りて
侍りしが、いくほどなく時頼禪門死給ひけり、二階堂
入道かなしみにたへず、後世の御供せんとして自害い
たされけり、左馬頭時宗なげきのいろふかく、さま
ざまの佛事をなし給ふ、鎌倉中はいふに及ばず、諸

國の貴賤これをなげく事、赤子の母をうしなふがご
とし、實にはしからず、世にはかく披露して、二階堂
入道たゞ一人をめし具して、密に鎌倉をしのび出、か
たちをやつして、六十餘州を修業し給ふこと三ヶ年、
在々所々に入て善惡をうかひしるして、甲乙人三
百四十餘輩、みな各々めしのぼせて、賞罰たゞしくお
こなはれ、あるひは先代忠勤の家督斷絶せるものを
ば相續せしめ給ふ、これによつて諸國の武士ども、近
年鎌倉の奉行頭人の私欲奸曲なるについて、うらみ
をふくみしともがら、一朝にいきどりをさんじ、の
ぞみを達して、時頼禪門を慶賀しまいらせたり、邪
曲の奉行頭人にこびへつらひけるものども、身をい
だき先非をくひて、正道に入れると云々、
一、弘長元年十一月、前陸奥守入道し、北條重時卒去
あり、今年六十四歳、法名觀覺極樂寺と號す、
是は義時の三男として、此子孫を赤橋と稱す、去
ぬる康元元年三月に、重時執政權の職を辭して、舍

弟北條政村その代として時頼と連判し、天下の政
治をおこなはれし也、
一、同三年十一月二十二日、正五位下行相摸守平朝臣
時頼入道覺了房、最明寺の北の亭にて逝去、年三十七
歳、法名道宗最明寺と號す、病氣身を責身心こころよ
からず、醫療いさゝかもしるしなく、終命こゝにせま
りければ最明寺にこもり、こゝろしづかに臨終すべ
きとて、尾藤有入道淨心宿屋入道何某唯二人、此外
出入をとめられ、臨命終に及て袈裟を著し、繩牀に
のぼり座禪して、辭世の頌を書していはく、
業鏡高懸三十七年 一槌打破大道垣然
年號月日道崇珍重と云々
時頼入道は左京權大夫泰時の孫、故修理亮時氏の二
男、童名戒壽丸、嘉禎三年四月二十二日、前將軍頼經
公泰時の亭に入御なり、御前において元服の儀をと
げられ、北條五郎時頼と號す、駿河前司義村理髮に候
し、將軍家加冠し給ふ、建長三年七月正五位下に敘

せらる、康元元年十一月二十三日最明寺にしてかざりをおとし、法名覺了房道崇と號し、生年三十歳、日ごろの素懐と云々、

然るに時頼は往初實治のはじめ、蜀の隆蘭溪日本に來りて佛心宗を弘通せらる、寛元四年鎌倉の壽福寺に下向あり、相州時頼政事のいとま、相看して佛法の大道をとひ給ふ、去ぬる建長二年に建長寺を建立し、同五年十一月二十五日に落慶供養を遂られ、道隆禪師をもつて開山とせらる、後に蜀の僧普寧兀庵の本朝に來りしを鎌倉に招請し、巨福山建長寺にとり、參禮し見性せん事をのぞまれしに、政務をとめて工夫をこらし、然に開示せられしかば、森羅萬象山河天地、自己と無二無別の理をあきらめらる、普寧、すなはち青々たる翠竹ことごとく是眞如、鬱々たる黄花般若にあらずといふことなしとしめされしに、時頼入道言下に契悟し、二十年來旦暮の望みまんどくすとして九拜歡喜せられけり、なを藤綱の賢臣を求て

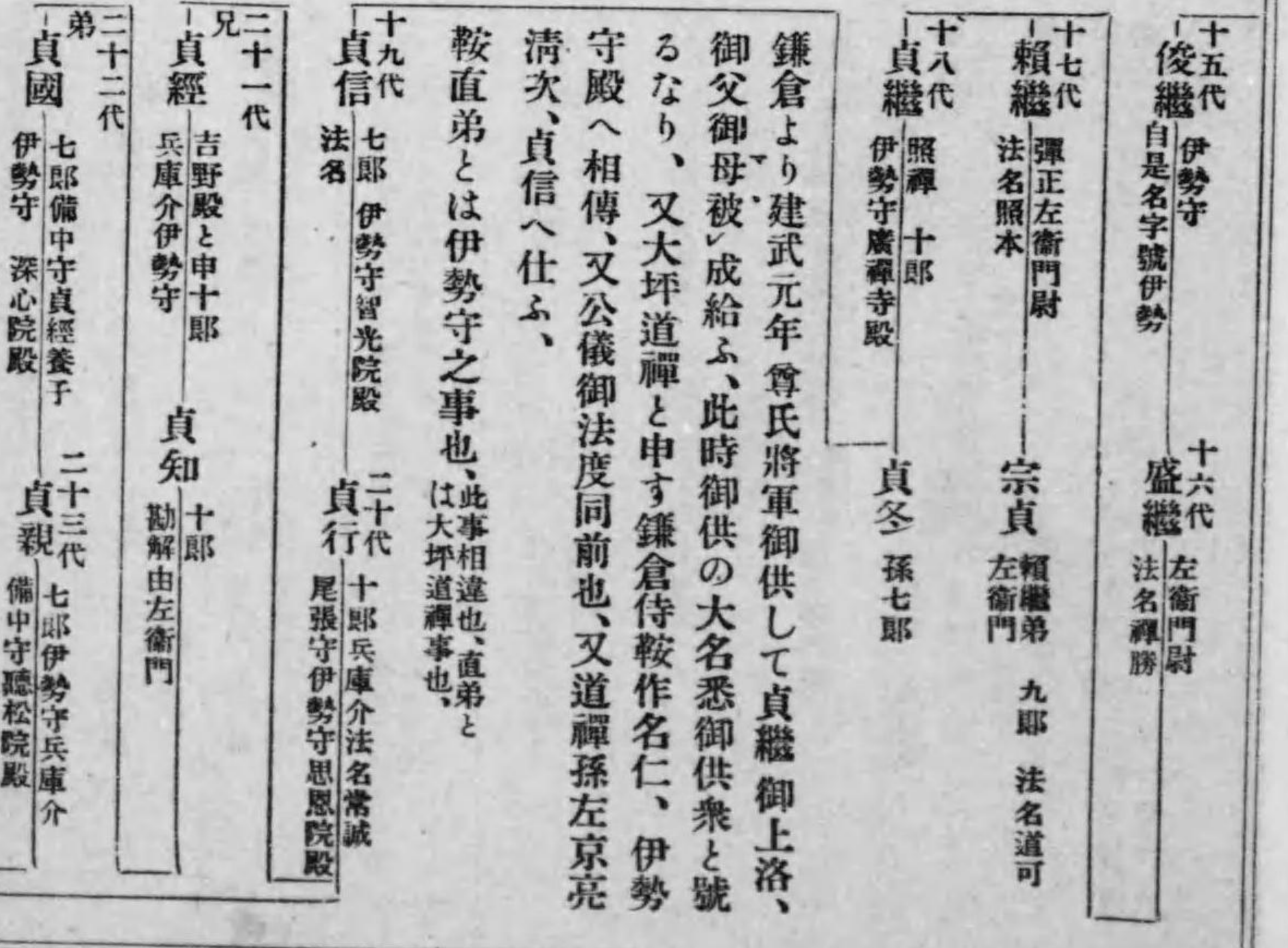
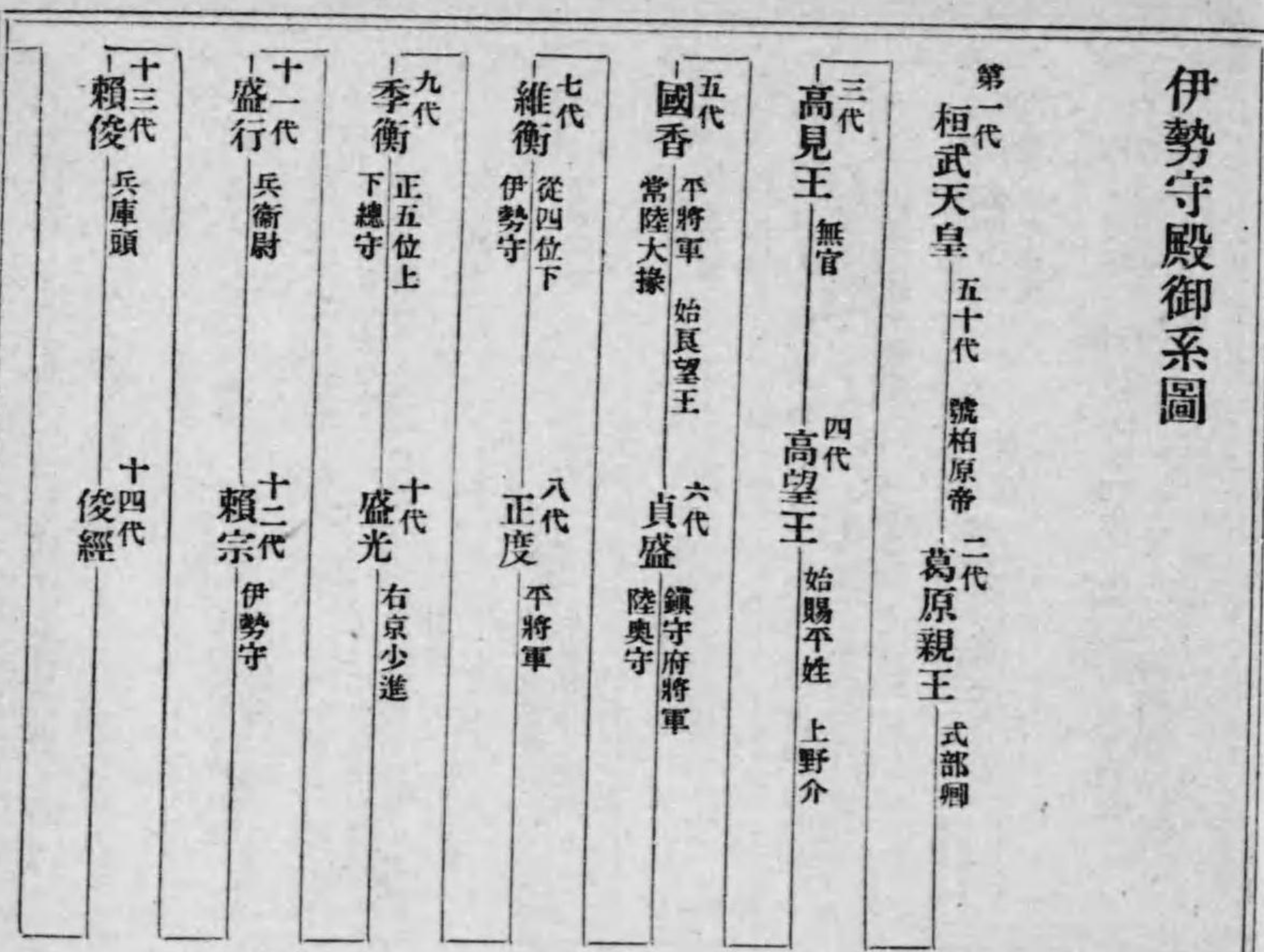
靜謐の政事をきゝて、人民安穩の仁徳を専らこゝろにこめられける、ありがたき人なり、はじめ寛元四年より康元元年まで、首尾十一年は執權の職に居て、落飾ののち七年にいたる、すべて十八年倚世務と云々、

一、今年時頼入道の嫡男左馬頭時宗、時頼の家督をつぎ相摸守に任じ、執權職に補せられ、政村長時扶翼として政道をたすけらる、天性篤實にして仁徳あり、禮節をのづからその宜しきかなふ、時に十七歳、童名正壽丸、

長時は重時の二男、赤橋武藏守大夫將監、

一、同年時頼入道の次男式部丞時輔は、京都にのほせられ、北條重時の三男陸奥守左近大夫將監時茂と、兩六波羅として畿内西國の政道を執行と云々、

伊勢守殿御系圖



心だに立しちかひにたがはずば世のいとなみ
はともかくにも

二十四代 七郎伊勢守兵庫介 貞宗 金仙寺殿
二十五代 七郎兵庫介伊勢守 貞陸 勝蓮院殿

二十六代 七郎兵庫介備中守 貞忠 伊勢守寶蓮(イ寂蓮)院殿
二十七代 又三郎兵庫介伊勢守 貞孝 梅竹院殿小法師十郎兵庫介

二十八代 貞良 建孝院殿
貞爲 始貞京雲齋 兵庫介瑞芳院殿

貞興 三郎殿 即心院殿
貞衡 元は貞輝 三郎兵庫

貞長 七郎左衛門 因幡守法名照心
貞直 加賀守 貞長嫡子七郎左衛門尉

貞清 備中守 法名禪慶
貞安 左衛門上野介

貞祐 孫九郎 貞弘 左衛門尉 迄 貞則 左衛門尉 上總介

二男 貞久 六郎左衛門尉下總守 法名道照中次也
貞久嫡子 貞順 六郎左衛門 同二男 貞種 與七郎

貞遠 八郎右京少進 右京亮
貞助 與一郎 加賀守 法名常胎

貞知 七郎左衛門 勤ヶ由左衛門 貞俊 又七郎 左衛門尉 貞仍 北小路山城守 千松丸公家の養子になる

●薩摩國に伊勢名字有、長門守殿と申、私に云、右之外伊勢名字御名乗も數多御座候得共、あかりを存す間打置也、

父頼宗 盛經 八郎 教經 肥前守 經久 因幡守 法名心光 盛綱 孫九郎 左衛門尉 備中守 盛景 彌八

盛久 八郎 左衛門尉 肥前守

盛秀 太郎左衛門尉 平次郎 遠江守 盛行 左衛門尉

盛信 平三左衛門 平九郎 下總守 盛長 左衛門尉 信濃守

右之外伊勢名字類多御座候へども、枝流存候、今皆死果、誰に可尋之情無御座候云々、

貞房 貞長二男貞直弟下總守 次郎左衛門尉加賀守 貞牧 次郎左衛門下總守

貞彌 貞長三男又七郎左衛門尉 左衛門尉 貞熙 七郎左衛門尉 備後守

貞雅 貞長二男五郎 駿河守照安 貞頼 次郎左衛門尉 下總守始貞仍

貞祐 貞清子貞安弟一本如、此孫九郎 法名宗五大雙紙作者 貞茂 次郎 法名宗悅

貞勝 七郎因幡守 後仲に改 貞誠 左衛門尉備中守 因幡守

貞榮 因幡守左京亮 後泰に改 貞倍 因幡守

貞常 傳五與十郎左京亮 因幡守 貞重 傳左衛門尉

貞藤 父貞親 貞職 貞藤子 又七郎 兵庫介

貞運 貞孝弟 備中守 貞明 又七 備後守 兵太夫

父貞忠 貞勝 貞誠 左衛門尉 因幡守 貞榮 嫡子 左京亮因幡守後泰に改

又云、鞍作法有直弟習、御名字御衆被遊候證據有御杯書等、追而可致進上之者也、又私に云、伊勢因幡守貞長様御同名頭也、又下總守殿後入道させられ宗五と申、大雙紙之作筆集也、又六郎左衛門尉貞久と申、何れも御申次なり、五ヶ番の帳に被遊、此御兩人は萬御念者なりと云々、御口候間申置候、古實録とも御覽候て可被思召合候、度々亂に失果申、自然又流布之物はるり可申候なり、

公方様御名乗 御當家御代々

第一 治世廿五年 延文三 尊氏 年四月廿日薨五十四 等持院殿様

第二 治世十年 貞治二年十 義詮 二月七日薨三十八歳 寶篋院殿様

第三 治世四十年 應永十五 義滿 年五月廿日薨五十二歳 鹿苑院殿様

第四 治世廿一年 應永廿五 義持 年正月十八日薨四十三 勝定院殿様

北山殿 稱光院御時 同 時

第五	治世三年 應永卅二	長得院殿様	後花園院御時
第六	治世十四年 嘉吉元年	普廣院殿様	後花園院御時
第七	治世三年 嘉吉三年	慶雲院殿様	土御門院御時
第八	治世四十九年 延徳二	慈昭院殿様	同御時東山殿と申
第九	治世十七年 長享三年	常徳院殿様	後柏原院御時
第十	治世十四年 天永三年	惠林院殿様	後柏原院御時 <small>の御所様と申候</small>
第十一	治世十八年 永正八年	法住院殿様	後奈良院御時
第十二	治世三十年 天文十五	萬松院殿様	同 御 時
第十三	治世十六年 永祿八年	光源院殿様	同 御 時
第十四	治世四年 永祿	義榮	正親町院御時
第十五	治世五年 義時二男慶長	靈光院殿様	正親町院御時

義昭 三年八月廿九日薨六十一 又法光院殿
三好筑前守義松永正久秀反逆御所を攻む此時自害是迄を京都將軍十三代と云
江州に御座候を信長供奉し上洛して將軍に任ず、後に信長天下をうばひ取て後藤州に下向し給ふ

細川殿御元祖 瀬春

頼之 武州管領
 頼元 政元 大心院殿 兄 澄之 弟
七代
 滿元 永正四年六月卒 晴元
 持之 文明五癸巳年
 勝元 細川殿 氏綱尹賢御子
 六郎殿晴元御子

典厩 細川右馬頭殿御事

持賢 政國 政賢

御字 晴賢 尹賢 藤賢 七代

一、大館殿 尙氏 常與伊與入道殿御
 一、藤孝 一色式部少輔殿 御供願也
 信孝 上野式部大輔殿 御供衆也

蛭川元祖は不存候覺長申候親當智温と申候
身をいつのけぶりたれに殘るらんいふ名句を作りし人
 新右衛門尉 小野天神末社にけ ぶりの宮と申候

親元 親孝 親領 親俊 親長 新光 道標と申候

一、むしの 御内書同副狀案引付

連々被三仰出候朝倉彈正左衛門尉事、此時馳參
 御方一致別忠候様、早々計略肝要也、
 應仁 九月卅日 御 判

參御方一致忠節こと、可有御褒美、由被三仰
 出候、恐々謹言、
 伊勢とのへ

九月三日 朝倉彈正左衛門尉殿

一、同御内書之事

越前國凶徒甲斐八郎以下没落云々、連々計略合
 戰尤神妙、彌殘黨等可加誅伐候者也、
 八月十五日 慈昭院殿 御判

朝倉彈正左衛門尉とのへ
 越前國凶徒甲斐八郎以下没落候由、併忠儀神妙
 候、尙以殘黨等不日可被加誅代候、被成

下御内書候也、恐々謹言、

八月廿二日

朝倉彈正左衛門尉殿へ

細川殿勝元御判

一、此兩案之文書者御文章等可有御覽候、この文
 體在々細川家書札方貞親へ御談合、世上之御一卷わ
 たくし留所持にて候を、空齋様の御時かし上申候、い
 かにもくろきほうごのうらに書申候、御らん有べき
 よし仰候間、まへの大さうじのおくに、只今のことご
 と折紙あまり申候間、御筆にて寫事ははなぐさみに
 と申上候、然ことなどなく御死去にて候つるま、そ
 の淵底をかみさま御存知之事候間、お妙ゆうをまで
 本之事申上候など候哉らん御申候ま、かみさまま
 で御すきなされしま、うちおき申候、只今は書札方
 は不存候に候へ共、古法と望者だも候はんか、又露
 命不存候間、若後に御らん候はば、さだめてうせは
 申間敷候、御物のうちに御座候半ま、蟲はらひの時
 御はしいだし候べく候か、

一、不_レ入候事に候へども、ふるほぶ_レ撰申時見當候間如_レ此、

政所方條々引付文明十四 閏七

親 元

一、同前本郷與三郎申借錢候事、徳五分一收納被_レ成奉書之事、錢主寺町不_レ能_レ承引、出國若州譴責にて、重而可_レ被_レ成奉書之由、以_レ書狀_一申、

親元筆日記大様御座候を、古筆先年はやり申候時、され_レく_レに取くづし如_レ此に候、私もやう_レく是を取申候、

一、御判の物留

御判

伊勢守貞親被_レ官人等事、不慮罪科出來之時、雖_レ非_レ給恩_一於_レ彼跡_一者、所_レ宛_一行貞親_一也、自_レ今以後愈相計之狀如_レ件、

康正二年十一月十五日

一、貞親之一札とは、貞宗江被_レ爲_レ參候御教訓之御法度之御一篇也、おくに御歌あり、

予を思ふ親のこゝろのやみはれていさむる道にまとはすもがな是貞親様御歌なり、

此御雙紙二冊まで空齋様に御座候つる事、一冊者福山に被_レ仰付_一惡筆ながら寫上申候也、是切に可_レ被_レ成_一御覽_一候御事、

一、貞國御自筆之中に水花と云題にて、

かち人のわたるもすそやにほふらんさくらながら、山川の水

總別に櫻のにはふと云名歌、證歌のあるよしを連歌師世捨人も申せしが、古歌は不_レ存候、さだめて此御うたの心なるべし、御代々御歌人集家つくはなども入させられ、また御歌などもあそばされ可_レ然存候、憚御免、

一、空齋様より福山に被_レ仰出_一、祖父澤撰抄に御尋の時申_一上_一之_一記、

于_レ時壬子七月五日、巽阿八十四歳爲_一留寫_一置者也、古反古撰出此空地書_レ之、

正月朔日

一、御繪御繪福祿壽桐鳳凰御進上、伊勢守より

一、御出仕御うらうちなり、御小袖御羽領織物也、

一、御中間えぼし上下なり、御黒太刀被_レ持_レ訖、

一、御刀者長刀不_レ持、御雜色御弓うつば等不_レ著也、此時節御小者七人有_レ之、番勢に一人こと被_レ殘置、五人被_レ召_レ訖、公方様御小人六人參候故なり、諸宗此分也、

二日

一、御出仕同前、三日如_レ此、

一、御乗馬初御手綱腹帶鞆各參、御沓此三色臺にする御進上、横河掃部介調進也、

四日

一、御出仕御小素袍、御小袖染色又者織筋等也、

一、御中間常御太刀被_レ持_レ事、

一、御刀者長刀持_レ之、

一、雜色御弓うつば也、

七日

一、御出仕三ヶ日のごとし、

一、御吉書案御調進杉原正文、御用意かた御參候、御判御申出されて、細川殿江御使として御出の時伊勢守は小

すはふなり、御内書箱御中間年寄分者持_レ之、御馬の右に參、

一、細川殿御見参りて御太刀を被_レ參候、

一、細川殿則御禮に御出仕、是又御小素袍也、

私に云、御參候て御太刀御進上の上し承及候、又私に云、御判始御吉筆、貞孝様御自筆御調進を見申候

は、内書御料紙引合一紙は上巻也、上下如_レ常た、み折て上に長々と、

新年嘉慶准事舊候、不_レ可_レ有_一際限_一候、祝義期_一面候、猶貞孝可_レ申候也、

正月七日

御 判

細川右京太夫とのへ

むかしは不_レ存見不_レ申、是は見中間如_レ此、

八日

一、御精進ほと、き御美物御進上、伊勢守より鷹一、鯛五、御目錄
蜷川新左衛門調進、御使番毎月何にてもあれ兩種如
此、

法住院殿御代に八日と廿七日に御進上候也、

十日

一、御參内御供、

一、御打刀少うでぬき有之、御敷皮覺悟之事、

一、還御殿中にて御太刀金御進上之事、

十三日

一、御節に御美物兩種御進上、

十五日

一、御出仕、

一、二月十五日遣三教經、御捧物百疋御進上、猶葉殿へ
渡申、請取狀折紙也、

一、初白瓜數十折につみ、せんこんの葉しきかざり申
候、御使當番近年は巽阿、

一、同色瓜同前、日は不定、

一、五月五日粽百美濃田相河田取合御進上、御末女白川殿へ
渡申候、巽阿、

一、七月廿四日御燈呂御進上、粟田口へ御詠也、但代
百疋、

一、十五日蓮供、御折一合五寸、紙立白、

一、鯖一さし、鱒一さし、蓮の葉につゝみて臺にする、
繪有之、松竹鶴龜、

一、御箸引合に包て、臺繪同前、

一、六寸四方御折十合、紙立白紅、御美物五合と御精
進五合は、御まな御まはりなるの間、花にてかざらす
候なり、此色々信濃調進注文有之、

一、柳三荷、巽阿持參、

右惠林院殿様御代兩三ヶ年御進上也、萬松院殿様
御代始兩年參候つ歟、

八朔方事

一、御太刀一腰糸、御香合一、御盃一枚、御目錄御自筆、

御香合一、御盆等、千疋にて仕合せ申候也、

伊勢守被官
横川掃部介宗興承之調進、

一、於殿中御點心料五百文奉行御口かたの衆へ御振舞な
り、

一、餅すし數廿、熨斗鮑三百本、八朔方より信濃方へ
渡、

一、御酒事入次第八朔方より出、伊勢守事御屋願八朔奉行、

蜷川藏人陸忠、横河掃部助宗興、右筆横山雅樂助陸
益、

賄方諸下行役者

林次郎左衛門・中村三郎左衛門尉・自阿彌

節分方事

一、御太刀一腰金、御馬一疋 已上 御自筆也、

一、式三獻料 百疋 中島調進之、

一、御一獻料 三百疋 太田彌左衛門に渡之、

鷹一、鹽引一尺、振海鼠、但出來次第、

蟬出來次第太田かたへ渡之、

一、御らうそく大三丁、小十丁渡之、

一、御土器物五、御四方信濃調進、

一、柳三荷、

一、御舟事、上意大引其外山引御下迄は引合、御末女
杉原之、

一、御すべりの供御膳御拜領也、

一、歳暮御魚物七種、永正頃木村奉行時、

蜷川新左衛門へ納申、其後五種巽阿、近年者三種歟、
御目錄御自筆、

丑未御徳日 御進物事

一、丑の日は餅大折一合、大豆粉を引合に包わきに置
なり、信濃調進百疋、

御太刀一腰金、杉原十帖、御目錄無之、

一、御所云々、南御所御案文御進上、

諸大名御供衆御進上之義也、兩年つゞき申者也、毎
月五ヶ日在之、兼而御人數を書立られ、番を定ら
れ御案内有之、御同名六郎左衛門尉殿、

右雖御所役多、巽阿彌拙者執沙汰申分、思召次

第記之、又御服方年中御進上分、別紙調置者也、

永祿六年四月五日

澤巽阿彌判

福山新五郎殿

此正文祖父巽阿彌自筆、空齋様之御時と申候き、是また只今留を寫て進上申候、自然に御覽被下候、一、御ふた所さま御なのり、蜷川道標の付申され候、
だうへうへも御ふみ御さかなつかはされし事、私にも御ふみくだされ候事候き、又しきでうのへうしおほせ付られ候時、御書の上つゝみに、

まただうへう御はて、よし、かすくゝいもしに思ひ參らせ候、これにつきてもこゝちのなのりの事も、そもじの御きもいりて、きとくなる事とかんじ入申候、しし、

ふく山殿

定徳政之事

一、けんふのるい、あさんの物、しよじやく、かつき、のぐそく、かぐさうぐ等、をき月の外十二ヶ月たるべ

き事、

講

一、かうせんたりといふとも利平くはへゆくべし、但伊勢講はゆくべからざる事、

一、ばん、かうば、茶わん、花びん、かうろ、かなもの以下廿ヶ月たるべく事、付ふくのたぐひ

一、米こく、ならびにさこく等七ヶ月たるべき事、

一、あづかり状たりといふとも、文書のさた、りひやうのうけ取等によりて、ゆくべき事、

右條々さだめ置る、所也、所詮十分一をさたし、

はく中におんびんにとるべし、ふそくの儀に及

は、をきてといひ、とりてといひ、可被處嚴

科者也、仍狀如件、

永祿五年三月十八日

左衛門尉在判

阿彌定秀在判

一、貞宗様御書に

夏菊贈給候警固候、賞翫無比類候、猶以御芳信、爲悦不少候、恐々敬白、

六月十一日

貞宗御在判

河原院御報

此正文空齋様江進上申候、定可有御座候、

一、又節分方之事 一通

節分方御一獻之事

私に云、金とは金ふくりんの事、そゝうなる御太刀にて、また絲とはいとまきの事、

一、御太刀一腰金代貳百疋 一御馬一疋御目錄御自筆

一、式三獻料百疋中島渡之 一、供御料三百疋太田

方へ渡之 一、鷹一 一、鹽引一尺 一、蛤一桶

一、振海鼠一桶河茂到來次第 一、土器物五色但臺二信濃調進入百文

一、柳三荷代九百文、中興かたへ下行也、

一、らうそく大三丁、小十丁、

一、舟々事、但大引二、小引其外御繪、蜷川新左衛門よ

り、殿中御うちまめ代二百文、但下笠渡之、御要御方合六貫百五十文、

大永五年十二月日

一、徳政高札一通右にあり、總別政所方之御法度之條數、大事物一篇有之、追而撰出、一二年も存生仕候者、進上可申候歟、但今晚も不存候、ケ様に申出候と可被思召出候、

一、吳々御物に何申殘申候を不存候間、心は殘申候、しかれども右大隻紙は天下にかくれ御座なく候間、御祕藏可被成候、おもひのこし候事無御座候、切々御覽めでたかるべし、

一、御料所攝津國富田莊、御公用事近年有名無實云々、太不可然、所詮田島公貢員數再諸人組等之儀、令散合之、除之可致給知、次地下人等恣掠莊内輩有之者、速加成敗、如先規於公物者、嚴密可沙汰渡、伊勢守貞孝代旨對木津芥川被

成奉書訖、被存知之可被加下知由、被仰出候也、仍執達如件、

五月廿七日

盛 秀在判

右京非代

貞 廣在判

一、正月の御ふく十二月晦日にまいる、目録かなにあそばし候也、

御ふくのもくろく

- 一、御から 一、御おり物 三
- 一、御おりすぢ 七 一、御そめ小袖 三
- 一、御はだ 三 一、御こそんぞ 一
- 一、御かたぎぬ御はかま二ぐ 一、御ゆかた 一
- 一、御おび 二すぢ 一、御ありふくろ
- 一、御はだのおび 一

以上

女中衆へまいらせられ候や、近年はとうほう衆にもたれ候て参る也、

御もくろくは御自筆なり、近年は大略右筆正秀調進、引合一枚にたてて書て、杉原一枚にて横に巻申候也、

御方御所さまくわうきん院殿様御うと御ふくのもくろく

- 一、御おり物 三 一、御ぬい物 二
- 一、御はし 二 一、御そめ小袖 三
- 一、御はだ 二 一、御ちやうけん 一
- 一、御ゆかた 一 一、御ありふくろ 一

以上

いづれも御女中衆へわたし申され、まへくは横川掃部介もたせ候て、御房迄参る、すみりわことて竹にてあしろくみたる物に入なり、二おり入候也、

一、天文九

十二 卅

御ふくのもくろく

- 一、御から 一 一、御おり物 一
- 一、御おりすぢ 七 一、御そめ小袖 一
- 一、御はだ 三 一、御こそんぞ 一
- 一、御ゆかた 一 一、御かたぎぬ御はかま二ぐ
- 一、御おび 二すぢ 一、御はだのおび

一、御ありふくろ

以上

私に云、貞丈云、にほひ袋の事也、御ありふくろと申は、年中恒例記を見合へし、きぬのはしのひろきを、四かくに四ほうに一重にて御座候間、おもしろくねりくりにてうちたる物にて、くちにぬいく、み候、ひきしめるやうなる物に、今は寸法も知たる見たる物もまれ候か、

- 一、武器を差する次第の事、一番なしうちゑぼし、
- 二番鎧ひたれ、三に御はいき、次に御はら巻、御はらまき取て進まで也、主人のする事也、依子細有也、
- 五に御すねあて、六に御籠手、七に御脇立、八に御鏡、九に御つらぬき、香也
- 十に御刀、さやまき也、十一に御紐、十二に御帶也、
- 一、御旗指の事、他家には多分中間雑色等さ、せ候哉、室町殿御當家には可替候、
- 一、御供衆御觸折紙

次第不同

細川右馬頭殿

畠山次郎殿

大館兵庫頭殿

細川九郎殿

一色下總守殿

細川駿河守殿

伊勢備中守殿

伊勢左京亮殿

來五日晝時分私

宅江御成御座候可有御參勤之由被仰出候、

七月廿九日

伊勢守

御元服以下條々、津殿と申は御元服の御役御家也、

- 一、御膳御倍膳理髮、打亂、等、役人被勤、各自直垂、
- 一、御手長并管領御倍膳、先度注申分各裏打、
- 一、御判始御硯役人、直垂、大帷、
- 一、就御元服、伊勢守殿御所役無之候、但猶可被相尋候、

一、評定始御沙汰并御判始當日可被行候、

一、將軍宣下廿四日、廿五日、廿八日、未定、大略可爲廿五日候

歟、追而可申候、

上書に如此、

攝津殿より注來太永元 十二三

此正文正筆、于時天正十三年三月十八日、兵庫頭様、空齋様御事也、進申候也、定而可有御座候、但失申候歟、重而留如、此、

一、節分方の事

節分御一獻方の事

- 一、御太刀 一腰金代二十疋申付也、
- 一、御馬 一疋但近年者代三百疋也、在富方へ渡遣之、

已上

御目錄之次第如此、但御自筆、

- 一、御貳三獻料之事百疋、近年者中島に申付之、
- 一、供御料事三百疋、太田孫右衛門尉方へ下行也、
- 一、鷹 一同太田かたへ遣之、
- 一、鹽引 一尺、同太田かたへ遣之、
- 一、蠟 一桶、少、同太田かたへ遣候、但到來次第也、
- 一、ふりこ 一桶、同太田かたへ遣之、
- 一、御かはらけの物數五、組屋二也、信濃へ申付也、

一、御樽 三荷定、但御用次第申付之、中興かたへ下行也、

一、御らうそくの事、但大三丁、小十丁、前にもあり、引合也、引合

一、御船の事、但大引に小引其外松原、數は不定、御料紙蛸相州へ遣之、調進例年如此、

一、殿中御打大豆事、於供御所調進、御下行代二十疋にて、下笠次郎左衛門尉に下行之、注文等在之、供御の御すべり御拜領なり、

大永元年十二月十三日

巽阿判有也

右正文兵庫様江進上之、定可有御座候、うせ申歟、小日記留略之、

一、貞孝之御調進節分御示繪所は、一兩年上京小川扇屋にて被書之、又其後狩野法眼弟子に峠右近と申仁、御被官人御扶持人候、其時にか、せられ候、又その、ち公方様光隱院殿御代に、其等福山新五郎時御舟の繪の事、

公方様朽木より御上洛、二條妙覺寺に被成御座より、其時貞孝様は御宿妙蓮寺と申所に御座候、

公方様と御臺様は大引合御舟ニツ、又御造子御所御

所様は小引、上臈中臈御末女まで杉原に入、次第およそ調進、或時節分御伺公候て御入候へば、御所々々様の御舟不定にて、俄に福山繪筆持て參との御使被下、二條春日御局さま御ゑんにて、不定の御舟をかき申候、彼節分御舟圖相濟、むかしるづ有其にて調申候事も候し、

一、節分方御一獻も伊勢守殿御役にて候、豆御うち候事御座の間計、殘所は御同朋衆の御役にて候よし、承及候事、

一、白紙少餘空地候間、ふるき反古之留書、若落字候半歟、

此御法度夢窓むさう國師より尊氏將軍様江、

武士人倫可覺悟事

慈悲 正直 堪忍 思案等

和合爲城 油斷爲敵

一、不レ漏レ貴賤レ可レ愛レ人間事、

一、學問書筆嗜二兩道可レ知レ金言事、

一、專合戰軍配可レ嗜レ弓馬事、

一、不レ亂レ主君父母禮儀可レ存レ忠孝事、

一、哀レ愍レ百姓可レ致レ憲法沙汰事、

一、詩歌管絃蹴鞠亂舞以下缺カ

一、辨レ生死無常因果可レ念レ後生菩提、

一、尊レ崇佛神修レ造堂塔可レ願レ家運事、

一、尊氏守レ此義治レ天下、近年大内政和守レ之治レ國畢、

一、反古の留にあり不レ入事に候へども、文體御聞なされ就レ都鄙錯亂、近日洛中洛外猥候由、言語同斷候、所詮向後非分儀申懸族有レ之者、支置可レ令レ注進候、以レ其上レ堅可レ申付之候、恐々謹言、

十一月廿七日

三好下野入道 宗訓

石成主稅助 友道

三好山城守 廣長

上京地中

今度退散諸侯之衆官人并伊勢守牢人、京都徘徊之由有_二其間_一、隨_二具合_一可_レ被_レ加_二成敗_一之上者、足弱等抱置、預物以下渡遣輩在_レ之者、爲_二町衆_一相支可_レ注進、若於_レ令_二用捨_一者可_レ被_レ行_二其罪_一之由候也、仍狀如_レ件、

永祿八

元 治

八月廿三日

長 清

上京中

一、ふるき抄物もちたる人候間、何にても見當候はば、重而書寫進上可_レ申覺悟候事、
一、惡筆付憚共可_レ被_レ成_二御覽_一候、進上申度により、慮外又人のあざけりもいかいと存候へども、如此に候、仍如_レ件、

辰月月

書寫之上

此一冊者、京都將軍之同朋衆澤巽阿彌之覺書也、慶長年中迄存命に而ありし老人也、伊勢兵庫貞衡若年之時、京都將軍之故事共尋問に付而、此一冊書記贈_レ之者也、

百和香 卷之十七

土氣古城再興傳來記

- 酒井小太郎定隆殿奉公被_レ出_二事
- 日泰聖人定隆殿船中御物語附法力事
- 土氣古城再興の事
- 國內改宗并改_二善生寺本壽寺山號_一事
- 日泰聖人病者御祈禱附入寂事
- 生實城落城附高府臺合戰事
- 池野和田落城附多賀藏人自害事
- 野田合戰并竹内太郎左衛門手柄附民部卿忠文事
- 本納城落城の事
- 伯耆守康治殿縣大明神參籠の事
- 一位殿尊の事
- 小田原落城并氏政自害同系圖の事

濱野村本行寺炎上附多賀内膳落馬の事
土氣落城酒井與左衛門殿同庄三郎殿被_二家康公へ召出_一事
酒井代々_二泚法號_一事

酒井小太郎定隆殿被_レ出_二奉公_一事
上總國山邊郡土氣城主元祖は、酒井小太郎定隆と申て智勇兼備文武達人也、元遠江國の住人にして、從_二御一門_一其時之公方足利義尙公に被_レ成_二御奉公_一、去れ共御知行少知なる事を無念に被_レ思召、御知行殘石御一門御預け、主從四人にて關八州を心懸、武者修行に被_レ出、其時御供申せしは今の平山土佐守先祖と、藤代佐渡守先祖と、竹内出雲守先祖此三人也、是出雲守中書殿日樂之御事也、妹婿に成曲輪の内に御住宅也、佐渡守は一歳土氣谷に被_レ居候事もあり、土佐守は土氣の内知行は駒込村にて、藤榮惣治左衛門兩人

にて知行す、此三人先祖御供にて御出の頃は、康正二
丙子年と左門殿被仰、其時分關東殊の外成大亂にて、
京都の公方は將軍義尚公、關東鎌倉之公方は成氏公
在す、彼君へ罷出、君臣悦し稽首し蹲踞して、無事
給仕し給ひける、其時の管領上杉右京亮憲忠を討罰
し給ふ處に、其家臣長尾景虎が一族依逆心成氏公
鎌倉を落て、御一家の御地なれば古河の城へ移る、其
時に定隆殿思召様は、尤一度主従の約束をなしてよ
り已來、主は恩を以し臣は忠を以事ることなれば、主
従の約を違ふ事雖不有勇士之道、我れ本國を出し
より、君に仕へ忠を盡さんとは非ず、名を立家を
も發せん計也、今此君に奉仕不達本意、則根捨如
附枝葉、爰に房州の國司里見義豊と申は、安房上總
兩國領して、且つ清和源氏の名家數代弓箭の譽れあ
り、我常に欲試其士之軍慮とて、三人之御家臣を
卒て、文明年中古河の城をば出られけり、

日泰聖人と定隆殿船中御物語附法力之事

夫より亦本國濱野郷へ赴き給んとて品川より至、曉
船を從給ひける、其時分は品川より濱野郷へ渡海の
折節なれば、定隆殿主従も房州に趣んとて此湊へ來
り、其夜一宿して同船に乗り給ひける、海上を行事既
一里計にして、猛風忽に起て漂流南之外海せしか
ば、乗合の旅客周章事無限、聖人少も不給騒、船
に立て則唱誦神呪之肝文、封玉女神呪法、巨海の暴
水に投給へば、忽順風歸帆逃危難、最如斯有たけ
れ、昔大聖上尊の在世說法の時、八大龍王參り向て申
しけるは、佛德尊高にして萬德自在也、三世の智惠
を極て十方世界に明也、然れども猶御心に叶ざる御
事や御座候と申す時に、佛答て曰、我能萬德圓滿にし
て自在の身得れども、心に叶ぬ事二種あり、一には娑
婆に久住して常に說法し、衆生を利益せんと思へど
も、分没无常の境は、百年の間涅槃の雲に隠なんと
す、是心に任せぬ愁也、二には我涅槃之後若善根の衆
生ありとも、爲魔王二障碍せられ、所願成就之者不

其頃下總國千葉郡濱野郷に、日泰聖人とて智行兼備
碩德あり、御諱は日泰字は心了、後に號圓頓房心了
院、有時母深夜に一粒を手に取り、光耀と夢に見て則
懷孕せり、永享四千子年に洛陽白河に誕生し給へり、
幼時法華を習給ふに、未幾八軸を皆通理し給ふ、夫
より尋敏悟天台教章、遊歷三井南郡、學俱舍律部
瑜伽唯識、其性亦慈仁にして寒る者に脱衣、貧人に
與、資鎮に著法衣、三時梵行、無有懈倦、文明元己
丑年、於濱野郷昔の興廢寺、自構一字、即如意山
本行寺是也、兩總列什門累派、法華弘通伽藍の權輿
也、泰師住是縑素黎民を教化し給ふ、或時高座に上
り權實二教を説給へば、郷邑の男女參集り聽聞結緣
しけり、說法舌和にして辨智詞滑か也、集會の萬人
は隨喜の涙を流し、結緣羣參の道俗は歡喜の袖を絞
る、无始罪障の雲消かと被思、本有月輪之光照かと
疑ひ、難有かりし事共也、其頃武州品川本光寺へ御越
し、彼寺爲相續暫之間御逗留にて、法華弘通し給

可有、其善根の衆生を誰に預け可置共覺す、是亦
大成歎也と宣ふ時に、八大龍王座より起て佛を三匝
し、威儀を調へ尊顏を守り奉り、三種の大願を發て
曰く、一び我願たる佛涅槃に入の後、孝養報恩の者を
可守護、二には我願くは佛入涅槃後、閑林出家の
者を可守護、三には我願くは佛入涅槃後、佛法興隆
の者を可守護云々、日泰聖人は忝も佛法興隆の人
たれば、龍神納受し浪風忽に靜となる、定隆聖人視
威容倍尋常人、思謹で武運出世の法を問ひ給ひけ
る、泰師答て宣く、不遇妙經力用、武衛將軍賴朝は、
昔日永曆元年齡十四歳にて伊豆に罪せられ、往走湯
山隨妙法尼能く法華を唱給ひける、偶遇文學
拜父闕體、而旦暮に法華を讀誦して、父義朝の菩提
を弔、加之刑戮平氏、雪先祖恥、其上領天下兵馬
權、止是妙法力用而已、定隆重訊弓馬の家に生れ多
擊離敵、無罪難滅乎否や、普示鼻祖妙判大概曰、
夫沈針水不止雨空、蟻子を殺せる者は入地獄、

屍を切る者は不脱惡道、何況や人身を受たる者を殺せる人をや、但し大石も浮海、船の力也、消大火事非水用耶、小罪なれども懺悔せざれば惡道をまぬかれず、大逆なれども懺悔すれば罪滅矣、人一石を以て置水上、必没す、若石を置船上、必不没、若直死は入泥梨、如石水置、若臨死稱南無妙法、必不入泥梨、如石船置、是妙經大船之力用の效驗軌則也と宣へば、定隆感喜微笑して且謝曰く、治國握掌時、爲領内黎民悉令歸依秦師之妙宗、今日の布施に行參せんと、兼て約束をぞ被成ける、斯る談話未終船は無程濱野郷の岸に著ければ、船より上り給ひ、定隆を誘て入如意山中、跪三寶尊前慎で戴經受戒せるのみ、然て入客亭屢御物語有り、定隆殿も啜湯漬飯杯、夫より御暇乞申、主従共安房國へ通りける、

土氣古城再興之事

爰に安房國司里見義豐殿と申は、清和源氏の末葉也、

先祖大膳亮義益迄は越後の國の住人なりしが、後醍醐の天皇御謀叛の時、以一家好有、新田義貞に屬數度軍忠あり、安房國の贈守護代、夫より相續て當國に居住し給ふ、然に今義豐至時代、以自力上總一國を斬隨兩國を知行す、去程に定隆主従は房州に著しかば、暫く爰彼爰に徘徊せしに、無程御前に被召出、上方の弓矢沙汰亦は諸國就兵亂、陣の張り様、軍備逸々御尋の處、詳答之しかば、義豐殿御悦喜有て即以定隆士卒の棟梁とするに、行先不慮云事無く、其頃下總之逆徒等動蜂起して、亂總兩國へ亂入す、此故に民屋商家に至迄日夜安堵の不爲思、義豐親子歎之彼動亂を爲防、上總下總の境中野と云處に定隆を居置く、依之下總の道塞りて致て二度責來る事無し、さてこそ房總兩國靜謐にして、百姓は耕作の業懇に營み、商は己が家職を快す、去れば古語曰、得其人則其國以興り、失其人則其國以亡すと謂り、遂平定して國內永く一統せり、其頃武相兩

國は未靜とかや、義豐・義弘彼武徳を感て任越中守、且上總一國の中三分二を賜る、因茲要害宜き城を築に、土氣古城は四方峻岨にして、諸卒楯籠るに便り有りとして、即長享元年より同二年に至て悉く再興し、士卒を率て移り給ひけり、夫より尙詰々には關所を堅く居る、在々所々には國法を不猥、於士卒者以有忠賞を行、不忠の者罪せしかば、彌々國中靜謐にして、上下萬歳をぞ諷ひけり、

國內改宗并善生寺本壽寺改山號事

斯る折節濱野郷日泰聖人御出あり、而も旗下の諸侍會列し、御家中不殘名字の百姓迄參列せしかば、越中守定隆以下知青竹にて四方結埒綺閣を飾て、則秦師を屈請して饗應し、物盡美矣、聖人御所望有けるは、以是園中乞爲精舍給ひける、定隆殿不及一議御請申しける間、然ば寺號山號を可附とて、秦師即名如意寶珠山本壽寺、時定隆曰、當城より南に當て眞言の一寺あり、此も同く令歸一乘山寺號を改

むべき由被仰、因茲本壽寺の山號二字を取て、所謂寶珠山善生寺、今勝の字後代に改由亦定隆の曰、某先年暫中野村に居住仕候、依て彼所も某支配の地に御座候間、彼所にも營一字、彼爲村民悉一乘結縁仕度候、願は秦師入院し給へと被申しかば、即中野に入給構道場、如意山本城寺と申是也、秦師又爰に住して能權實の旨を談じ給へば、遠近の里人悉く羣集す、宗門を改普く什門に傾けり、去れば定隆は秦師智の至て深き事を尊隨喜餘に、我於有國領一刻不殘什門へ令歸依船中にて宣ひ、國中の貴賤は秦師の徳至て高事を慕が故、皆一宗に歸依して祈現當二世、其上若有聞法者、無一不成佛の明文に叶はん事、豈疑ひ有ん乎、依之定隆殿は長子左衛門佐定治殿に家督を譲り、大永元年辛巳の春八十七歳にて髪を剃り、名清傳入道、三男孫五郎殿隆敏被召出、東金の城を取立御隱居被成しが、同二年壬午四月二十四日に終に逝去し給ふ、即改名玄通院日傳、是則土氣東

金中興兩酒井の元祖也、御内室は去る永正五年戊辰六月晦日終らせ玉ひける、戒名は精涼院殿妙泰と申也、東金は孫五郎隆敏殿相續して名備中守、夫より酒井左衛門尉政辰迄五代、此時時カ^①に亡、

日泰聖人病者御祈禱附入寂之事

日泰聖人は延徳元己酉秋既に有上洛、被受權少僧都之任官、御歸國之後、八幡の郷八幡宮の神主市川刑部が一子、受疫癘之重病、口走て曰、我は是八幡之應用たり、親ら圓頓坊心了院と云高徳の僧あり、彼欲聞妙経讀誦呪法云々、則病者の近鄰會談して願日泰上人之御祈禱、因茲聖人彼所に至り、妙典圓頓者の講義を行ひ給へば、忽に病苦平愈の時、今拜妙経修驗、庶人悉く歸依泰師之門葉、以茲改宗の一類等構一字精舎願泰師入院、又暫雖爲爰隱居、明應年中再從本山請待有しかば、又妙塔山に住し給ひ有權大僧都任官、説曰、刑部が一子の救病苦圓頓の講義に依り、依之圓頓者と號、或云、字圓頓房と云に依て、明應七年三月泰師御年六十七、一朝卯刻獨陞

本堂梵行動修し給ふに、俄に臊腥の息風颯々たり、泰師怪て後を顧給へば、一人の女性幼兒を懷にして潸然として涕泣す、泰師其所以を問玉ふに、泪を留て曰、吾臥疫癘之惡病、欲産此子、忽氣絶卒、依最後産苦之妄念、沈寒獄之艱苦、其苦難堪、噓無物、適聖人の勝徳を慕が故に今爰に來れり、唯願は此一子を懷き、且つ吾が寒苦を脱せ給へと云もあへず泪に咽びけり、泰師不便に思召、自幼兒を左の衣に抱へ給ふ、即産女の一手に念珠の以大珠勸請本尊、深信に廻向して愛子を渡し給ふ、産女歡喜悅伏して曰、今奉預妙法之巨益、忽去寒獄不得敢苦事と云て、泰師を再拜して去て隠ると云々、因茲泰師左の御手寒冷徹肉、一生片手冰ゆと云々、然に泰師本行寺に歸給ひ、其微疾を示し給へば、僧俗女感じ集り來て各願結縁、其後泰師諸檀方を集て宣ひけるは、有我命近、吾止息せば則可葬北小松林間、既頭北面西臥給、乃拜曼陀羅隨衆唱題目、又頻稱爲

度衆生故方便現涅槃文、十指合掌の行年七十五歳にして怡然而入寂し給ふ、時永正三年丙寅正月十九日也、其夜聞結塔中、而も無息氣、則緇白男女悉集り戀慕涕泣せり、已而收取舍利、任遺命藏北小松中、泰師明徳の到る事、雖固多不暇載之、唯錄大概耳、

生實落城附高府臺合戰之事

清傳入道殿東金の城を取立隱居し給ひて跡、長子左衛門佐定治殿相續し給ひしが、房州里見義弘殿に屬して、大永六年十二月十六日、鎌倉渡海之節、折々に働き手柄し給ふと謂り、其後天文七戊戌歳小田原の城主北條平氏綱御出馬にて、下總國生實の御所源義明公と及合戰、其時義弘殿も房總兩國の勢を率て令加勢於高府臺、雖及對陣、公戰負て義弘殿は上總を指て敗北す、義明公は御親子共に討死し給ひしかば、生實城は天文七戊戌年十月七日落城也、代々高家の武士と承る、其以後定治殿は髮を剃り行傳入道

と名乗り、長子左衛門次郎玄治讓家督、然して天文九庚子三月二十三日死去、改名行傳日玄と申也、此左衛門治郎玄治殿時代は、所々在々心替りの者出來て、常陸國佐竹殿家來中衆に文通し軍兵を呼、或は佐倉へ文通し加勢を乞、土氣の城を責んとす、殿中一圓に身をやつし附き戦ひ、四角八方に敵を退る事、其頃老若知所也、廣大なるは不記之云々、玄治殿御子にかたわなる人あり、腰より下足縊無し、去れ共馬上の達者成事、御家中无並人、玄治殿如何成思召にや、板倉氏を爲名乗御家人に被成あり、板倉大藏介と名乗り、七十九歳一子儲、成人して長門守道治と申けり、玄治殿家督をば子息中務丞胤治に相續す、此書の序出雲守とは中書殿日樂の御事とあり、此胤治殿を中書殿と申、御死去有て改名日樂と申す也、中書殿日樂と云人外に無し、然胤治殿は御家中より御養子と見えたり、此故にや玄治殿御時代、土氣東金不和成し事あり、其濫觴を傳聞に東金の家中の曰く、土氣定治殿は雖爲長子、御本腹にはあらず、主君隆敏殿は雖庶子、本腹なり、總領と云つべし、然るに土氣の

風には立間敷物をと云、土氣の家の中の云く、總領家无
紛、入道殿も定治殿をこそ總領と被立なり、其上土
氣兩酒井の根本に非ず乎、東金は其枝葉也庶子也、何
ぞ東金の風を立んやと云、此事に依て兩酒井如水
火中惡かりしに、臼井の城主原式部大輔殿、總州兩
國の旗頭中立にて和睦有て、互に御出入有しと也、玄
治殿は弘治元年乙卯四月二十五日に御死去なり、則
改名は祐立日清と號、家督中務丞胤治殿相續し給也、
頃ハ永祿四六月宮谷八幡宮造營岩を切爲道也、同七
年甲子正月より二月二十日迄、下總國於國分臺大
成合戦あり、其頃關八州大略小田原の城主北條平氏
康・氏政幕下に屬せしに、房州里見義弘殿は彼下知
に依不從、氏康父子の人々房州里見を所責とて、
大勢を催し小田原を打立ける、義弘御親子先達て傳
聞しかば、居ながら敵を待請戦ん事武略の不足に似
たり、人馬懸引自在成野に出て可戰とて、房總兩國
勢を以下總國高府臺出向、去程小田原勢夜日に繼て

來りしが、房州勢を見れば、時の聲を發し具を吹大
鼓を打て責近く、房州勢心得たりと楯を堅し相懸り
に懸て、追つ返つ相戦事數日、雖戰暮更に勝負な
し、義弘殿斯ては何迄か戦んと、味方の勞ぬ先一攻
急に責んとて、荒手兵を先とし馬の鼻を雙て、敵の
多勢にて扣へたる所へ拔連て討て懸りける程、小田
原勢は數日の戦に勞れ助の兵も無し、其上敵よも寄
事非じと油斷して居たる所へ、大勢一度に咄と懸り
ければ、終に小田原勢戰負、捨鞭を打て吾先と逃たり
けり、房州勢勝に乗て進程、市川加齋の邊迄追懸た
り、義弘殿下知して曰、長追すべからず、臆病神の引
立られて逃敵恐に不足、勞れたる人馬を休歸陣すべ
しとて、鎧甲を脱て櫃に入歸國せんとする所に、氏康
父子以謀小金の勢を招き寄て、房州勢の後詰をさ
せ、折節西風烈しかりしに、四方の相圖を定市川加
齋の在家に火を放、前後より立挾て具を吹一文字に
咄と懸りしかば、房州勢途を失ひ、大將殿を始兩國

の諸士周章前後を失敵を防ぎ兼て、或は馬を海へ乗
入或は敵に取込られ、差違て死もあり、此時名を得
たる侍多く討死せしなり、義弘殿も馬を早て被落し
が、敵夫と見鞭打て追懸たり、其間纒にして既にあや
うかりける處、中務丞胤治子息康治山邊郡の家人等、
稻毛浦にて取て返し命を限り防ぎ戰ける、左衛門治
郎康治殿生年二十五歳、勢懸て大勢中へ切て入る、胤
治殿見給ひ康治討すな續けや者と下知して、父子眞
先に進む、誰か一人残るべき、切先を揃亂入て八方へ
斬て廻りける、小田原勢此勢にへきえきして、十町
計り引退る、胤治殿兵を一所に集め給に、討死多き
中に若菜豊前が父稻毛にて戰死す、豊前も髮の生際
疵を受たり、富永三郎左郎衛門討死す、康治殿も左り
の髮に一ヶ所、右の腕に二ヶ所、左の腕に突疵二ヶ所、
股に二ヶ所以上七ヶ所手負たり、如斯身命を捨防戰
ける其間、義弘殿は千葉迄落延給ひける、夫より敵方
餘り長追なり、日も暮故か次第に引ける故、身方安

堵して千葉と土氣との間、大なる田谷有を便に人馬
の息を休、己が國々へ引退る、頃ハ永祿七年甲子年二月二十日と云々
池野和田落城附多賀藏人自害事
爰西上總市原郡池野和田の城主多賀藏人・同舍弟兵
衛太夫兩人は、里見義弘殿に屬高府臺合戦に雖加
勢、義弘利無して引退きしかば、藏人已が居城池野和
田に楯籠、用心嚴くして居たりける程、氏康殿高府臺
の合戦に討勝、其勢強大に成て亦々里見を可責と
て、直に上總迄進發、子息氏政殿被仰けるは、最房州
を責ん事雖可、池野和田には多賀藏人、土氣には酒
井中務丞胤治楯籠、其外長南・小太喜萬騎、斯の城々
に敵大勢楯籠れり、前成敵を不攻して後敵戰州へ赴
かば、後結せられ身方難儀に及事必定也、先前度敵を
追拂て後、房州を責ん事心安候と被申ければ、氏康
殿尤と固然、先池野和田を責よとて十重二十重に取
卷、荒手を入替々々智謀を廻し、息をも不繼攻たり
ける、去共城中圍堅して百餘日までぞ堪たり、漸く城

中兵糧盡て、強兵も防兼て見えたり、多賀藏人今は是迄と思ひ、兄弟鎧を提門外へ走り出、突伏切伏散々戦、焚會が働ありと雖も、多勢に不勢不叶して、兵衛太夫は討死す、藏人後を屹と見たれば、早兵衛太夫は討れぬ、今は久敷戦て何かせんと、大廣間へ走り歸り、腹十文字に搔切り臥たりとなん、小太喜城主正本大膳も、池野和田の後詰をせしが、不叶して引退く、其時落書に、

正本にて結たる桶の籠きれて水も溜り池野和田哉

中務丞胤治親子は池野和田落城と聞て、扱は氏康當城へ攻來ん事必定也とて、用心嚴して寄來るを待居所に、氏康殿如何思ひけん、還て和融の使を以て被申しは、疇昔先祖北條氏茂早雲入道と、貴公の先祖清傳入道殿とは、朋友の交深く互に水魚の交り思ひあり、今又我れ對胤治更に意恨なし、自今已後其方より怨を結ずんば、氏康何ぞ胤治に敵せんや、昔の好を不_レ忘今氏康に力を加へ給へ、其清傳と早雲

申合の文書ありとて、再三扱に及、胤治殿力に及ず、此時より里見を背き小田原の幕下に屬し、長子左衛門次郎後任守人質になし、氏康殿の御供して小田原へ被_レ登ける、

野田合戦井竹内太郎左衛門手柄附民部卿忠文事池野和田落城の後、中務胤治殿背_レ房州_一小田原の幕下に依屬、里見義弘子息義堯立腹有て、土氣は代々當家の幕下也、然る處胤治先祖の好を忘れ、小田原の從_二下知_一、剩_レ向_二當家_一欲_レ彎_レ弓放_レ矢條々、甚不儀の至也、彼等が无道を不攻して其儘に差置_ルカ今日迄二心無き武士と見えしも、明日は敵となつて如胤治一難を結ん事顯然たり、且つは世の見せしめ也、其上に窮鼠卻て嚙_レ猫と云事有り、努々不可_レ緩、胤治父子を責落、跡の所領を闕所の勤忠の輩に可_レ宛行_一とて、六百餘騎の軍勢を催し上總を指て向ひける、既に閨井戸草苅村に懸て、千葉と土氣との間に大きな田谷有るを形取陣を取る、此事土氣へ聞えければ、兼大

勢を催し瀧臺へ出張す、時兩陣鯨の波を發し互に入亂て戦たり、土氣勢も義に進み、今度の合戦に後ろを見せては後日の嘲り、一期の浮沈是時に有り、荒手の兵を入替々々、東西に靡南北に分れて、萬卒面進して一舉に死をぞ争ける、房州勢長途に勞れ、其上可_二入替_一荒手の勢はなし、終日戦に草臥れ終に備を亂し、馬の足を立兼吾先逃ける、爰竹内太郎左衛門と云者あり、敵の色めき立て逃支度をするを見て、兼て案内は知、道を廻て先へ欠拔、敵の逃て行道の傍なる小笹の影に隠れ居、元來半弓の上手差詰引詰射たりけるに、徒立ち馬上以上十四五人矢庭に射て落す、其振舞比類なくぞ見えたりける、房州勢是を見て唯一人とは思寄ず、敵大勢にて道を遮と心得て、蜘蛛の子散が如く散々に成て八方へ逃ける、其頃野田合戦と申せしは是也、土氣勢は勝時を咄と擧げ靜に陣をぞ引たりける、康治殿被_レ仰けるは、今度の軍忠に於て何れ雖_レ無_二甲乙_一、竹内太郎左衛門が働は諸人に勝

れ覺れば、抽賞宜可_二沙汰_一と宣ふ所へ、富田伊豆守被_レ申しは、最有_レ忠輩に恩賞を可_レ被_二宛行_一事定法に候といへども、太郎左衛門は此度の合戦に、十人餘の武器衣裳を剝取、過分有徳に罷成候候へば、別の御恩賞に及問敷にて候、其故は太郎左衛門一人の手柄とは難_レ申、勝誇たる御方の大勢後ろに扣へたるを頼て、一人抜出て敵大勢を討たるにて候、身方大勢後ろ楯候はずば、太郎左衛門は一人也、敵は大勢也、縦ひ猛威を振舞とも、一人と見ば敵取て返し、太郎左衛門可_レ討、身方大勢にて大風の吹が如く追懸し程に、敵取て返す事も無く、太郎左衛門無_レ恙思の儘に武器を剝取、己が所得に仕候、敵を討ち或は手を負せ或は追しりぞけ杯とし、一命を経んじ働候士卒餘多御座候處に、彼一人を被_二召出_一恩賞諸人に勝候はば、士卒の働は一向無きに似て、上を恨るの本にて候、唯穩便の沙汰に被_レ致候へとぞ被_レ申ける、康治殿實もと思召御氣色成ければ、板倉長門守被_レ申しは、恩賞を不_レ被

下ば僻事たるべし、士卒陣に向て命を輕んじ、謀を成て敵を欲討、恩賞預らん爲也、伊豆守一人の手柄に非と被申條難、心得、總て陣に向て我父を以力とし、人は我を以力とする事皆以如斯、太郎左衛門謀有故に、諸人を出抜先へ廻り十人餘の敵を射て落は一人の手柄に非や、武具を剝取は上の御恩賞非、自身所得なり、忠有輩を不賞士卒向陣不可働、其上折指邪を算立恨憤て上を侮則は必法敗る、法敗れば亂國の本也、速に恩賞を被行候へと、再三雖及諫言、伊豆守更に依無同心、太郎左衛門終恩賞に洩れたり、日月雖誠照、覆雲奪光、康治殿速に恩賞の沙汰すべしと被仰しか共、伊豆守が佞言に傾玉ひしは誤り也、賞中其功則有忠者は進、罰當其罪則有咎者退くと云り、長門守被申如く、其分々に隨ひ御恩賞を不行、則ち士卒陣に向て勇無し、懈怠の本也、將謀をなして雖戰、士卒に怠り有時は難得勝利、然大將の損に非や、昔平親王將門追討の節、小野宮殿

依一言、民部卿忠文終に恩賞に漏れ面目を失ふ、依之惡靈なる事傳聞處に、怨靈を宥め可申とて忠文を神と祝ひ、宇治に離宮明神と云は是也、誠に其恨の通じけるにや、小野宮殿御子孫は絶えけるが如し、斯る例も有るぞかし、何ぞ前車の見覆を後車の誠とせざるや、是故長門守と伊豆守互に中惡敷成て打過ぎけり、頃は永祿八年の事也、

本納城落城之事

或時同國長柄郡本納城主、熊大膳亮心に思ひけるは、土氣は代々房州里見家の幕下に屬せしに、今房州を背き小田原に屬す、因茲房州里見家の憤り深し、是時我一戰を思立房州より加勢を乞請、土氣城に攻入胤治父子を討取、彼が支配の地を押領せんと思ひ、先房州へ加勢を乞べしとて、頓て使者を被立けり、誠事の洩易は禍を招く中立にて、先達此事土氣へ聞えしがば、胤治殿父子大勢を催し、房州より加勢來らぬ先に責よとて、態と夜更け人靜て打立けり、既に城

の後成さやとの山より、石弓を投入或は鐵炮を放て責入ける程に、折節一騎當千の者共は房州へ赴く、其上夜更の事なれば、帶紐解緩々と寢入たる所へ、大山の崩る、如く攻入しかば、名有者共少々居たれども、周章取ものも取敢へず八方へ逃散し程に、大將黒熊大膳亮たまり兼て切腹す、殘る者も跡方もなく逃散しかば、辰刻落城也、寄手は勝時を上たりけり、康治殿被仰けるは、東方大道は當城に行當て無用心なり、町より南の方へ廻るべしとて、則濱海道を用る也、落城已後築立し故以後堤と云り、さて城代三人置く、板倉甲斐守、摩呂因幡、板倉右衛門佐なり、委細は兩郡の男女知之故具には不記之、房州へ赴し者は加勢を安々乞請、悦て道を急しかば流山麓に著く、斯る處へ落人共來て、大息繼て落城の旨を物語す、使者に行し者共泪を流し、齒をかむと云へども甲斐ぞなく、加勢の者共は房州へ歸りしかば、大膳亮家來共は急ぎ法目村へ來て、吉々隱謀の企せしを、己が土

氣へ告知せしに紛れなしとて、科もなき者共十人忽に殺害し、何れも立並て一度に腹をぞ切りたりける、さて殺し十人の塚をば法目と萱場の境に築立て置也、夫より房州へ内通の野心の者有時は、逆寄にして切隨ひ、街には頸を切て掛並ぶ、詰りくには關所を申付、胤治殿父子片時も油斷なし、夫より以前里見義頼と取合、雖數年經、當時何の妨もなし、さてこそ上總半國御手に入たり、十四ヶ年の内に十里四方に敵一人もなく、土氣東金の氏百姓安閑と月日を送る、永祿十二年の頃より姉ヶ崎、摩呂、谷長萬騎、小太喜、勝浦、右の城々小田原氏政の御手に入屬す、其時土氣東金兩城は朝夕合戰の談合止事なし、されば名字の百姓御扶持方被下、田畑を耕時は畔疇に鍵長刀、或は藤柄の小脇指大小を伏置き、城中にて鐘を突太鼓貝を吹ときは、耕地より直に上り先帳面に付き、一番鐘を突時は兵糧を遣ひ、二番に太鼓を打時は鎧甲を著し、其外萬支度を調て、三番に貝を吹時は、御家中

其外名字の百姓迄、不殘城内へ可相詰、由御觸出也、如斯相圖をさだめ置き、康治殿更に御油斷なし、さて中務丞胤治殿は、天正五年丁丑五月二十三日御逝去、法號日樂と申也、

康治殿縣大明神へ參籠の事

天正七年伯耆守殿御祈禱の事ありて、諸家中御供にて於縣大明神三日御酒宴被成事あり、狩野右京亮を被召寄、牛若辨慶を繪に書き若菜豊前贈之、寶殿に掛置く、爲後代書付置者也、

板倉長門守判

一位殿噂之事

伯耆守殿弟に僧と成て一位と云惡僧あり、生つき惡にして善心の辨を知らぬくせ者にて有しが故に、又は一子出家すれば九族天に生ずの儀思召が故房主に被成しが、天正十八年正月二十三日、宮谷本國寺日典上人土氣へ振舞に御出被成しに、其晝一位殿本國寺へ參申様、惡僧こそ今日より此寺の住僧也、皆々其

分可心得とて、直に寺へ入て磬臺に登る、寺檀大に驚き早速土氣へ申上る、殿様以の外御立腹なれば、難成早速、日典上人は先畑ヶ中村に御住居成りければ、御立腹彌増御役人申付追拂せ給しかば、一位殿も雖爲立腹有無不及力、直に房州へ赴き里見殿へ罷出、土氣の城を惡僧給り候はば、兄伯耆守を討取り首を御前へ備申さんと委細に披露せしが、其内病に取付長南迄來て相果てたり、煩は骨の痛病也、淺間敷哉、縦ひ佛道修行の心迄は無くとも、何とて法を猥て上を輕んじ、其上恩愛の兄を討んとは計りしぞ、去れば經にも、百千歳が間百羅漢を供養すとも、一日の出家の功德には不及、譬人有て七寶の塔を建事高き三十三天に至とも、一日出家の功德には猶難及と見えたり、斯る無道の心を以て、莫大の功德を得べきか無覺束、日典上人は翌年の正月まで畑ヶ中村に御座して、歸寺被遊候、我等隨分と骨を折り申候故如斯書置者也、

板倉長門守道治判

小田原落城井氏政自害同系圖事

永祿十二年の頃より、關八州の諸大名大略小田原の城主北條平の氏政殿幕下に屬せしより以來、兩總州も靜謐にして緇素黎民共に安堵し、誠に歸雁歌霞、遊魚戲浪、雲雀沖野、林鶯囀籬、禽獸尙春の樂に遇ふ心地なりける、盛者必衰ふ習ひ、關東の武士可滅亡一時刻にてや有けん、既に天正十八年寅の七月六日に、小田原落城始として、同八月迄に關八州にて七十三ヶ所落城せり、其頃羽柴太閤秀吉公日本國を大略雖切從、小田原の城主氏政直末御手屬、因茲大勢之軍兵を催し、小田原の城へ押寄遠卷に攻たり、常陸下總安房上總所々の城々へは御家臣淺野彈正少弼石田治部少輔を及芝田真田等を大将として被攻之、或は責落し或は降參計るにたがはず、譬は大風の草木を靡が如く、伯耆守康治子息與左衛門尉重治、同庄三郎直治親子三人は、去る春の頃より小田原

へ籠城せしに、太閤秀吉公より土氣迄書札を被下、因茲諸家中不殘集會して終日雖評議難決定より、金谷に平賀と云者あり、彼道中達者にて甲斐々々敷者なれば、彼書狀を爲持小田原へ遣す處、戰國の習ひ所々の關所嚴敷して鳥ならでは難及、平賀斯ては叶まじと思ひ、頓て海中に飛入七里が間の波を安と游越し、小田原に進寄ける、誠に匹夫武士にありたきは走馬強弓水練なり、戰場に至ては用る事多からん、夫より城内へ入て即御狀を差上る、折節氏政の御前には八州の諸大名相詰軍評定成けるに、是は取次の武士、太閤秀吉公より伯耆守殿へ御狀とて差出しける、康治殿於御前開之見給へば、關西加勢ぞ淺野彈正少弼と申合よとの御文章なり、氏政殿を始一座の武士是を怪事無限、康治殿此書狀を火に入、二心無旨神明をかけ起請し差上しかば、氏政殿も疑を晴し萬事に底意なくは見えしかども、役所を替よとて被仰付、不及是非始の役所は原式部大夫殿

組内成を引替、御廢の邊りにて合戦すべき場も一向無之所に、兩酒井は座したりけると、去程に太閤秀吉公日をつぎ數日雖責之、以の外強して不落處に、城の東井細田口をば、氏直の弟太田十郎氏房防之、此口へ向し寄手の大將羽柴下總守一旦の謀を以、秀吉公と氏直と和睦有るべきの使を立處に、氏政父子運の盡期にてや有けん、其深意を不悟して是は秀吉同心金斷の心地と思ひ、和融可有返事して既に七月六日出城ありしに、元來計略なれば終和睦なし、因茲氏直は高野山に登り蟄居し給ふ、氏政は子息氏直と秀吉は依和平無、同十一日於城内一切腹し玉ふ、秀吉公は北條の一族悉く征伐し玉ひ、以其勢直に陸奥・出羽へ進發し玉ひける、抑北條家先祖早雲入道と申は、小松の内大臣重盛十六代の後胤、伊勢駿河守照康が次男新九郎長氏也、智仁勇の三德備て武勇萬人に越えたり、駿河の國守今川五郎氏親は伯母賀なれば、駿河國へ下向し氏親の扶助を蒙り、伊豆と駿

河との堺高國寺の城に居たり、爰に足利大將軍義教卿の四男左兵衛督政知朝臣は、伊豆國北條堀越に御座しけるが、延徳三年四月五日卒去し玉ふ、嫡子左馬頭義通次男茶々丸殿、北條堀越の城に御座しけるを、明應元年四月五日、前左兵衛督政知朝臣の第三周忌日に當て、悉く責亡しより、近國の武士我も々と附隨、其時氏を改法體の姿となつて、北條早雲瑞公と號す、同明應三年極月二十八日、伊豆國の北條を打立て小田原の城主大森筑前守實頼を責落し、夫より入替て小田原の城主となり、武威を關八州に震也、濱野村本行寺炎上附多賀内膳落馬の事、爰に池野和田の城主多賀藏人が一子多賀内膳は、父藏人滅亡の刻未依爲幼稚、其死を遁れ、同道長柄郡舟木村の内八反目と云所に深く忍び、宰人の身と成り、朝三暮四の樂にて世の安否を窺處、永祿七年池野和田落城より二十七年に當て、小田原落城す、此時内膳思様は、既に康治は先祖より代々我父と同一、房州

左馬助義豐の方にて有しに、胤治其堅石を披り氏政の幕下に屬せしこそ遺恨なれ、先高府臺の合戦の時父藏人一人のみ忠義を存し、屍を曝戰場子孫の繼營を失、此野心可晴時節なれ、其上禮記には父の誓は共に天をいたかぬと云り、今幸に關白の勢に降參し、氏政が下知に屬せし在々の餘黨に懸合ひ、鬱憤を欲散とて、天正十八年寅の七月下旬、同朋大島小太郎と申合て、豊臣軍師の大將淺野彈正方へ降人に出る、去る程に土氣の城に残りし康治譜代恩顧の勇士等評議して云様は、既に小田原は去る十一日落城す、依之關白の軍兵西の濱邊に亂入り、無三尺地一彼勢を従ふ由風聞有り、然ば此城に死期を待て敵に取巻れ、やみくと可切腹事無念の至り也、濱野郷如意山は御先祖より、清傳入道殿より御代々御寄依建立の伽藍也、分内も廣ければ士卒楯籠便もあり、城には見せ勢を少々殘し、彼寺に隠れ居て後より押寄、敵按に相違して猶豫する處を、心を一にして前後よ

り切先を雙切て懸らば、何萬騎の敵なりとも一度は散さで可置かと、名を惜みを命を輕んずる勇士等評定既に定けり、是事多賀内膳如何してか知けん、頓て淺野彈正方へ披露せしかば、康治家人等の籠ざる先に本行寺を放火すべしとて、傍輩大島小太郎依爲案内者、差副二三十騎計にて本行寺へ被向ける、即多賀内膳情なくも火失を以て本堂の方へ放つ、猛火南北より吹懸て諸堂一時に灰燼となりぬ、自夫陣所へ歸とて於途中落馬して、血を吐忽に狂死せり、大島小太郎見之、さればこそ知德權化開關の大伽藍を燒失し御罰を蒙り、我槿花先達の身を以て斯る精舎を滅せし當來罪業永劫苦可沈、雖然難背一旦主命、此猛惡に與す、兎角我が命を炎火の中へ亡失して、其罪障を謝せんにはとて、夫より取て返し葦毛の馬にのりながら、炎の中へ走り入り燒失けり、頃天正十八年寅八月朔日、兩人同日に死失たり、是誠に如意山本行寺可及衰微兵火也と緇素黎民の男女暗

然として愁念頻也、

土氣落城 井酒井與左衛門・同庄三郎殿被家康公
召出事

去程に土氣の城に籠し康治譜代の諸侍は、濱野郷に陣を取て上方の勢を後より攻べしとて、兼て計略を廻す處に、多賀内膳に被推量計略既に相違してけり、依之此城を枕とし討死すべしとて、金鐵の如なる武士共敵寄とひとしく切て出、命を惜み防ぎ戦といへども多勢に無勢不叶して、即城をば淺野彈正少弼に渡す、康治公御親子三人は氏直と同出城せられしが、八月十日小田原にて家康公へ御目見え有て、漸く二十日時分に御歸國被成、若菜豊前所へ御入、其後中次村に小庵を結び暫く御住居也、御入國編入の節田地百石御領内にて被宛行、宰人にて御座ませしが、亦小田原へ御越しなされ、康治殿は石淋と云御煩にて、慶長十三年戊申十一月三日に御逝去、即法號日慶と號す、土氣の城は酒井越中守定隆殿より、此伯

者守康治殿まで五代にて亡、長子與左衛門尉重治殿・同庄三郎直治殿御兩人は、三浦監物殿御取持にて家康公へ被召出、兄與左衛門殿は御知行武藏國尾羽根と云所にて九百五拾石拜領す、御舍弟庄三郎殿は御知行上總國粟生野村林日當村千澤村千石、此庄三郎殿は伏見の御城御番頭被仰付、御勤の處、組の内五味金十郎と矢倉の三階にて口論被致、腹を被突通ながら、代々相傳の端刀を抜き拂ひ給へば、金十郎は二ツに成て死す、御自分も痛手なれば即座に御死去、時に元和三丁巳十一月三日の事也、改名は授記院慶舎と號す、御子息源五郎殿と申て、未御幼少なれば鳥居左京殿御預り、其以後松平大膳大夫殿に御預け、酒井彌惣左衛門殿と申、御扶持方分に二百俵のよし、與左衛門殿は江戸御住宅にて、寛永七庚午五月二十三日御卒去と云、改名遠量院日壽と號す、右は板倉三郎左衛門治勝口書にあり、御兩家ともに御子孫繁昌して江戸にあり、與左衛門殿御子息は酒井市郎右衛門

と申候、以上、

一、小田原落城より土氣落城迄は、酒井庄三郎殿御書附を用る、

一、與左衛門様・庄三郎様御尊は、板倉三郎左衛門治勝口上書を以す、

一、野田合戦八幡宮一位殿御尊は、板倉長門守書置を用る、

右何れも年號月日懺成者也、
酒井代々并法號の事

初 酒井越中守定隆

初小太郎後
清傳入道

法號玄通院日傳

大永二壬午年四
月二十四日

清涼院殿妙泰大姉

大永五辰六月晦日
右御奥

二 酒井左衛門佐定治

後行傳入道

幽玄院日玄と號

天文九庚子年三月
二十三日去

三 酒井左衛門次郎玄治

法號祐玄日清

弘治元乙卯年四月
二十五日去

四 酒井中務丞胤治

法號 日樂

天正五丁丑年五月
二十三日去

五 酒井伯耆守康治

法號 日慶

慶長十三戊申年
十一月三日卒

妙合

右奥
天正十五丁亥年
月不知九日

與左衛門殿
庄三郎殿 御母儀也

遠量院日壽

寛永七庚午年五月
二十三日卒

酒井與左衛門重治殿御事

授記院慶舎

元和三丁丑年十
一月三日卒

酒井莊三郎直治御事

跋

酒井家之記録一卷、藏於上總國山邊郡土氣村本壽寺者舊矣、癸丑歲予蒙台命製上總國地圖之時、請得諸本壽寺使備書者寫之、以爲家珍云、

寛政乙卯三月

勢州 秦 樞 丸 識

右土氣古城再興傳來記一卷、借抄干秦樞丸(村上鳥之丞家、
寛政七年丁卯重九 杏 花 圖

土氣東傳記

△酒井小太郎定隆後に任越中守、八十七歳、清傳入道成中興、小太郎生國遠州、小知總領渡、康正二歳子春關八州兵亂に付、鎌倉御公方成氏公へ隨召出され、其頃上杉一族企逆心間、成氏公古河之御城、御落城あり、然間文明歳中房州國主里見義豊公召仕、文武之以達者、兩總州境仲野村居住、義豊之一子義弘時代、武相兩國之大亂、仍長享歳中土氣之古城再興、上總三ヶ二を知行、大永元歳辛巳春、八十七歳而號清傳、長子左衛門家督讓、其後東金隠居、本高二十一萬石の内六萬石隠居と分、殘而十五萬石本納黒熊三萬石入、亦拾八萬石となる、

△左衛門佐後號行傳、義弘屬大永六歳十二月十五日、鎌倉渡海之時所々にて働不_レ及_レ其驗、天文七歳中生實御所北條氏綱、於高府之臺對陣之時、里見家屬

出張、其後號行傳、

△左衛門次郎玄治、此時代雖一揆發、一家以武力所々一揆治之、委細不_レ及_レ記、二男大藏云、成板倉氏、酒井家人成、此人股有共足なし、然其馬上達者なること類なし、則長門守親父也、

△同中務丞胤治、永祿七年甲子正月、里見義弘、義堯親子屬、下總於高府臺出張、氏康、氏政出馬、小田原及合戰、房州敗北、同歳冬小田原兩上總迄再出陣し、及落城、然處多賀之藏人、小田原北條、酒井清傳、住舊交、及催促、胤治小田原之屬下隨、則長子左衛門治郎後任伯耆守康治、小田原之御供仕るなり、

△左衛門治郎玄治、此時房州義頼と取合數年經、然本納黒熊大膳之佐企謀叛之間即時打破、山邊之者共具知所、

大膳之佐房州軍有聞早速取返し、本納邑いり口にて落城聞則切腹、小田原證人二人上る、依康治子共口入與左衛門重治某、無程天正十七歳丑秋、親子三人小

田原籠城、翌歳寅七月落城、同八月歸國、居城淺野彈正渡、當家五代にて亡なり、

元和元乙卯正月十一日 直 治在別
板倉龜千代殿

右之通酒井直治殿御書付、御在判被成下候、此直治殿伯耆守殿二男、與左衛門殿御弟、上總國粟野邑・千澤邑、日當邑合千石當御世なり、家康公より御拜領被_レ成候、其頃伏見御番頭被_レ仰付、相勤之處、御組内五味金五郎少々口論^{被_レ脱カ}遊、雙方元和三歳十一月三日御遠行被_レ遊候、御子息源五郎殿と申、鳥井左京殿御預、其後松平大膳大夫殿預成、右大膳大夫殿、酒井彌惣左衛門殿と申たるなり、

右土氣城主五代、元祖小太郎殿此方御事、酒井庄三郎直治殿段々御書付被_レ下候、本書往昔之儀、遠江國酒井之家在_レ之由、小太郎殿以來のことなりと、直治殿口上被_レ下候也、

△板倉長門守親大藏相傳之書爲左注、

一、土氣城主元祖酒井小太郎申、御生國遠州之人にて、文武之達人數代之武家なり、御一門御公方義尙公に御奉公被_レ遊、小太郎殿も御同前御勤被_レ遊、然共小知成御一門御渡、主從三人關八州心掛、武者修行御出なされををろをなり、

竹内出雲守先祖、藤代佐渡守先祖、平山土佐守先祖、小太郎殿に附隨、三人之衆右にしるす、

此主人之先祖御供、此出雲守中書殿妹婿なり、曲輪之内任宅、土佐守住宅土氣之内知行駒込邑、藤榮惣治左衛門兩人にて知行する、佐渡守一歳土氣に居候事もあり、此三人之先祖御供にて御出候頃、康正二歳左衛門殿被_レ仰候、其時分は八州殊外成大亂に付、京都公方義尙公、關東鎌倉公方成氏公御座、彼君へ罷出君臣御喜悅之所、其時管領上杉一家、成氏公に對企謀叛間、御一家御城古河へ御落城被_レ遊候故、世有様御詠被_レ遊、彼小太郎殿右三人者、諸共に房州を心掛被_レ出候、安房國主里見殿家元來五人衆申、彼國持來

ると云共、諸事相談調がたきにより、五人の内一人大將に定、殘而四人は四老となして萬事勘と、天晴此家ならでは有まじきと相談究め、先房州指御出あそばされ、其頃房總兩州主は里見義豊殿と號して、代々房州在城成され、其時分上總より濱野邑にて品川へ渡海折節、小太郎濱野邑日泰上人御同船被遊、終日之船中にて御はなしの中に、法力而武士出世事相たづね御聽聞有、船よりあがり直御寺迄同道成され、湯付食杯進せ御暇申、房州へ御出國主に近より、終には御前へ被召出、上方之弓箭沙汰又諸國之兵亂、日夜鳴やむ無隙、仍之隣國切捕軍評議の御相談之處に、小太郎殿には、一として文武のかけたる事不申上、間、房州大に悦、此人ならでは國堺可居人なしとして、兩總州堺中野邑と申所に住城、下總より切々手入押よせ候、敵何卒通路無之様にと委細御頼下され候故、上總の民百姓一統安堵の思をなしける、然共義豊より義康の時に至る、武相大亂おこり明暮合戦

無止時、房上二州不靜、仍之長享年中土氣古城を取立御移遊され、その頃上總三ヶ二ほど里見殿より御拜領有之なり、そのとき越中守定隆と名のる、少間御休御住城成されける、然處日泰上人土氣迄御出て候に付、俄に御座敷つくり成され、上人様御入被遊、御馳走は無限、上人様御意には元來品川より同前に下り候節、武士出世叶なば、布施には御領内不殘法花宗成されべくと、御約束不違御所望由申候へば、越中守殿御法力誠以難有候之由申上、御座敷を直に御寺に建立、山號を

如意寶珠山 寺號 本壽寺と

日泰上人被仰出候、仍之越中守殿御領内に御觸有て、不殘法花宗に替宗被成候なり、同心無之族は遠島或は成敗に行候間、同心せずと云もの無く、御望たちまち相叶、永く法花宗をたつとび奉る、今の七里法花是也、其後歳うつり永祿七歲甲子正月、中務丞胤治、里見義

弘義堯屬、下總國於高府臺土氣より出張、小田原氏康・氏政及三合戦、房州及三敗北、房州指てにげたまふ、及三此時ふだいの名侍多討死、小田原勢あつと追ひ、馬を早めて寄せ來る間、義弘殿始諸大名周章騒事無限、然處中務丞胤治親子、山邊之家人返合せ、稻毛浦にて散々に合戦す、其時左衛門次郎康治二十五歳にて無三比類、働、表疵七ヶ所、小鬢一ヶ所、左かた右の腕二ヶ所、左に少し穴疵二ツ、股に二ヶ所、何も淺疵にはなく候へども、御本復なされ候は冷々敷有之、若菜豊前父も豊前もあやうく見へけれども、敵餘追もなく、日も暮れし故次第引退ける間皆々安堵の思を仕、馬を休息をつかせ、千葉と土氣の間大なる田谷有しを便歸宅有之、永祿七歲子の二月二十日の事なり、

公御親子ながら討死あそばされ候、至三其時生實之御城終につぶれ候、代々高家の侍なり、此時も兩國の武士敗北す、義弘は上總指て落たまふ、右永祿より以前の物語なり、永祿歲中に至、其時のきをい仍而氏康公上總國池の和田と言城主多賀藏人在城する、北條親子出馬有、夜日について責ける間、終に落城、藏人兄弟并兵衛大夫討死、則相州城をうけとり城代申付、偕胤治方へ御上使にて被仰越候、此方先祖早雲、其方先祖清傳と水魚好み不淺、未幾程も分へたること返々も殘念なり、然上氏康屬し戦功可有に於いては、永先祖のちなみを不忘からおん尤不少しと、文を以再三御催促被成候につき、胤治一門と評議有、終に里見を背き、長子左衛門次郎康治を人質にいたし、氏康之御供仕小田原へ御歸被成ける、小田原へ寄附するは永祿歲中の事なり、胤治心替しに仍て、房州へ心指の人々は人數を催し、土氣の城へ押よせると雖、中務少も

驚事もなく心をくばり防げる、併土氣よりは逆寄にて敵を討しぐあい、少もよはみを見、在々頭をか
けならへ候故、十四歳の中十里四方に一人もてきな
し、詰々の番所へ申付きびじく相守ける間、房州より
何の妨もなく、民百姓安日をぞ暮しける、偕社上總半
國手に入れ人数多有之なり、或時本納之城主黒熊大
膳佐と申城主、房州へ内通し土氣を亡し、彼所領を拜
領可仕との企にて、房州へ人数を所望にまかり越、
胤治聞之則御親子御出馬成され、左右の山より責
入、石弓を投鐵砲にて被三打入、本納武士は大方房州
へ行、折しも小勢なりければ、防無く遂に落城に及
る、大膳之助たまりかねて切腹す、右は永祿歳中の事
なり、偕房州勢同國衆流山と云所まで來りしが、斯と
き、此所より引返、本納勢は力無く取返し、法目
邑にて無科もの十人切殺し、何も町入口にて切腹
す、法目邑と萱場邑の間十人塚とて今に有之、諸康
治城之體見給て、下黒此東方大道は當城に當て無用

なり、町より南方に廻し可申とて南へ廻、海の道に
用るなり、落城以後塚築候故、以後塚と云なり、爲城
代三人置なり、板倉甲斐守、同右衛門佐磨因幡守な
り、永祿十二歳頃方々切捕ける故、東金領も土氣領廣
まり候へば、小田原にては姉崎久保田磨谷長南萬
騎、大田木は、正木大膳大夫城、勝補は正木左近大夫
城、如、此城主とも氏政の御手入故、彌以その城内之
百姓は心安く日を暮しける、下總は不及申、常陸半
國手に入、關八州氏政時代手に入候、山邊郡兩城武士
どもは安閑と月日を暮し、右の處小田原に不附間、
歳中に二三度づ、戦やむ事なく、仍之土氣東金の兩
城明暮合戦の談合計にて、片時もゆだなく、有、名
百姓は酒井殿より扶持方を取、田畑を耕すにも畔
に鎌、長刀立、藤柄大小を立置、土氣より鐘太鼓、良
き候時、耕地より直に上り、先帳面に付なり、一番鐘、
二番に太鼓、三番に貝と定、諸事支度有之、一つとし
て事關る様なく取計なり、雖、然有、生者必滅す、天正

十八歳の秋に至て關八州の武士滅亡時來、丑七月十
八日小田原落城、七月中より八月迄八州にて城數亡
十三ヶ所、大將秀吉公以、大軍責亡氏政、七月十一
日に御切腹、氏直は高野山へ御登被成、然伯耆守康
治は籠城折節、太閤秀吉公爲御使、土氣迄書札被下
候處、小田原へ籠城聞て、金谷邑の平賀と云道中の達
者故、撰之遣候處に、小田原表關所稠しく鳥もかけ
りがたく、依之海上七里をおよぎ越、秀吉公の御狀
差上候故、康治氏直御前にて拜見有けるに、上方勢
屬、淺野彈正可申合との御文章なり、伯耆殿御前
にて引破火に入れば、氏政親子御意に神妙なり、役
所替よとおほせられ、始の役所は原式部大輔殿組内
引替、御馬屋の當合戦すべき場所では曾不在處、兩
酒井在之異物候、八月十日に小田原にて家康公へ御
禮申上、漸々二十日時分下著、若菜豊前所へ御入被
遊、其後中次邑小庵結暫被成、御座、御國入之繩入
衆田地百石御領内にて被宛行、浪人にて御座候、其

後小田原御越節、石淋と云御煩にて、慶長十三歳申
十二月三日御遠行被成、御子息與左衛門殿、弟莊三
郎殿、三浦監物殿御取持にて家康公被召出、御知行
給候、御親父主殿人氣高様相見申故、伯耆守は家康公
へ疵物と被仰候、其時分專風聞あり、去共如何被思
召候か、此兩人は被召出、兄與左衛門殿知行所武總
國ヲン子と云邑にて九百五十石、弟莊三郎殿上總國
千澤邑、日當邑にて千石給候よし、右長門守自身覺書
寫之なり、
伯耆守第一位と云惡僧あり、曲者にて有ける間、坊主
にいたし、なり、天正十七歳の正月二十三日、本國寺
土氣へ振舞に御出之時、ひる時分宮谷へ一位被參、
拙僧住寺に可成由、土氣殿へ申上候へば、土氣殿大
立腹被成けれども、早速には難成指置候處、日典上
人畑中邑御入のよし聞たまひ、彌以立腹有て、役人へ
申付、一位を追拂はれる間、直に房州へ參、土氣城
拙僧に被下にては、兄伯耆守を殺可申と委細に

披露仕、其節病に取付長南迄來終に相果なり、煩は骨のなゆる煩なり、日典は畑中邑にをり、翌歲寅正月迄被_レ成_二御座_一御歸被_レ成ける、

△天正十歳の頃、伯耆守殿ねんぐわん之儀有_レ之、諸家を集_二於縣大明神_一三日の御酒宴の事あり、狩野右京佐筆にて牛若辨慶繪がき、若菜豊前守掛_レ之、後代の爲覺にしるしおくなり、午の十月十日、

酒井殿末孫、當松平家人大御番役卯右衛門殿、品川本光寺旦那、

三浦監物未孫、牧野駿河守家人城代なり、四ッ谷法忍寺旦那三浦吉左衛門、

里見義弘殿後胤當御代、池和田妙見寺旦那、

△大通院日傳 大永二歲四月廿四日酒井清傳入道
△清涼院妙泰 永正五歲六月三十日 御内處

△行傳日玄 天文九歲三月二十三日 左衛門佐
△祐玄日清 弘治元四月二十五日 左衛門次郎

△日樂 天正五丁丑五月廿五日 中務丞胤治

△日慶 慶長十二戊申十一月日 伯耆守康治

△遠里院日壽 寛永七五月廿三日 與左衛門重治
右書酒井一家祕傳之卷なり、他見他言仕間敷事、長門守清政筆押

右土氣東傳記一卷柳菴栗原氏所藏也、使_二入寫_一、
文政二年己卯孟夏十日

杏花園
御朱印 山邊郡土氣本郷
一高三拾石 本 壽 寺
同 壇生郡土氣郷 縣明神
一高五石 同 寺

百和香 卷之二十

日記歌

從五位下 孝 範

和歌の祕々をかきて守實_{號熊野堂殿 成氏の弟}にたてまつりける時、つゝみ紙に、

しきしまの道の光もおくあれど八千世の君にかきぞつたふる
ゐなかわたらひに侍けるころ、冷泉大納言入道
許に文奉りけるに、

おほけなき心を和歌の浦波にかけていたづら袖ぞ朽ぬる
十七日、いにしへは征夷大將軍家御弓はじめ、け
ふぞかしと思ひいでて、

梓弓けふひきをむるいにしへに春もさそひて立歸るなむ
雨夜もすがらおとづれて寒き明がたに、と山の
雪を見て、

明渡ると山は雪の色をへて麓にさゆるよるの春雨
ささらぎ中の十日あまり、花をこそなどまつ比

に、風さむく空かきくらしして、はては雪ふりいでて、ひめもすふいきなどこしちにいふらむもかやうにやと、ながめくらしたるに、となりわたらひしめたる宗春法師の、くれにかゝる空をば、心あらんわかきものなど壽とふらん、又した待もすらんなどと、たはむれ事申おくとて、
ふりかへす雪の心をうらみてもしたにや君が花を待らむと申おくりたる返事につけて、

春さむみ花は心もかけぬよにふりくる雪ぞなきけがほなる
其夜空もさりげなくはれて曉ちかきほど、さすがになさけあるひかりの春とも見えす、又冬のおもかげとはいひがたきに、雪のはるくくとつもりたる詠めつゝ、さえかへるをもわすれたるをりふし、よみ侍りける、

月は今朝かすみよきて在明に春ふりかくす雪の色かな
年久しくなれわたる友たちの侍しが、をのわらはにめてて、子にてあれなど申けるに扇を出しける、玉かづらの君のためしなども、戯ごと申て歌よみけるを、さらば此歌扇にかき付よと、すすむる人のことばにしたがひて、

もさだちのはふき忘れぬ玉がづらさりとして人にかけてやはなれん
二月十三日、いつも聖廟法樂とて、静勝軒太田道
灌にて一讀侍しに、梅盛ルカ脱ア

うすくき色香もわかぬ梅の花ひとつにかほる春の明ぼの
世中はうつらふかたをねたむならひも侍らん
に、かのわらはに扇はなのえだつかはしけるも、
はかり相なく老の波たちかへり、わかやかなる
やうに、みぐるしかるべき事をくひて、
相坂はまださうき名のくるしきにかよふ心の關やすまむ

種玉庵宗祇、老後に京より下りきたりける、ほど
なく立歸に、手向のぬさなどになすらへて、つか
はしける時、
なれこしかよはひとにもふる川や又も逢けん立別れても

鎌倉の里にまかりて見ければ、あらぬさまにあ
れはてて、所々に神の御社などもかたばかりな
る中に、ゑがらの宮にまうでて梅の咲たるを見
て、
里ふりぬな中々の梅が香は春やむかしも忘れぬるよに
月うちくもり、さすがに梅もうちかをる折ふし
に、

うちくもる霞に似たる月影に春の物そふ梅の下風
宗祇のかたへつかはしける、

この空いや遠ざかる傳もらし鴈は秋ともたのまるる世に
としの節會には、禁中の御かきのもとなど
にたすみて、まつりごとのおもむきなどおが
み奉りしに、公卿殿上人などの、なれたてまつり
しも思出て戀しきに、世をはやうし給人もあま
た傳へきくに、又同世におはするも、都の外所
なるを思ひやりて、

この頃の月こそあらめみし友をがすみへだててすむ世也けり
春のはじめ、空さむく前の河邊も氷めて、むかひ
の嶺は雪ふり、かゝる春どもをさく侍らねば、
春と思ふ心の外に色もなし汀の氷嶺の白雪
曾祖父貞範、建武二年藏人になりて、ふた月ばか
りみやづかひける頃、みちのくににゑびすのそ
むきたてまつりけるしづめにつかはされければ、藏人を辭申て、かふむり給はりて、左近將監に
て下りて、いく程なくゑびすをせいしてかへり
まわりけるに、賞は望にまかせんと給なりけ
るに、昇殿を申ゆるされてありし事など思ひい

でて、

よもぎふや枯し跡のひこばえを我身に頼む春ぞまたる、
かくて其年の暮に、わづかに爵を給はりける、都
にすみ侍りし比、世間みだりがはしきによりて、
主上仙洞室町殿にすみわたらせ給ける比、大夫
判官みはしのもとをまはり過とて、折たるよし
申て橋の枝につけて、 政行二階堂

咲匂ふ花たち花も君ならで誰にみはしの木末ならまし
返し

橋の匂ひをふりきなきさけにてけふを昔しと後はしのばん
心敬法師の遠忌に對し橋間レ昔

墨染の袖のかたみの夕風にけふの昔しをさそへ立花
月前郭公

ほととぎすかたらふ月もそれながらみし世の人はいざよひの空
秋のはじめつかた音響上人へつかはしける
この里をいく田の森の陰ならば秋はいかにと人もこそとへ
むさしの國としまといふ郡に、入江かけたる所
に住侍りける、まへはよしあしなどしげりて、鹿
の道にたすみける、山遠き所なればめづらし
くきゝをるまゝに、近きあたりに都人のくたり

て住けり、夜ふけはめさましてけれども聞侍ら
ず、人の聲などのとをきを聞なして申にやと、か
こちを越すとて都人のうた、

曙のふなもよひするあまの子のかひよといふを鹿と聞らむ
返し

軒ちかく鹿立ならず宿さひて待し比のかひよともきけ
守實熊野堂殿より、九月盡菊をくださるゝとて、
けふのます花とばかりに君も見よ此一枝の秋のこゝろを
此御返り御つかひをまたせて

しら菊に君がなさを折とめん秋こそけふに暮て行とも
霜月二十三夜深行けしき、松の嵐としほの水に
心をすごして、

月待と覺えずふくる冬の夜のしほにこたふる浦の松風
友だちなりける人かみつふさにまかりて、久し
く旅ねしけるにつかはしける、
京
霜はらふ三井の浦風身にしめてうなのみかたに月をみるらん

四品などゆるさるゝ事二三代中絶して、僅に敍
爵のまゝにて年へけることを歎きて、百首歌よ
みし中に、
同
おち瀧津うづまく水にゐる鴛のうきてぞめづる昇る瀬もなし

ある人の旅にまかりたるやどに、時雨ふる夜と
まりて、

こゝろあるやどのかたみの板びきし時雨ける夜ぞ思ひしらるゝ
八月の末ばかり、こぞの此ごろ逢見そめしなど
申つかはすとて、

詠わびぬ新手枕のきぬぐゝに露かけそめし有明の空
京 都に住侍し時、一條攝政家御寄合に閑庭蟲、
日くるればむしのねきそふ心地してあさちかたよる庭の秋かせ
逢恨戀

あひみても有しつらさをかたるよは枕二の中川の水
殿下をはじめ奉り、各なのめならず褒美し給ひ
しなり、

和歌所御寄合に、歌奉るべきよし仰られしかば、
よみてたてまつりし内、戀東西人、

あふさかのこなたかなたに契置て行も歸るも人やうらみん
攝政殿をはじめ申て、皆感嘆なされし、思ひでに
なん侍りし、

三位入道常關許に、暮秋山、
同 小松ばらおばなまじりの山の道に波こそ末の秋風ぞふく
大納言持爲卿事の外褒美ありしなり、

初秋風

來る秋を待たる桐のはつ風に木間もとむるよひの月影
松月庵正徹書院感嘆ありし歌なり、此外所々に
ての歌あまたありし、みなもらしにけり、

石山の座主の坊に、果守僧正の花をうゑ給て、
としをへば誰が種おきし木末ともしられぬ花や庭にのこらん
とありしさくらの盛に、昔のあはれにもよほさ
れしが、まかでよめる、

花さけばたがうゑ置し梢ぞと尋みる世をなどうらみけむ
千首歌すゝめて人の太神宮に奉りけるに、花、
白河やさくらぞ春の關ならんこれより花の奥はありとも

南のはてに、いづくともしらぬ山かけのやうな
る所より、烟の立をみて、大原山などの面影うか
びて、

大原やすみやく色にまがへつゝたがくれ家にま柴たくらむ
山館烟などいふ題のあらん時、あらはしたくぞ
侍る、

冷泉大納言入道持爲卿遠忌に、
さても世に人口ふりにし長月の時雨ばかりぞめぐりあひぬる
平常縁百ヶ日に

ふりぬとも思ひわかれぬ夢ながらまつ心ちして百夜明しつ

三島法樂の内

わが君のはつもとゆひの黒髪よ千世ふる霜のしらがなるまで
豆州主君様御理髪申侍りしことをよめる、よそ
ながらつねは申かはしける人の許へ、はじめて
まかりて、

庭松

袖かけて今日ぞめなるゝ所にも風のつてきく庭の松がえ
京進不入歌、題次第不同、

早春

きのふまで忍の岡の春の色世にあらはれて立霞かな

梅

たが袖にちぎり置てか梅の花ゆふへの空を匂ひゆくらむ

梅浮水

せをばやみ流るゝ水も心してしばしまかく梅の一ふさ
吳竹の葉分の日かげもる方に枝かへりして鶯ぞなく

花盛

花薫風 歸鴈

花ざかり山のならひは風さえて下をれきかぬ雪のくれかな
吹風のいとよらるゝ物ならば花の匂やくりためてみん
夕暮の軒端に近くみだれきて忍ぶにすれるゝもかりがね

夕雲雀

燕 晴天歸雁

□□にはねならはせて夕暮の空に雲雀ぞもろ聲になく
うらやまし古巢ふるさつばくらめ人は人も忘れぬる世に
月きよみ秋も忘れぬ中空に行かたかはる春のかりがね

春曙

野亭堇

みな瀬河山もとしらむ浪の上に夜ふかく霞む有明の月
春雨の名残露けき木間より明る光を花や間ふらん
いつまでか堇計のまくらをもとれぬ野への春にくらさむ

暮春曉月

ちる花は風につけてもかこちきぬ春はやよひの有明の月

郭公

深山いでて天津空行郭公つばさやすめよ宿の木末に
ほととぎす雲のかよひち吹とちよしはしとやめよ雨の夕暮

庭橘

梢蟬

夕風は松のうらやむおもかげに花橘の雪はらふらむ
陰くれて梢色こく残る日をおのれ染ぬと蟬やしぐるゝ

江螢

夏かりや入江の蘆の又はえのみちかき夜半に行螢哉
露ちりてむしの音まじる草村はしのびて秋や通ひきぬらん

夏草

深山納涼

さゝの葉に霜をあらねみじか夜をいつと深山の月の下風

月前雪 獨惜月

よし野山有明の月にならひきていざや白根の秋の初雪
かたづけみるだに月をたふふにあらましかばの人ぞ古にし

山家月

秋行ばかつちる山の下庵に木間もりそふ月をみるかな
としをへてしめつる山の下庵にこゝろありても月はすむらん

紅葉

薄霧に夕の名ごり照そひて松の色こき嶺のもみぢば
立田姫そめすば露のはえもなく古葉ながらや秋の木がらし
過やすき時雨をとめて岡野への梢に見する秋の明ぼの

秋別

歸りこむ程をばいつと頼めども秋やは人に夕ぐれの空

秋漸暮 暮秋

よなく／＼に影ほのかなる長月の月をさそひて秋や行らん
朝なく／＼しぐるゝ旅に染まざる草木につけて秋ぞ暮行
蟲の音も野への眞藪も枯はててとまらぬ秋を我ぞ恨むる
暮秋思人

行秋にきぬ／＼ならふ有明の曉計うき身ともがな

初冬 落葉

年の内に二たびかへて立田姫染る衣に冬ぞ來にける
神無月春てふけさの薄曇霞ともみれば時雨きにけり
あし曳の山下風の吹上に雲のはかけてちる木末かな
千鳥

雪

から衣うらさしかくす夕じほにしはく千鳥の跡のしら波
軒ちかく夕鹽のぼる川くまに浦よりかよふ千鳥鳴なり

冬嵐 冬擣衣

花の色月の光にたぐへしは消てはえなき雪の明ぼの
松の葉に氷もとめぬ白雪のなだれて落る夕暮の聲

七夕別

ひとときはひうづまく雪の夕嵐いつれの嶺に霧を吹らん
神無月松がえしほる木枯は木の葉みだれし夕雲もなし
冬ふかき月は見ながらうき秋をわすれがたみの衣うつなり

草花色々 石山法樂

七夕のわかるゝ袖のなみだをや水上ならん天の川波
をみなへししほに朝がほ藤袴いつれを秋の色としもせん

擣衣 月下擣衣

手枕のすさまじらする秋風に驚かされて衣うつ也

衣うつひいきに袖の露ちりてかたしく月の宿ぞあれゆく

南北擣衣 霧隔船

梅の花咲ちる枝はかたを分夜さむは同じ衣うつなり
こゝろしてかちこたへせよ夕霧に行かたみえぬ波の友船

秋山 秋橋

紅葉ばの色にわかるゝ山松はみどりながら露の染らん
秋をまつ逢瀬やいづこ山おろしに紅葉をかくる波の浮橋

遠尋 蟲聲

暮にけり所さためぬ蟲の音にわけこしかたは霧かくすまで

山家聞 蟲 高月

とふ人をしほしと思ふ柴の戸に心もしらぬ日ぐらしの聲
風しほる外面の竹は末ふして松のみ高き庭の月影

忍戀

くるしきをしめてたへじあぢきなく我身ひとりの浮名なりせば

祈戀

初瀬河歸らぬ波に物思ふ心をつつるみそぎをやせん
こよひはと月のすがたのかはるまでたのめぬ空を詠めなれぬる

連夜待戀 忍尋 縁戀

色かへぬ松や檜原のしる人を先たづねてぞ三輪の山本

俄初逢戀 逢夢戀

おぼろげに朧月夜の例さはたのめぬ空にしく物ぞなき
夢のうちの夢のたはむれ夢ならでしたふきぬ／＼などうつゝなる
思

寄露戀 寄關戀

打なびくを花がもとの草の名は猶かれやらぬ秋の夕霜
いつよりか人のつらさの種をへてを花がもとの草をつむらん

寄露戀 寄關戀

秋の色になべての草もかこたれて袖のゆかりやむさし野の露
面影は身をもはなれすなれ／＼て別れしかたは白河の關

寄獸戀

小車の忘れはてじとしのふまに牛かふほどの夜のよもぎふ
袖の上にひのくま川は流れても水かふ駒のかけやなからん

寄扇戀

尋ても又や櫻の三重がさねかめする月の行へしらねば

旅戀 恨 逐日増戀

出てこしほどは雲井の有明にさぞ今こんと詠めわぶらん
かけはなれ思はぬ人はつらからすつらきも契りうきもなぐさめ
松のみか時雨もかけし袖の上心の色のあさなく／＼に

曉嵐 晚汀筏

深き夜のね覺の枕そばたてて四方の嵐を聞あかす哉
笈士のつなぐねりそもくだけよと汀に落る夕嵐かな

夕 雨中綠竹

軒ちかくねぐらの鳥はしづまりて竹吹風の夕暮の聲
をやみなくみどりを洗ふ雨の中にもとの色そふ庭のむらたけ

山家

山人のゆききもたゆる朝夕は雲のみわたるまへのたなはし

關旅

相坂の山のやまもりいとまあれや關の戸さした御代にまかせて
ふる里としたふもかりの世の中に草の枕のなどうかるらん

曉鶴 江雨鷺飛

霜まよふ空にしほれて啼鶴の枕に落る曉の聲
こと色はふりくる雨にくればはてて入江を渡る鷺の一つら

梢猿

みねの松のぼりつくして啼猿や月のかづらに枝移りせん

閑居

苔むしろしかし浮世は獨りてちりをもすゑぬ庭の松風
つかへつゝさかえし方もしほれば道は有ても身ぞおろかなる

述懐 聞法述懐

濁るも世をば思はずおろかにて心づからの身をぞうらむる

おろかにも思ひはすてじたらちれにうくる此身ぞおろづからなる

寄浦祝

二道にわかれし和歌の浦千鳥君が八千世に聲かはすなり

源平盛衰記人名

兵庫頭頼政

□和帝の第六皇子貞純親王の後裔、多田新發意滿仲
 □攝津守頼光が三代の後胤、參可守頼綱が孫、兵庫
 頭仲□□子也、保元の合戦より平治合戦の時御方に
 て、一方の先陣を賜り凶徒□□たりけれども、指る勳
 功の賞にも不預、怨を合ながら大内の守護して□□
 久く成、地下のみして殿上をゆるされざりければ、
 人しれず大内山の山もりは木隠てのみ月を見るかな
 □讀て進せたりければ、不便なりとて四位して昇殿
 を免り、此で殿上□□を通りけるに、ある女房の、
 つきくしくもあゆぶものかな
 と云たりければ、頼政とりあへず、
 いつしかに雲の上をば踏なれて
 □申たりければ、優に甲斐々々しと感じて、又四位の
 殿上人にて久く世を仕へ□るに、述懐仕て
 上るべきたよりなければ木の木に椎か捨て世を渡る哉
 □申たりけるに依て、七十五にて三位を被免て後、

先途既に遂ぬと□と出家して、源三位入道ともいは
れけり、大方此頼政は歌に於ては手廣□者にぞ被思
召ける、鳥羽院御時に宇治河藤頼朝火桶頼政□□
と四題を下させ給、一首に隠して進よと敕定ありけ
るに、

宇治川のせせの淵々落たきりひなけいかに寄まららん

□申たりければ、時の人我々は一題をだにも一首に
隠はゆゝしき大事なるに、あ□たの題を程なく仕た
る事、實に難有と感じ、君もいみじと御感有る、□に名
をあげ施三面目ける事は、鳥羽院御中に菖蒲前とて
世に勝たる□□へ有、或時頼政菖蒲を一目見て後は、
いつも其時の心地して忘る、□□かりければ、常に
文を遣しけれども一筆一詞の返事もせず、頼政□□
まゝに又遣しくなんどする程に、一年も三年に成
にけり、何んして漏□けん此由を聞食に依て、菖蒲を
御前に召、實や頼政が申言の積なると論言ありけれ
ば、菖蒲顔打あかめて御返事詳ならず、頼政を召、比
は五月の五日の片暮計也、頼政は木賊色の狩衣に引
繕て參上、縫殿の正見の板に畏て候す、院は良やしば
らくして御出ありけるが、しつほうの者には物仰に

くければとて、殊に笑を含ませ御座、何事を被_二仰出_一するやらんと思ふ處に、誠か頼政菖蒲を忍申なるはと御定あり、頼政大に失_レ色恐畏て候けり、院は憚思ふにこそ敕定の御返事は遅かるらめ、但菖蒲をば誰ぞ彼時の虚目歟、又立舞袖の追風をよそながらこそ慕ふらめ、何かは近付き其驗をも辨べき、一日見たりし頼政が眼睛を見ばやと思食ける、菖蒲が歳長け色かたち少も替ぬ女二人に、菖蒲を具して三人同重になり、見すまさせて被_二出たり、三人頼政が前に列居たり、梁の鳩の並べるが如く、窓の梅の綻たるに似たり、頼政よ其中に忍申す菖蒲侍る也、朕占思召女也、有_二御免_一ぞ相具して罷出よと有_二論言_一ければ、頼政いとど失_レ色額を大地に付て實に畏入たり、思けるは、十善の君はかりなく被_二思食_一女を、凡人争か申よるべかりける、其上縦雲の上に時々なると云とも、恐なる眼睛及なんや、増てよるながらほの見たりし貌也、何なるらん共不_レ覺、蒙_二論言_一不_レ賜も尾籠也、見紛つよその袂を引たらんもをかしかるべし、當座の恥のみに非ず、累代の名を下し果ん事心憂かるべきにこそと、歎入たる景氣顯也ければ、重て敕定に、菖

蒲は實に侍るなり、疾給て出よとぞ被_二仰下_一ける、御定終らざりけるにかく仕る、

五月雨に沼の石垣水こえて何れかあやめ引ぞわづらふ

と申たりけるにこそ、御威の餘りに龍眼より御涙を流させ給ながら、御座を立せ給て、女の手を御手に取て引立おはしまし、是こそ菖蒲よ、疾く汝に給也とて、頼政に授させ給けり、是を賜て相具して仙洞を罷出ければ、上下男女歌の道を嗜ん者、尤かくこそ徳をば顯すべけれと各感涙を流けり、實に頼政と菖蒲とが志水魚の如にして、伊豆守仲綱は菖蒲が腹の子也、又打物に取て名を揚る事ありき、悪右衛門督信頼が天下に秀たりし時、殿上の刻み階に夫男一人立たり、信頼彼は狼藉也と申ければ、搔消様に失ぬ、某三の劔あり、信頼くせ事也と思て、寶物の御劔にも候はん、燒鏢ならば山も岩も可_二破崩_一とて、此劔を抜御坪の石を切、劔七重八重にゆがむ、曲なき者也とて温明殿の縁に弃置れぬ、折節頼政參會たり、信頼欺_レ之いかに劔は見知給へるかと申、頼政弓矢取身にて侍る、如形知たりと云、其時少輔内侍と云以_二女房_一、大牀に棄置所の劔を被_二召寄_一けるに、曲たる劔忽に直

て鞘に納る、不思議也とて頼政にみせらる、頼政打見て仰てまめやかなの御劔也、朝家の御守たるべし、其故は太神宮に五の劔あり、當時内裏に御座す寶劔は第二の劔、是は第三の劔なり、但頼政いかして神劔を知侍るべきなれども、作人に依て劔體を知、其上今夜の夜半におよびて、天の告示給事あり、國を守らん爲に皇居に一つの劔を奉る、即寶劔是也、亡國の時此劔又寶劔たるべし、爲_二用意_一奉_二權劔_一と見て、折節今日御劔出現之條、併國の御守と覺ゆと申、其時信頼卿ふしぎ也と思ひ、さらば劔の徳を施給へと云、頼政靈劔自由恐ありといへども、仰にて侍らば何事をか仕べきと申、御前の坪の石をと聞ゆ、畏とて頼政彼石切るに、散々に切破て見參に入奉る、上下驚_レ目、信頼始は欺て云たりけれども、今は恐くぞ思ける、さて劔の呪返を蒲て鞘口さして温明殿に移し置る、斯様に勘申けれども不肖に被_二思召_一ければ、頼政が言を不_レ被_二信_一、元暦二年三月二十四日、寶劔浪の底に沈て彼劔寶劔と成し時こそ、頼政非_二直者_一と被_二思召_一けれ、世下て後も頼政程の者なかりけり、諸道に不_レ疎、立る能ことに不_レ顯威と云事なし、花鳥風月弓

箭兵杖都てこのみと好む事人に勝たり、就_二中弓矢_一に驗を顯はしき、二條院春宮に立せ御座し、保元三年八月十一日御年十六にて御即位有けるが、平治二年の夏の始より、御不豫の事まし_レけり、五月上旬の比は御惱殊外に取煩らせ給て、夜深人定る程には、俄に必おびへまざらせ給けり、一院不_レ斜歎思食て、諸寺諸山にて御祈御樂を勧め參せけれども、更に其驗ましまさず見えければ、東三條の森より黒雲一襲立來、南殿の上に引覆、鶴と云鳥の音を鳴時に、必振ひたまざらせ給ひけり、諸卿參内ありて僉議あり、取々に被_二申けるに、徳大寺左大臣公能の被_レ申けるは、目に不_レ見物なれば可_二祈祭_一、是は目の當也、弓の上手を以て射さすべき歟、其故は寛治年中堀河院御惱の時、八幡太郎義家に仰す、御惱忽に愈、去れば是は怪鳥變化、武士射さすべき也とぞ被_二申_一、可_レ然とて弓の上手を勝られけり、石康將軍が末葉大和國住人、石川次郎秀康を召仰、尤難_レ叶由申、關白殿、痛申處實に不便也、但論言と號して、鬼神をしづめ夷賊を平る例是多し、自由の辭狀尤罪科也、天下の勝事に身を惜は、在_二王土_一無_二其詮_一、配所へとぞ被_二仰下_一、石川秀康失_二面目_一罷出

ぬ、其後誰をかと僉議あり、關白殿の仰に、賴光が末葉賴政器量の仁に當れりとて、源兵庫頭を召れけり、賴政は例の歌道の御會にやとて、木賊色の狩衣になり、見澄して參たり、深夜に臨て媚物あり、玉體を奉_レ侵、及其期_二明見仕と仰ければ、賴長承候ぬとて御前を罷立て、近衛川原の宿所に歸る、本の裝束脱替て朝敵を鎮る形にぞ出立ける、生衣の捻重に黃なる大口、葉早黄色の直垂をぞ著たりける、彼直垂等には、左の肩には山鳩八幡大菩薩と縫たる産衣と云鎧を著て、男山三度伏拜、其後鎧をば脱置て直垂に計也、郎等に丁七唱、遠江國住人早太二人相具す、唱二十六指たる大中黒の矢の表に、水破、兵破と云鎧矢二つ指、雷上動と_云脱カ弓を持せたり、早太には骨食と云太刀を懐にさ_レせたり、弓箭は是大國の養由が所持也、皮養娘の柳花女とて、天下を見按するに、雲州に我弓矢を傳べき仁なし、娘の柳花女と云に傳、柳花女命盡なんとする時に、本朝に源賴光晝寢したりけるに、天より影の如なる者下て、所傳の弓箭を汝に授んとて去ぬ、夢醒て見れば件の弓直垂あり、是を傳得て弓の徳を施す、賴光より子孫相傳て五代なり、身に取て一期

の大事不_レ如_レ之と、加様に用意して陣頭に參る、子の刻も過ぬ、丑の刻の半に、東三條の森より黒雲一むら立渡、御殿上に引覆としければ、主上はほとくと振ひ出させ給ひけり、賴政は黒雲とは見たれども、天は實に暗し、いづくを射るべしと矢所さだかならず、心中にきねんし男山三度伏拜、心を静めて能見れば、黒雲大に聳きて御殿の上に向づまきたり、賴政水破と云矢を取て番て、雲の真中を志て能引て兵と放つ、ひい鳴くかゝる處に、黒雲頻にさはいで御殿の上を立、鵝の聲してひゝなきて立所を見負て、二の矢に兵破と云鎧を取て兵と射る、手答して御殿の上をころころとろびて、庭上に動と落、其時に源兵庫頭賴政變化者仕たりやと叫ければ、唱つと寄て得たりやとて懐きたり、貴賤上下紙燭を出し、炬火をとぼして見之、早太寄て繩を付庭上に引すへたり、觀覽ありて、頭は猿、背は虎、尾は狐、足は狸、音は鵝也、稀代の癖物なり、主上御惱忽に宜成らせ給ひければ、鳥羽院より御傳有ける師子王と云御劍、御衣一重脱そへて關白殿を御使にて被_レ下けり、賴政は階の三階に右の膝を突、左の袂を擁て畏て是を拜領す、五月二十日

餘の事なるに、折知りがほに郭公雲のに名乗て通けるを、關白殿聞召て、「郭公名をば雲のにあぐるかな」と仰せければ、「弓はり月の入にまかせて」と賴政申たり、五月やみ雲井に名をもあぐるかな誰そか、れ時も過ぬと思ふに、異本なり、實に弓矢を取ても並なし、歌の道も類あらじと覺たり、大國養由は雲上の雁を落し、我朝の賴政は深夜の鵝を射る、弓箭の全事取々にぞ覺たる、加様に萬人に被_レ嘆七十に餘してけり、治承元年四月十三日、山門より辰刻に神輿下落す、源平の軍兵依_二救命_一四方の陣を警固す、北の陣より達智門を志てぞふり寄たてまつる、賴政大赤地錦直垂に品皮威鎧著て、五枚甲に滋藤の弓二十四指たる大黒の矢負させ、白毛に白伏輪の鞍置て乗、三十餘騎にて固たり、神輿既に門前に近入せ給ければ、賴政急下馬す、甲を脱弓を平して左右の臂を地につき、頭を傾て奉_レ拜、大將軍角しける上は、家子郎も各下馬して拜けり、大衆見_レ之子細あらんとて暫神輿をこらへたり、賴政は丁七唱と云者を大衆の中へ使に立、唱神輿近參敬屈して云、是は渡邊黨箕田源次綱が末葉に、丁七唱と申者にて侍、大衆の御中へ可_レ申とて、源兵庫頭殿の御使に

參て侍、加賀守師高狼藉の事に依り、聖斷遅々之間山王神輿陣頭に入せ給べき由其聞有て、公卿殊にさはぎ驚思召、門々を可_レ守護の旨敕定を蒙り、源平の官兵四方の陣を固る内、達智門を警固仕、昔は源平勝劣なかりき、今は源氏においては無が如し、賴政わづかに其末に残てたま_レ、綸言を蒙り、救命背き難ければ此門を固むる計也、然共年來醫王山に首を傾奉て、子孫の神恩を奉_レ仰、今更神輿に向奉て弓を引可_レ放矢ならねば、門を閉て下馬仕引退て神輿を可_レ奉_レ入、其上わづかの小勢なり、衆徒を禦奉るに及ばず、此上は大衆の御計たるべし、但三千の衆徒神輿を先立奉り、賴政わう弱の勢にて固て候門を推破奉_レ入ては、衆徒御高名候まじ、京童部が弱目の水とか笑申さん事をば、争か可_レ無_二御憚_一、東面の北脇陽明門をば小松内大臣三萬餘騎にて固らる、其より入御座べくや候らん、さらば神威の程も顯れ御訴認も成就し、衆徒後代の御高名にても候はん、角申を押入せ給ば、賴政今日より弓矢を捨、命は君に奉、體を山王の御前に曝べしと申て候と、大刀のつか碎よと握らへて立たり、大衆聞_レ之、若衆徒は何條是非にや及べき、

唯破て陣頭へ奉入と云けるを、物に心得たる大衆老僧は、さればこそ子細あらんと思つるにとて、奉仰神輿暫僉議しけり、其中に攝津堅者豪雲と云、惡僧にして學匠也、詩歌に達して口利也けるが、大音擧て僉議しけり、大内四方門々端多し、強に北陣より非可奉入、就中彼賴政は六孫王より弓矢の藝に攜て代々不覺の名をとらず、是は其家なればいかせん、和漢の才人風月の達者、かたく優の仁にて有情深き名仁ぞや、首を山王に傾て年久掌を衆徒に合て降を乞、無情賴政、以下

治永四年四月九日、夜深人定て後賴政一院第二の御子以仁王、三條高倉に御座ければ高倉宮と申、彼宮の御所へ參て、君は太上法皇の第二の御子にて渡らせ給へば、太子にも立帝位にも即せ給へきに、親王の宣旨をだにも御免なくて、御年三十に成せ給ぬ、御心憂と思召候はずや、平家は榮花身に餘り、惡行年久成て運命末に望めり、御計もなくばいつをか期せさせ給へき、つゝしみ過させ給とも、終には安穩に果させ給はん事有がたし、在此時急被下合旨、早可被召源氏等、入道七十有餘、年關侍れども子息家を乞、無情賴政、以下

人餘多候へば、一方を御固と可被憑思召、悦を成て馳參らんする源氏等國々に多候、宗徒の源氏等に廻宣の令旨をぞ被下けり、中にも賴朝へは別令旨を被下、新宮にて戰によつて平家は聞、太政入道東國の勢の上らぬ前に、宮を土佐の畑へ流し奉るべしとて、檢非違使源大夫判官兼綱出羽判官光長・博士判官兼成等を召て、以仁王を土佐の畑へ移奉べきよし仰合、官人の中兼綱と云は三位入道の子息なり、入道が勸と云事をば平家未知り、急告んと思て入道の本へ角と云、即宮へ此由を申入、急御所を出させ給て、如意越に三井寺へ入せ給へ、入道も馳參候べしと狀して申、宮は十四日に都を落させ給て、終夜三井寺入給、二十日一類引具、近衛河原家に火をかけて三井寺こそ參れ、爰にて山門の大衆は變改、國々の源氏は不參、寺ばかりにて叶はじとて、二十五日に園曆寺を出させ給、宮は御馬に召落給、六度まで御落馬在ければ、暫く休め進せんとして、宇治の平等院に入進、其間に平家二萬餘騎、宇治路より追足利川を渡し戰、郎等多討たり、父子兄弟散々に射、其間に宮延させ給、三位入道も落給、右の膝を射させ落行けるが、

兼綱こそ討死仕ぬれ、若き子が討るを見て、命を生とて落行べしや、最後の御暇乞宮に申上、弓の上手也ければ、年關たれども引とり、散々に射ければ、あだ矢はなく度々河耳へ引退、右の膝も痛手なり、矢種もつきければ、郎等の肩に懸、平等院の釣殿にをり居、唱源八副を招、閑に自害を進めよと、各防矢射よと申、三十餘人矢先を調て射る内に、鎧脱捨、下總國住人下河部藤三清恆と云郎等を招き宣けるは、敵の中にて討死をもすべかりつれども、老衰たる首をとられて、是ぞ三位入道が頸とて、敵の中にて取渡されん事心憂思つれば、心閑にと存て是へ來れり、我首敵にうたすな、人手にかくな、急ぎ伐て何くへも隠し棄よと宣ふ、清恆是を辭す、渡邊唱を召、今は限と覺るなり、敵に知せて頸を討と宣へば、唱も年來の主君を伐奉らん事の哀しさに、御自害候へかし、御頸をば給候はんとて、太刀を差しやりたりければ、入道池水にて手口をすゝぎ、西に向念佛三百返計申し、最後の言ぞ哀なる、

死にける、此時歌など讀べしとは覺ねども、若より心に懸好みければ、最後にも思出けるにこそ、哀にやさしき事なり、入道の首をば下河部藤三取て、平等院の後戸の板敷の下の壁をつき破て隠し入る、行年七十七、

伊豆守仲綱

賴政の嫡男、受領して伊豆國を知行す、東國の家人より、八ヶ國第一の馬とて伊豆守に進す、鹿毛なる馬の大逞力曲進退にして逸物也、所々に星有ければ星鹿毛と云けり、仲綱是を祕藏して立飼けり、實に難有馬也ければ、武士の寶には能馬に過たる物なにかは有べきとて、あたにも引出事なければ、木の下と云名を付て自愛して飼ける程に、或人右大將に申ける、聽て人を遣して、誠や面白馬の出來て侍るなる、少し見度候と云れたり、仲綱是を聞て暫しは物もいはず、良久有て御目に懸るべき馬には侍ざりしかども、けしかる馬の遠國より上て、爪をかきて見苦げに候し間、相勞はらんとて田舎へ下して候と返事しけり、人申けるは、一昨日は湯洗、昨日は庭乗、今日の坪の内引出て有つる也と申、右大將さては惜にこそとて、重

埋木は花咲事もなかりしに身のなるはてぞ哀なりける
と云も果ぬに、太刀の先を腹に取當て倒懸り貫てぞ

て使を遣す、彼馬は一定是に侍る由承る、名馬にて侍るなれば、一見の志計なりと謂れけり、伊豆守は我だにも猶見飽す不得心なりと思て、猶もなしと答ければ、大將は負じと一日に二度三度使を遣し、六七度遣日も有けれども、惡惜て終にやらず、一首かくこそ讀たりけり、

總數はきてもみよかし身に副るかげをばいかが放ちやるべき

木下鹿毛の馬なり、我身の影に添けるにや、最やさしく聞えけれども、一門亡て後にこそ放つまじ影を放ち角亡にけり、歌に讀負たりとぞ申ける、三位入道仲綱を呼て、いかに其馬をば遣らぬぞ、あの人の乞かけたらんには、金銀の馬也とても進べし、縦令乞給はずとも、世に隨習なれば追従にも進べきにこそ、増て左程に乞給はんをば惜むべきに非ず、況んや馬と云はのらん爲なり、家内に隠置ては何の詮か有べき、とくく其馬進すべしと宣ひければ、仲綱力及ず父の命に隨て、木下を右大將の許へ遣ければ、實に能馬也ければ、舍人あまた付て厩内秘藏して立飼けり、日數經て後伊豆守以使者召置れ候木下丸返給べき由申たり、右大將此馬をば惜て、其代りと覺しくて南嶽

と云馬を賜たり、極て白馬也ければ南嶽とは呼けり、是も誠に太逞してよき馬也けれども、木下には及付べき馬に非、係し程に當家他家人公卿殿上人、大將の亭に會合の事あり、或人實や仲綱が秘藏の木下と申馬の、此所に參て侍けるは逸物と聞えけり、見侍ばやと申たり、大將さる事侍りとて、伊豆守がさしも惜みつる心を惡て、木下と云名をばよばず、馬主の實名を呼て其伊豆に轡はけて引出し、庭乗して見參に入よと宣ふ、仰に依て引出し庭乗様々しけり、右大將は、仲綱こはくは打はれ、さて仲綱引入てした、かにつなぎ付よと下知し給ふ、左程の砌也ければなにかは隱あるべき、程なく伊豆守も聞てけり、口惜と思父三位入道の許に行て、仲綱こそ京都の咲ぐさに成て候へ、源平兩氏朝家前後の將軍なれば、必しも甲乙あるまじき事なれども、一旦の果報に依て當時暫く官途に淺深あるにこそ、其に宗盛が詞の惡かりしかば、木下をば惜遂んと存せしを、御命に背きがたく馬をば遣し候ぬ、宗盛心の底に不_レ思とも禮義なれば悦申べきに、さはなくして剩へ當家他家の酒宴の席にて、仲綱に轡はけよ、仲綱こはくは打はれ、仲綱

庭乗せよ、仲綱引入、仲綱つなぎ付よなどと、宗盛の申けん事、今生の恥辱、弓取の遺恨、何事かこれにすぎ侍るべき、今は世に立廻りても云甲斐なし、されば宗盛が宿所に行向て體を曝か、さらでは髻を切て山林に隱籠か、此外は他事あらじとてはらくと泣けり、三位入道これを聞て、宮にも勸め奉りける、懸る匹の馬故に世の亂と成けるに付ても、小松殿をして上下申出ける、大臣中宮の御方へ被_レ申べき事有て被_レ參たりけるが、仁壽殿に候はれて、師典殿と申女房と暫し對面有けるに、良ありて師典の左の袴のすそより大なる蛇はい出て、重盛の右の膝の下へはい入り、大臣是を見給て、我さはいで立ならば、中宮も御騒有べし、師典殿も驚給べし、此事旁惡かりなんと推しづめ給て、左の手にて蛇の頭を押へ、右の手にて尾を押へて、六位參と召ければ、伊豆守未藏所に候けるが指出たりければ、是は何と被_レ仰、見候とてつとより、布衣の袖を打覆て罷出て、御倉町の前に出て、人や候參れと呼ければ、小舍人參たり、是賜ていづくにも拾よと差出したれば、一目見て赤面して逃歸りぬ、郎等省に賜ければ、不_レ恐蛇の頭を取て、

大路に出て打振て捨たれば、蛇即死たり、翌日に小松殿自筆にて御文あり、昨日の御振舞還城樂と奉_レ見候き、雖_レ異體候二匹一振令_レ送進候とぞ有ける、黒き馬の七寸に餘て、太逞に白覆輪の鞍置て、厚房の轡を懸たり、太刀は長伏輪也けるを、錦の袋に入られけり、優にやさしく見えける、仲綱御返事には、御劔御馬謹拜領御芳志の至殊畏入候、抑去夜誠に還城樂の心地仕候き、仲綱頓首謹言と書けり、ある還城樂とは、蛇を取舞なれば、角問答有ける、小松殿は加様にこそ御座しに、其弟にて宗盛はかゝる情なく御座けんと思ける、或説に云、木下丸とは今の逆物の馬なりと云事あり去程に父上所に三井寺行、三井寺より六波羅への夜討せんとて出立、大將軍をつかさどり如意峯に向、大關小關堀塞逆木垣橋構たるを、又取拂堀に橋渡などする程に、五月の短夜推移關路の雞鳴あへり、伊豆守は夜討こそよかりつれ、雞鳴頻也、夜既明なんとす、今は叶はじとて引、圓滿院太輔は只寄給へと云けれども、叶はじとて山階より引返す、二手にわかり寄る、平等院にて散々に戦て後、入道の跡尋て腹搔切て死す、彌太郎兼其頸を搔落して、三位の首と一所に隱し置、人不知後日見出す、

源太夫判官兼綱

頼政の次男、高倉の宮を取奉り土佐の畑へ流し奉るべしとぞ平家被定ける、檢非違使共の中に、父の三位入道が勸と云事をば不知もやう、さる急告んと思て入道の本へ角と云、更宮も三井寺へ入せ給、其後父と一所に三井寺へ行、又宇治へ父と一所行、平家勝に乗て川を渡り追かけける、兼綱は父を延さんと只一人引返々々、散々に戦ける程に、痛手を負今は叶はじと思鞭揚て落行なり、太郎判官忠綱申けるは、兼綱と見は僻事か、逃はいづくまで延べきぞ、弓矢取身は我も人も死して後の名をぞ惜けれ、うたてくも後を見する物哉、返せや〜とせめ懸たり、兼綱は宮の御供に參也とて馳けれども、無下に間近く追係たれば、思切馬の鼻を引返して、宮を延し進せんと、七百餘騎が中にかけて入つ、蜘蛛手十文字に狂ければ、寄て組者はなかりけり、唯中を開てぞ通しける、太郎判官弓を引儲て矢所のしづまるを待所に、忠綱に組んと志て馳て懸りけるを、能引放つ矢に、源大夫判官が内甲を射たりければ、血は眼にぞ流入、判官今は世中搔暗、弓を引太刀を拔事不叶けるを、太郎判官が童二

郎丸とて大力有けり、兼綱が頭をとらんとて打て懸けるを、幡摩二郎省と云者、主の首を取れじと戦けるが、兼綱いかにも難遁見えければ、主の首を搔落し父子皆自害し給ぬと聞、石を本どり結付て河中へ投入、我も御伴申さんとして、

君故に身をば奮とせしかども名は宇治川に流しぬる哉

と思つ、腹かき切て同河にぞ入にける、

六條藏人仲家 藏人太郎

頼政の甥を養子す、帯刀先生義賢の子、木曾義仲の兄、父うたれて養る、藏人太郎は仲家が子也、宇治合戦やぶれ父子さし違て死す、

頼政 宇治合戦打死す、 足利判官代頼兼

頼政の郎等宇治合戦功有、 彌太郎盛兼

公藤四郎 同 五郎

仲綱郎等、仲綱兄弟は御室戸より伊勢路に向て落にけり、

長兵衛尉信連

治承の比宮の年來の侍に非、此御所に候ける事は、本妻は日吉社神子也けり、此御所に青女房に思付て、二心なく通ける折節、候會ける宮へ三位入道の本より

角と云、淺ましと思召年來の者也とても、打解させ給ふべきに非ず、況やかりそめの信連なれば御慎み有べきに俄事也ける上、信連心際さかしくしき者にて、蒙仰はからい申落し、奉御跡歸御所中、走廻て見苦き物ども取した、めて後、青狩衣の下に萌黄の絲威腹巻著て、烏帽子の尻盆の窪に押入、狩衣の小袂より手を出し、衛府の太刀の身をば心得て造たりけるを佩て、くらき事もなき剛者也ければ、唯一人中門の内にならずみてぞ待たりける、五月十四日の夜官人三人向たり、源大夫兼綱は存旨有と覺て、遙の門外に扣たり、光長兼成兩人は馬に乗ながら門内に打入、君代を亂させ給べき謀叛の聞あるに依、可奉迎取由、蒙別當の宣罷向へり、速に御出有べきと申ければ、信連立出、當時は忍の御所に入せ給御留守也、此子細傳奏仕べきと申ければ、博士判官こはいかに、此御所ならでは何所に渡らせ給べきぞ、虚言ぞ足がるとも亂入て、さがし奉れと下知す、下郎等亂入、信連腹を立て、奇怪なる田舎檢非違使共が申様哉、我君今こそ救勸ならんからに、一院第二の王子にて御座、馬に乗りながら門内に打入をだに不思議

と見候處に、さがせと下知する事こそ狼藉なれ、惡官人共が振舞哉とて、薄青の狩衣の紐引切、音にも聞目にも見よ、宮の侍に長兵衛尉長谷部信連とは我事なりとて、太刀を抜き刎て蒐る、兼成が下部に金武と云放免あり、究竟の太刀大腹巻に、左右の小手指打刀を抜て向會けり、其をば打捨て、御所中みだれのぼる兵五十餘人が中に打入、豎横に禦ければ、木の葉を風の吹が如し、庭へさとぞ追散す、信連御所の案内は能知たり、彼に追つめて了と切、是に追つめてはたと切、唯電などの如くなれば面を向る者なし、程なく十餘人は被討にけり、信連が太刀は心得てうたせたりければ、石金を破とも左右なく折返るべしと思はざりけれども、餘に強く打程に度々曲けるを、押なをし押なをし戦程に、結句つば本より折にけり、今は自害せんとと思て腰をさがせども、刀も落てなかりけり、力不及大牀に立て、宮の侍に長兵衛尉信連こにあり、太刀も刀も折失て、勝負の道に力なし、我と思はん者寄合て、信連討捕勳功賞に預やと高聲に云けれども、手なみは先に見えつ、太刀刀のなんと云は敵をしてはかるにこそ、虚言ぞ左右なく寄て過すなと、たゞ遠

矢に射、主は誰ともしらず信連左の股を射させたり、其矢を抜て捨たれば、尻を止て猶も、にあり、打かゝめて柱に當てねぢぬきて思けるは、角て犬死をせんより、敵に粗食付ても死なんと思て、小門の脇へ走出信連是に在と云、金武加様の剛者打刀にては叶はずとて、小長刀を取なをし寄合さんとしけるを、信連持たる物はなし、手をはだけ飛かゝる、長刀にのりはづめ又右の股をさゝれつ、被虜、六波羅の大將庭に引居、段々大將に申すて首刎よと宣ぬ、いさいをのへ御所中の者申ける、本所に候ける時、末座の衆事を仕出して、人々の制し兼て座立騒けるに、信連是をしづめけれども猶散々の事也ければ、寄合て末座の主従二人左右の脇挟み、一しめしめて罷出、其座をしづめたり、時に取て高名也、又大炊御門京極なる常華殿御所へ、大和強盗が打入て家内の資財をぬすみとり、多の人を切殺出けるを、家主盗人よ〜と叫けれども、音を合する者なし、大番衆も追ざりけるに、信連京極大路に出合、太刀を抜散々に戦けるが、強盗四人切留一人には寄合て組て搦めんとせし程に、頬をつき貫かれながら搦留たりけり、其時の刀の跡ぞ

かし當時までもつらにある疵、されば度々名をあらはしたる剛と申合ければ、大將げにもとや覺しけん、死罪をば宥て且左の獄に被入けり、平家滅亡の後京都に安堵せずして、伯耆國へ下、金持の邊に經廻しけるを、鎌倉殿聞給て當國の守護に仰て、去文治二年の比關東へ召下されて、剛者のたね繼せんとして、由利小藤田太刀後家に合て被召仕けり、御恩の始に鎌倉殿御自筆に假名の御下文にて、能登國大屋の莊をば鈴の莊と號す、彼所を賜たりけるが、治承の昔は平家に命を被助、文治の今は源氏に恩を蒙れり、武勇の名望有難、

乘圓地阿闍梨慶秀 修定地阿闍梨定海

三井寺古惡僧宮に守護奉る、又南都へ宮落給はんと出させ給ふに、慶秀は七十有餘の老僧なり、腰二重にて鳩杖にすがり、御前に進奏けるは、慶秀齡已に八旬に及て行歩に力なし、御志はいかにもと存れども御伴に不叶、弟子にて侍る刑部房俊秀は、相摸國住人山内須藤刑部丞俊通と申者が子息に侍、彼俊通は去し宇治の合戦に、義朝伴して六條川原の軍に討死して、孤子にて侍りを、慶秀跡懷より生じ立き、心

の中も身の力もよく、知て候、不敵の僧にて心の中も惡からぬ者にて侍り、慶秀御伴仕と思召れて、御前近く召仕はせ給へしとて、涙を流し墨染の袖を絞りける、

乘圓坊弟子刑部房

宮討れさせ給まで附奉り、宮討れ給時残り留て命も惜まず戦けり、白刃を拭に隙なし、爰にして飛彈判官が郎等多く打とり、奈良の方へ落にける、

一如坊闍梨真海

三井寺僧清盛の祈の師、衆徒僉議の時平家の方人には非、いかにも寺門の安堵、衆後之高名こそ、末代までも存ることなれど、言と心と引替て夜を明さんと、長々と僉議す、六波羅向し者ども夜既に明ければ引返し、此事真海が長僉議の故なりとて、一如坊へ押寄て切、坊及禦けれども同宿あまた討れて、真海希有にしてまぬかれ、六波羅へ行此由訴申ければ、大勢用意ありければ更に騒事なし、真海寺法師也、敵の計ごとにもや打解がたしとて無興なり、面目なく還る、

圓滿院大輔源海

三井寺僧衆徒僉議時、五月の短夜明なんとす、急寄られよと云ければ、尤々として如意峯よする道にて夜明ければ、伊豆守引へたる時も、是も敵の謀にや有らん、只寄給云、宇治戦にも行桁を渡けるを、平家の兵矢袞を作て射ければ、長刀を振上水車と廻ければ、雨の降如く射矢長刀にた、かれて矢四方にちる、春の野に蜻蛉の飛散が如也、上下はむる、角て戦つかれ宇治の軍を脱出、本寺に歸て息つき居たりけるが、つくづく物を按ずれば、山僧の心替より、角成ぬと不安思、山門より四方を見廻し、信心忽に發て歸敬の思萌しければ、大講堂の軒の下に立歸、我にはよく天魔と付にけるなり、何ぞ一旦の以我執二十乗の峯をも亡、永劫の苦因を殖て無間の底に入らん、縦興隆の心こそなからしめ、豈及破滅企と、心に心を恥しめて懺悔の涙を流しけり、既本寺に歸けるが、餘執又起て、是迄思立ぬる事を、空く人にも知られざらんは無念なり、三塔に披露せんと思て、大講堂の柱に續松結付て、札制してぞ立たりける、其詞に曰、

日比山門園城の我執を存し、當時牒送變改の遺恨に依て、三塔を燒拂はんが爲數日登山の處に、情

按らく、一乗一味の法門は三塔三井の所學なり、山門寺門の伽藍は祖師大師の建立なり、何んぞ魔滅の煙を立て空く荒廢の塵を遣んと、仍無益偏執を擱て、迷に有心に放火を止め、

圓滿院大輔源海

と書て、大講堂の大鐘鳴して下にけり、滿山の大衆鐘に驚て谷々坊々騒動して、講堂の庭に會合し、大輔が所爲を見て、志のところ所存誠に不敬なり、邪を翻て正に歸る情ありとぞ感じけり、大輔宇治合戦やぶれければ、平等院の門外に進出、高倉宮未是に御座有、參て見參に入者共とて、持て開て走出ければ、馬の足ながれ百騎計馬より下、太刀を抜てぞ懸ければ、大輔は長刀振て勿懸ば、左右へさと引退き、中を開て通しけり、大輔は河を下に落て行、足はやめ飛が如し、馬も人も追付ざりければ、唯遠矢にぞ射けり、大輔は川の耳に物具ぬぎ捨、しづくと川を渡り向の岸におよぎ付、いかに殿原渡し給へくと申、我寺へこそ歸りにけり、

筒井淨妙明春

三井寺僧、自門他門に被免たる惡僧也、橋の手にぞ

向ける、今日は事を好てぞ裝束したり、がまの褌の冑直垂に、紺の頭巾に黒絲威の大荒目の冑の一枚交なるを、草摺長にゆり下り、三枚甲の緒を強くしめて、くろぬりの太刀の三尺五寸あるに、練つば入て熊皮尻鞘をさす、同毛色のつらぬきをぞ帶たりける、黒塗の籠に、塗籠に黒つ羽を以てはぎたる矢を、二十四差たるを頭たかに負なしつ、七もぢりなるまゆみのしめ塗にぬりたるに、塗つる懸て真中を取、烏黒の馬の七寸にはづみたる、黒鞍置に熊皮泥障指てぞ乗たりける、同宿二十人同毛色に出立、三尺五寸の長刀童に持せ具足せり、明春云けるは、殿原暫軍止め給へ、其故は敵の楯に我矢を射立て、我楯に敵の矢をのみ射立られて、勝負有べきとも不見、橋の上の軍は明春命を捨てぞ事行べき、續かんと思人は連やと云儘に、馬より飛下てつらぬき拔捨、橋桁の上に舉りて申けるは、者その者にあらざれば音にはよも聞へ給はじ、園城寺には隠なし、筒井淨妙明春とて一人當千の兵なり、手なみ見給へとて散々に射ければ、敵十二騎射殺して十一人に手負て、一つは殘して籠にある矢種盡ければ弓をばかしこに投捨、彼はいかに

と見處に、籠も解て打すて童に持せたる長刀取、左の脇にかい挟みて、射向の袖をゆり合せて、しころを傾橋桁の上を走渡る、橋桁は僅に七八寸の廣さ也、川深底見へざれば、普通の者は渡べきにあらざれども、走渡りける有様、淨妙が心には一條二條の大路とこそ振舞けれ、二十人の堂衆等續ざりける、明春元より好所也ければ、今日を限と四角八方と振舞て飛廻りければ、面を向る者なかりけり、電光の如にひらめきけり、立ちに敵九騎討捕て、十人と申けるに甲の鉢にした、かに打當て、長刀こらえずして折ければ、河へからと投入て、太刀抜て戦けり、太刀にて七騎討捕、六騎に手負て休居たり、平家の方に惡き法師の振舞哉、さのみ一人に多者討れたるこそ安からねとて、しころを傾てながえを指出したる兵あり、明春是を見て面白し、東門五色の熟瓜ぞやとて、甲の鉢を打破て喉笛まで打さかんと打たりけるに、太刀もこらえずして目貫穴のもとより折にけり、太刀は折たれども甲も頭も打破れて、眞逆に川中へぞ落にける、憑處は腰刀計也、腰刀を抜持てはね係りて戦けり、死狂とぞ見えたりける、見之て皆命を不惜戰、明春一來二人

して八十二人討、淨妙俄に彌陀願力の舟に心を係て、
宇治川に洗むをみれば彌陀佛誓の舟ぞいと戀ひしき
明春心は猛く思へども、手負ければ引退て、平等院の門外芝の上にて物具ぬぎ置、冑甲に立所の矢六十三、大事の手は五所なり、閑所に立寄て彼是灸治し、頭はからげ弓打切杖につき、平足駄著て獨言して云けるは、法師等が外は軍心に入たる者はみえず、いかにも始終墓々しからんとて、阿彌陀佛申て奈良の方へぞ落行ける、

後中院但馬房

箭切と申ければ左の脇に長刀を挟、右の手には三尺二寸の太刀抜持て、敵の射矢を切落す、下る矢をば踊越ゆ、上矢をばついく、向矢をば伐落す退、さてこそ矢切か、りければ、身に立矢こそなかりけん、其間に敵八人討捕て引退、さてこそ矢切の但馬とも申けれ、橋を引てければ敵數千騎、但馬・淨妙・一來此等三人橋桁を渡りける、敵共残り少く被切落ければ渡る兵なし、

一來法師

十七歳になりけるが、明春少も劣らず連けれ、橋桁

はせばしそばより通るにも非ず、明春に並たりける
一來、今は暫く休給へ淨妙房、一來進で合戦せんと云
ければ、尤然べしとして行桁の上にもと平みたる處ぞ、
無禮に候とて一來法師、兎はねにぞ越たりける、敵も
御方も是を見て、はねたりくあつはねたり、越た
りくよつ越たりと、美ぬ者こそなかりけれ、此一來
は普通の人より長ひきく勢ちいさし、肝神の太きこ
と萬人に勝れたり、さればこそ甲冑をよらい、弓矢
兵杖を帶しながら、身の惜事をも顧ず、あれ程狭き
行桁を走渡、大の法師をかけずはね越たりけれ、太
刀のかげ天にも在地にも有、雷などのひらめくが如
し、切落し切伏ふる、者數を不_レ知、上下目を澄てぞ
待ける、

法輪院荒土佐鏡鏝

寺法師名には雷房とぞ申ける、雷は三十六町を響か
す音あり、此土佐も三十六町の外に在る者を、呼驚
す大音聲なれば、さだかにはよも聞えじとて、岸の
上の松の木に上て、一期の大音聲今日を限とぞ呼け
り、一切衆生法界圓滿輪、皆是身命爲_二第一寶_一とて、生
ある者は皆命を惜習なれども、致_二奉公忠勤_一の輩、更

に以て身命を惜事あるべからず、況合戦の庭に敵を
目に懸ながら、轡を押へて馬に鞭打ざる條、致_二大臆
病_一處也、平家之軍將心をとせり、源家の一門なら
ましかば、今は此河を渡なまし、榮花を一天に開く臆
病を、宇治川の橋の畔に現す、禁物好物自在にして、
四百四病はなけれども、一人當千兵に會ぬれば、臆病
計は身に餘りけり、良平家の公達聞給へ、此には源
三位入道殿の矢筈を取待給ぞ、源平兩門の中に撰
まれて、鵠射給たりし大將軍をや、臆する處尤道理
也、爰に一來法師太刀を振は、二萬餘こそ引へたれ、
尾籠なり見苦く、思切て渡やくとぞ呼ける、

律淨坊日卯

寺法師、宮の御供して光明山にて打死す、頼朝流人
にて伊豆に御座せし時、忍て諸寺諸山の僧徒に祈を付
給ひけるに、寺には律淨坊を以て師匠に憑給へり、日
卯八幡宮に參籠すること十日、無言大般若を讀ける
に、七百日に當る夜、御寶殿より金の鎧を給と示現
を蒙りたりければ、悦をなし夜を以日に續伊豆國へ
馳下り、此由兵衛佐殿に語申、聞給ていか様にも末憑
もしき事にこそと夢合し給て、世に候はば思知べし

と宣たりけるが、平家滅亡の後に兵衛佐殿三井寺へ
尋給けるに、治承の比宮の御供申て、光明山の鳥居
邊にて打死也と申たりければ、不便の事にこそ、且は
祈の師也、又夢の勸賞も宛給はんと思しに、死ける
事の無慙さよ、但其人なければとて、兼て存せし事
争か空かるべきとて、伊賀國山田郷を三井寺へ寄ら
れて、律淨坊が孝報養恩無退轉とぞ聞ゆる、

伊賀坊

日卯の弟子、光明山にて宮討れさせ給まで御供して、
命も惜まず戦、律淨坊も打死して失にけり、心は猛く
思へども、小勢は力及ばず、奈良の方へ落にける、

讚岐阿闍梨覺尊

園城寺の法師、宮の御供仕、光明山にて流矢に宮の御
片腹に立たりければ、御馬より落させ給、覺尊長絹
の衣違袖して下に腹巻きて御伴に候けるが、馬より
飛て下り奉_レ抱、黒丸と申舍人計ぞ候ひける、覺尊と
二人して、相構て御馬に搔のせ進せんとする處に、飛
驒判官等落合て宮の御頸を取り、

金剛院六天狗 鬼土佐 佐渡 備中
備後 能登 加賀 小藏尊月

尊養 慈行 樂住 金拳玄永

寺法師、宇治橋の戦に淨妙一來に續、命を不_レ惜戰、

佐太夫宗信

六條宰相宗保卿の孫、左衛門佐家保子、高倉宮の殿人
が、宮に御身離れず御伴に候て、三井寺宇治までも參
たり、宮の落させ給ければ、三位入道の油鹿毛と云馬
に乗て、後進せんと打けれども、馬弱くて進みえず、
敵は後より責かくる、無_二爲方_一馬を捨て新野の池の
水の中にはい入て、草に顔を隠して蛙などの様に泣
居たり、宮は今奈良坂にもかへらせ給ひぬらんと
思處に、軍兵のけ甲に成て雲霞の如に歸ける中に、淨
衣著たる死人の首もなきが、あふたに昇れて通るを
見れば、腰に笛をさせり、穴心うや宮の御むくろに
こそ、早討れさせ給にけりと思て走出て、いだきつ
き進らせんとまで覺けれども、さすが武士共恐ろし
ければ其も不_レ叶、御笛と云は御秘藏の小枝也、此御
笛をば我死したらん時は必ず棺に入よと仰けると
ぞ、佐太夫後に語たりける、太夫は夜に入て池の中
よりはひ出て、はうく京へ上りにけり、甲斐なき
命ばかり生て、五十までは官もなかりけるが、正治

元年に改名して近江守になり、郡輔とぞ云ける、

新宮十郎義盛

爲義入道十男、平治合戦義朝順後新宮に隠籠、治承の比上京脱カす、令旨の御使誰か可勤と仰ければ、頼政申けるは、外人は憚有べし、十郎折節在京に侍れば、被召て使節を可被仰合一かと、可然とて義盛を召、事次第委被三下知ければ、十郎畏て平治年中より新宮に夜晝安き心なし、いかして素懐をとげて、再平門の恥をきよめんと存る處に、今蒙嚴命候身幸に侍、一門誰か子細を申べき、速に東國へ罷下り、同姓の源氏年來の家人を催上候べしとて、御前を立處に、三位入道申けるは、令旨の御使を勤候はんには、無官にては其恐有べしと申せば、然るべしとて當坐に藏人になされけり、十郎藏人は義盛を改名して行家と名乗、九日令旨を給て十日の夜半に、藤笈を肩にかけ柿の衣に装束して、熊野にて見習たれば山伏の學をして、海道に係つて下りけり、先近江國より奥州まで下にけり、此事のあらはれける事は、十郎藏人東國下向の時内々申下ける事は、平家は悪行年積りて、法皇を鳥羽の御所に押籠奉て、忽に逆臣となるに依て、彼輩

追討すべきよし宮の令旨を給て、姓同源氏年來の家人を催促の爲に關東へ下向す、早く家人等に相ふれければ、那智新宮の者共寄合々々、かくすくと私語けれども、平家の祈の師の本宮大江法眼これをき、十郎令旨を給り東國へ下り、平家を亡さんとするなすが、那智新宮之大衆等源氏の方人せんとて用意有けれ、いざや推寄滅さんとて、大江法眼大將軍して、三千餘騎舟に乗て新宮よせて、大衆此事を聞二千餘人新宮の渚におしよせ、一日一夜戦大江法眼打負る、大江が甥和泉國住人に佐野々法橋軍に負、山に逃籠て息つき居たり、内消息を書て福原へ奉る、

下河邊藤三郎行吉

頼政の郎等下總國住人、宇治戦に山内・須藤瀧口後綱が頸の骨を射、治承の戦に藤三清恆と有、ふしん、

省播摩次郎 授薩摩兵衛 連源太 與右馬允 競瀧口 頼政騎射時供 丁七唱

頼政の郎黨渡邊黨、保元の合戦より平治戦にも仕、治承の頃入道三井寺入給ける時、競瀧口と云者弓矢取ては並敵もなく、心も剛に謀もいみじかりけるが、而

も王城第一の美男也、宿所は平家之右大將の六波羅の宿所の裏築地なり、入道三井寺へ落給けるに、傍輩ども此事を競に告知せんと申、入道さらで有なん、彼家は平家の近鄰也、周章たる使にて角と云物ならば、妻子所從泣悲て物運して、逃運び逃隠などせば中々悪かりなん、只打棄て音なせそ、競は深く入道を憑たり、又謀賢者なれば、いづくにも落付所をだにも聞ならば、時を指て來らんする者なりと宣へば、打捨て告ざりけり、入道は宮を尋ね進て三井寺と披露あり、右大將人を遣て、競も供して行けるかと被見、使歸て競は未是に候と申、まこととも不覺存の外なり、入道の内には競こそ一二の者よ、いかに供をばせぬぞ、僻事にこそとて、檜太郎友真・讚岐四郎大夫廣綱二人を遣て、隨に見て參と宣ふ、此等も歸參てさりげもなくて宿所に候と申、さらば召とて召ければ、競は使と共に參たり、大將出合宣けるは、いかに主の入道は寺へと聞に、汝は伴もせざりけるぞと宣へば、競は角とも告給はねば争か知侍るべきと申、さもあらずとよ、入道の内には、汝等こそ一二の者と世に沙汰するに、告ざる事大に覺束なしと宣へば、競、其も様こそ侍らめ、

但此間怨み申子細候に付、心を置る事共侍り、假令は入道殿こそ告給はずとも、親者多候に角とも申さぬは、よく主人の勘當の深ければこそ、加様の大事には一人一人も大切にこそ侍べきに、さすが競などを打すて給事は、おぼろげの所存にはあらじ、其上は又追て參するに及ばず、慕も様によるべきことなれば、當時はさてこそ候へと申、大將打うなづき、年來はしくと思て、入道にも度々乞しかど叶はざりつるに、然るべき折節なり、よき侍一人儲たりと悦て、向後は宗盛に憑かし、三位入道の恩程の事はなか思宛ざらんと宣へば、競はあらはかなの宣事や、縦令は失とも宮仕はすまじき者を、但只今いなと云べき折に非ず、相從はんと思て申けるは、競させる身にあやまる事候はず、身にも命にも替候はじとこそ存つれども、入道此間心を置給へば、奉恨奉公も不仕、内々は申入ばやと存候つるが、主に中途ていつしかと人の御景迹も恥し、自然の次をと存處に、此仰身の幸也と申、大將不斜嬉げにて、見參の始なればとて、随分祕藏し給ける小糟毛と云馬に貝鞍置、遠山と云馬引具し、黒絲威の鎧甲皆具給てけり、競は畏てほくそ

笑て罷歸りぬ、大將宣ひけるは、能侍儲たり王城一の美男也、心剛に弓矢取てよし、渡邊黨の最中也、此裏築地を朝夕に出入を見るにも、目醒しくほしかりつるに、期も有りけりと悦給、競家に歸りてもさすが覺束なくて、早晚人を遣して競は有か候と、又人を遣て競は有か候と、隙なくこそ問ひ答けれ、競思けるは、是程の大事を思立給ながら、告給はぬ事は眞實に遺恨也、大將の打たへ語ひ給ふもいな難し、時の花をかざしの花にせよと云事あり、さてもあらばやと思けるが、又按じけるは、告給はぬも様あるらん、六波羅近き家なれば無骨なり、中々にとも被_レ思つらん、忠臣不仕三_一君と云事有、我争か相傳の主を捨て奉て、今更平家にうげくひをしざらん、末代までも名こそ惜けれと思て、大將より給ぬる鎧著て、小槽毛に乗遠山に乗替て童乗て、郎等三騎家子二騎都合七騎にて、三井寺へとて打出けり、大將の總門の前を通とて、手綱かひくり鎧踏張立上り、門の内へのぞき入、高聲に申けるは、競こそ只今御前を通侍る、昨日御馬鏡悦存れば、尤御宮仕申べく侍れ、年來の主君戀く思奉候へばこそ、罷越候よとよばりて打過けり、

競は瀧口の名残を惜けるにや、白羽の矢をぞ負たりける、大將の侍兵これを聞て、競こそ小槽毛に乗てしかか_レと喚て、門前を下馬もせで通侍、奇怪に覺れば追係て討留なんと申、大將はぬけ_レとしなされ尾籠の男にこそ、但止る事はいか_レ有べき、小槽毛は早走也、一町共延なば追付難し、競は弓の上手也、小勢にてあやまちすなよ_レ、さる白癡にはゆきあはぬにはしかじ、音なせそと制し給ふ、競寺に馳著て親子者共に、いかに口惜も御大事角とも告給はではおはするぞと恨申ば、さればこそ告んと申つるを、入道殿の仰に、競が宿所は大將の向なれば、つげては中々無骨也、何處にも落著ぬと聞なば、深く我を憑たる者なり、時を指て來るべき者ぞと仰の有つれば、さてこそと答ければ、競扱は嬉_レこそ、何事に御隔あらんと心元なく侍りつるに、つげすとも聞ては參べき者ぞと憑れける競こそ、身ながらもいと惜けれとてぞ有ける、競進出申けるは、右大將家へ被_レ召間、事の體をも伺見んとて行たれば、いかに入道と共に入寺はなきぞ、我に宮仕せよとて甲冑馬鞍引出物に得たる宿所に歸りたれば、隙なくある_レと問給つる

事一々に申、馬も鎧も盗て取たらばや不當とも云れめ、賢人も折にふるべし、係る時は物具も乗り物も大切也と存て參つるに、大將の門前にて名乗て通つること語畢て、さても競を宗盛年來の主を捨て、他人の門踏んずる者と思けん事のおふなさよと申たりければ、宮を始進て僧も俗も笑つほの會にてぞ有ける、伊豆守仲綱は木下丸を大將に乞れて、仲綱打はれとて云たりけるを安からず思ければ、小槽毛を取寄て髪をかり法師に切て、平宗盛入道と全焼して、京へ向てぞ追放、未曉大將の六波羅の大庭に放れ馬あり、よく_レ見給へば小槽毛也、是はいかに引廻し引廻し見給へば金焼したり、大將木下が報答せられたりとぞ宣ける、其後宇治軍はいす大將兵共虜て進せ、鋸にて頸きらんと下知し給、競は先に心得て散々に戦打死す、

猪早太

頼政の郎等、遠江國住人也、頼政大内媚物射し時に供す、媚物を而も五月の暗夜に射とて、主従三人出けるが頼政向_二早太_一、我所存汝得たりやと問ければ、先立て存知仕りて侍、今度殿下より蒙_レ仰給媚物を、殿上

にて一矢に射損じたらば、二の矢に可_レ奉射、殿下去ば懸て以_二骨食_一我御頸を給て出よとこそ、被_二思召_一候らめと申ければ、汝言は大菩薩の御詫宣とこそ覺ゆれ、憑むぞとて宿所を出、

満馬之允 列源太

頼政郎等、治承の戦に仕、

小源太嗣 内藤太守

助小藤太重 助源次加

頼政郎等、宇治の戦に功、源次加伊賀國住人、森小平

太利宗射落す、

安藝判官基盛

保元元年七月六日新院御企有付、檢非違使皆關々へ向、基盛淀路へ向、法性寺の一橋邊にて、馬上十騎上下二十餘人にて、宇野七郎源親治新院の御方に參行逢戦生捕、此親治は清和天皇九代の御末、六孫王七代大和守頼信に四代後胤、中務丞頼治が孫、下野權頭親弘が子、又基盛者清盛次男、主上御威有て正四位下に被_レ成、

六條判官爲義

六孫王五代の後胤、伊豫守頼義が孫、八幡太郎義家が

四男、十四歳の時舅美濃前司義綱謀叛を起、發向し義綱出家仕る搦捕、又十八歳の時南都の大衆朝家を奉_レ恨事有、罷向防げと被_二仰下_一、俄事にて折節無勢にて、僅に十七騎にて栗栖山向、數萬騎の大衆を追返す、保元元七月新院御謀叛付、被_レ頼奉り院御方に參る、義朝の外子共相具、爲義重代鎧八領、

月數 日數 源太が産衣 八龍
澤瀉 薄金保元に爲 楯無 膝丸

源太産衣膝丸は、嫡々に傳事なれば、下野守遣す、外は、子共五人に著せる内、爲朝器量人に勝れて、常の鎧は身にあはざりければ不_レ著けり、此膝丸と申は、牛千頭が膝の皮を取成たりければ、牛の性や入りけん常に現じて主をきらひける、去ば塵などを拂んとて、も、精進けつさいして取出しけり、保元元七月十一日の軍やぶれて、三河三郎太夫近末と云者の家に有て、東國へ下らんとしけるが、運や盡たりけん忽に重病を請て、心身苦痛せられける時、郎等共も落失て、子共の外十八人計ぞ残りける、兎角して馬に痛はり乘て、箕浦の方へ行て船に乗らんとする處に、誰とは知らず兵三十騎計追來追散し、其時兵共行方不知成

にけり、爲義煩ゆる、中々東國へ下らん事も難_レ叶て、又三郎太夫が家に立歸て、日暮山上に上り、十七日出家とげ法名を義法房とつけ、子共向て、只義朝を憑て都に出んと思なり、汝等先何ならん木の隠巖の間にも隠居て、事静まらん程を可_レ待と宣へば、爲朝此儀不可_レ然、縦ひ下野守殿こそ親子の間なれば、助申さんとし給とも、天氣よも御免し候はじ、其故は新院は正しく主上の御兄にて渡らせ給はずや、左府又關白殿の御兄ぞかし、豈親とて罪科なからんや、義朝いかに被_レ申とも難_レ立こそ覺侍れ、御所勞なをり御座さば、只何ともして關東に越、今度上り合はぬ三浦介義明、畠山莊司重能、小山田別當有重等を相かたらひて、東八箇國を管領して暫しも座すべし、若京都より討手下らば、爲朝義一方承て思儘に合戦して、不_レ叶ば其時可_二打死_一、などか暫く支へざらんと申ければ、それも東國へ下著て事ぞかし、落人となりぬれば、何思も思に叶はぬ物なれば、降參せんと宣て、既に山より出給、子共皆引別れ、おのがさまに成ければ、只洲の森より雜色花澤を義朝の許へ使て被_レ申ければ、夜入て竊迎取り、去程に爲義が頸可_レ刎由

義朝に被_二宣下_一ければ、可_二宥置_一旨やうに、兩度まで被_二奏聞_一せけれども不_レ叶、今違背は清盛以下の武士に可_レ被_二仰付_一由、敕定重かりければ、鎌田次郎正清太刀取にて頸を打、六十三歳、五人子共義朝宣下り、方々より尋出し舟岡山にて切らる、

四郎左衛門頼賢 掃部助頼仲 六郎爲宗
七郎爲成 九郎爲仲

其内掃部助頼仲、死水を取て申けるは、我幼少よりして人の頸を斬事數多し、左様の報にや今日我身の上にて成にけり、兄にて御座せば左衛門尉殿こそ先立せ給て、御供仕へけれども、軍門の君の命なく、戰場に兄の禮なしと申せば、死を先にする道しかて禮を不_レ守にや、其上存る子細候、日比皇后宮の御内に申通す女あり、夜前も來て可_二見參_一由申侍しを、叶間敷由心強く申て返し候、定只今も尋來らんと覺え侍り、最後の有様を見せても無_レ詮、又不覺の涙を先立んも無_二本意_一思侍れば先立候、頸を延てぞ被_レ斬ける、其四人ながら被_レ斬けり、皆能ぞ見えたり、

四郎左衛門頼賢
爲義四男前左衛門尉、父と一所に有ながら、八郎爲朝

と先陣をあらそふ、既に珍事に及ばんとす、頼賢思けるは、今子共の中には我こそ兄なれば、今日の先陣をば誰かは懸んと云、爲朝は又、恐らくは弓矢取ても打物取ても我こそあらめ、其上判官も軍の奉行を仕らせらる、上は、我こそ有めと論じけるが、しばらく思按して、兄達をないがしろにするくせ者として、親に不孝せられしが、たましく勘當被_レ赦たる身の、父の前にて兄と先を論せん事、悪かりなんと思ければ、所詮誰々も懸させ給へ、殆からん所をば幾度も承て支奉らんとぞ申ける、頼賢是を聞もとがめぬ、則西の川原へ出向、月數と云鎧の朽葉色の唐綾にて威たるを著、大炊の御門を西へ向防けるが、爰を寄るは源氏が平家か名乗れきかん、頼賢名乗ければ、答て云、下野守殿の郎等相摸の國の住人須藤刑部丞俊通子、瀧口俊綱前陣を承て候と申せば、扱は一家の郎等ござんなれ、汝を射にあらす大將軍を射る也として、川越に矢二つ放つ、夜中なれば誰とは不_レ知、矢面に進たる者二騎被_二射落_一、四郎左衛門も内甲を射させて引退く、

乙若十三 龜若十一 鶴若九 天王七